

- (註一) アッシリア語アラビア語も同様である。
- (註二) キリシヤ語には *baiktos* の語源がなく、若し之を外來語とすればセムの語源が眞實であらう。
- (註三) Eusebius, *Preparatio Evangelica* I, 10, 18.
- (註四) Hist., Nat., bk. XXXVII, chap. 51.
- (註五) Cf. Lenormant, in *Revue de l'histoire des religions* III, 31 ff. Gruppe, *Griechische Mythologie*, p. 775 f.
- (註六) フォニキヤの習俗については Pitschmann, *Phönizier*, p. 204 ff. を見よ。
- (註七) Cf. Deut. X, 2; Ex. XXV, 16, 2 Chr. V, 10. 茲には竈の中の石には二枚の石盤となつて、之に十誡がヤーヅエイの指で書かれたと見えてゐる。之は若し上述の見解を正しとすれば、ある事物が最初はそれ自身神聖であつて、後に神の附屬物に轉化した一例である。

二九五 メッカのカーバの黒い石の起源は不明であるが、勿論之は隕石であるか、或はどうかして聖地と結合されたものである。之はそれ自身神聖と認められてゐるが、それが本來神を表はしたのか、又若しそうであれば如何なる神であつたかは不明である。(註)

(註) Cf. Hughes, *Dictionary of Islam*, s. v. *Kabab*; Wellhausen, *Reste arabischer Heidentumes*, pp. 99, 171.

二九六 石の神聖に關する信念、少なくともその一部分は酋長の墓に石を置く習俗(北方のアラビアに於ける如く)に基くのであらう。尤も此習俗は單に墓を保存する爲であつたらう。之と同様にヘルメスの柱の下に置かれた石も亦た道標と認められたであらうが、然も之には其石の集積が、それ自身神聖な性質を有するといふ感情を伴つたのである。(註) Stonehenge と Avebury にある石の圍も宗教的意味があつたのであらうが、その用途は明瞭でない。境界の石は最初は單に政治的意味を有つた

やうであるが、夫は自然に種族の境界の守護神に捧げらるゝに至つた。ローマのタルミスやバビロニアの諸神の如き之である。

(註) 石の集積とヘルメスの柱との關係については Welcker, *Griechische Götterlehre* II, 455. 及 Roscher, *Lexikon*, I 2, col. 2382 を見よ。旅行者の案内としてのこのヘルメスに就ては、之を沙漠漂泊者を保護する埃及のコントスのケム(Khem, min)及びサルナイニアの三國語で書かれた刻文にある "Eshmun" と比較せよ(Roscher, *Lexikon* article "Eshmun"; *Orientalische Studien* Nöldke gewidmet を見よ)

二九七 石は又その神聖の德によつて祭壇となるに至つた。(註一) 石はそれ自身神聖なものとして、又神を代表するものとして、神の食物である神聖な犠牲の動物の血を享けたのである。本來血は其一部を石に注ぎ其他は之を棄てるか又は神聖な食物として信者に飲まれたのであるが、時代の進むと共に、神が石から分離さるるに至るや、石は犠牲を供へる食卓となつたのである。(註二) かくて古い觀念は祭壇の側で犠牲を殺戮する習俗となつて残り、又は血液をば神聖な物の代表的要素として祭壇の端に注いたのである。後世ユダヤ人の儀式では此の血を注ぐことは、祭壇をば儀式上の汚れから清めるものと解釋されてゐる。(註三)

(註一) 本書一〇八〇を見よ。

(註二) M. R. Smith, *Religion of the Semites*, 2d ed pp. 202, 341; cf. Jevons, *Introduction to the History of Religion*, chap. XI article "Altar" in *Hastings Encyclopedia of Religion and Ethics*.

(註三) Lev. XVI 19.

二九八 元來は唯自然石のみが神聖であつて、神の表徴として用ゐられたやうであるが、思想の進

むに従つて、自ら加工した石をも同様に用ゆる風習を生じた。そこで一定の儀式に依て恰も野蠻人が精霊を崇拜物の中に勧請したやうに、神をば祭壇や家屋に容れ、又偶像を其住所とすることができると思はれるに至つた。(註)かゝる過程は最初は神を呪法に服従せしめ得るといふ信仰に基づくのであるが、後に至つては夫は神が若しその崇拜者が適當な供物を献するならば、彼等の祈願を嘉納するといふ神の友情に對する信仰に基づくに至つた。併し遙かに後代の儀式の中にも呪術的要素の痕跡は尙ほ残つてゐる。

(註) 此の勧請の方法については W. Crooke in Folklore, VIII を見よ。

二九九 或るセミテイタの寺院の入口に建てる石造又は鑄造の高柱は何の意味であるか明らかでない。例へばタイルに於ける地方神パールの寺院(メルカルト)(註一)エルサレムのヤーズエイのソロモンの寺院や、ソロモンの寺院を模してエゼキエルが建てた寺院に於ける如きこれである。(註二)尙ほアシユタルトの一形式たるカルタゴ人のタニト・アルテミスの寺院や、キプロスのイダリウムのアフロデイトの寺院から出た祈念の柱、及びキプロスの貨幣に出てゐるこの柱の形を對照すべきである。(註三) 此等の柱に對する種々の説明中之を男根の象徴とするものは證據が無いから暫く措くが、(註四)單に之を裝飾とするのは當を得ないのであつて、原則として古代寺院に在る各種のものは皆崇拜と結合してゐるのである。又此等の柱を事火の祭壇であるとして、(註五) 此の見解を支持する爲に上述せるキプロスの貨幣に在る形や、又水夫達がガーデスの二本の高柱のあつた場所で犠牲を捧げた事實を

引證してゐるものもある。(註六) 併しかゝる風習は柱の上に犠牲を供へたといふ證據とはならない。且之等の柱は一般にかゝる目的に供するには高過ぎるのであつて、彼等は燭臺とするにも高過ぎる程である。(註七) 之は寧ろカナンのマツセバの如き聖石から發達したものであつて、元來は神を表徴した石であつたが、寺院の慣用の附屬物となり、従つて建築法と調和して用ゐられるやうになつたと見るのが穩當であらう。即ち彼等は鈞合を保つやうに寺院の扉の兩側に一つづつ一對に置かれ、又威嚴を添ふる爲に非常に高くされたのである。(註八) 之が余り高くない時には燈火の臺に用ゐられたかも知れないが、夫は寧ろ二次的の用法である。エジプト寺院の前にある方尖塔オベリスクも同様に恐らく神の爲に建てられた神聖な記念柱であらう。(註九)

(註一) Herodotus II, 45; 彼はメルカルトとヘラクレスを同一視してゐる。

(註二) I Kings VII, 15-22; Ezek, XI, 49.

(註三) Perrot and Chipiez Histoire de l'art, vol. III, cf. Pieschmann, Phönizier, p. 205 ff. Rawlinson, Phoenicia, p. 328.

(註四) 本書三九九以下を比較せよ。

(註五) M. R. Smith, Reign of the Semites, 2d, ed P, 487 ff.

(註六) Strabo, III, 5, 5.

(註七) ソロモンの寺院にある神柱は高さ二十七呎で階段はないと記れてゐる。ヒエラポリスの寺院に附屬せる建築物を對照せよ (Lucian, De Syria Dea, 28)。

(註八) 高さを好む事はエジプトのピラミッドやバビロニアの Zigurat にも見えるが、兩者は共に高い所に上れるやうになつて居た。本書一〇八五を比較せよ。

(註九) Maspero, Egyptian Archaeology, p. 100 ff.

三〇〇 神や其他の超人的存在の偶像は親密な思想の對象を表現せんとする人類の自然的衝動から起るのである。如何なる野蠻種族も善悪二種の精霊や神の石刻や木彫を有てゐて、此等の偶像は概して人間の形體を具へてゐる。蓋し凡ての力は擬人的に考へられるからである。レヅイーユの指示せる如く、人間の形態に似てゐる樹根や樹枝が偶像の製作を促した事もあるが、併し此事實を説明するには一般の自然の藝術的傾向を以てしたら充分である。(註)

(註) 非偶像的なものから擬人的形態に進む推移はエフェシアのアルテミスの像に於て見られるのであつて、之は上半身は人間で下半身は柱である。(Roscher, Lexikon I cols 588, 595)

三〇一 偶像の有つ性質は文化の程度によつて異なつてゐる。低級な社會では偶像はそれ自身神であつて、神は偶像中に入り來り、偶像はその中に住む神と同じものであると思はれてゐる。かゝる場合には偶像はその神の脱出を防ぐ爲に繋留される事がある。若しその偶像が頑固で祈願を聴き入れないならば、打擲折檻され又は罵詈雑言されるのである。(註) 此の觀念は南部ヨーロッパの農民中に尙ほ残て居て、彼等は聖徒(基督教化された古神)をば恰も恐喝や誘惑によつて自由にし得るものと思てゐる。併し更に進んだ時代には偶像は單なる象徴となり、注意を集中して神聖な存在を想起せしむる爲の具體的な表現となるに至る。又種々の種族によつてかゝる神の表現に對する要望の程度が異なるのである。

(註) Tylos Primitive Culture, 2d. ed. II. 170 f. の例を見よ。又同書の Early History of Mankind, chap. VI を参照せよ。

三〇二 巖石は他の自然物と同様に傳説や神話の出立點である。此等は全世界到る處地上に横はり又は丘の形をなして峙つて居て、神秘的であるから何等かの説明を要するものである。かくして代々に傳へられた説明は、常に超人的な又は異常な人物や祖先や英雄や精霊と結合して居る。一々の巖や石に或る物語があつて、其はその環境と俗間の傳説から暗示された想像の産物であり、又英雄や精霊の物語に於ける挿話をなして居る。かくして巖石に關する物語は種族の歴史やその偉人の行蹟を記録して、その話を教へられたものには甚だ解し易き一篇の書を成するに至つた。之は時代と共に想像と思索の命するまゝに種々の追加を受けて益々發達し漸次文學的の形式を取るのである。オーストラリアのアランダの地方では、あらゆる巖石は神話の祖先の經歷中の或る事蹟と結合しかゝる物語は集つて習俗の起原の傳説的歴史をなしてゐる。(註) サモアとニューギニアでは多くの石が其地方的の英雄によつて其場所に置かれたものと云はれてゐる。北アメリカでは無數の巖石が其種族の神話の祖先や創造者と結合されてゐる。

(註) Spencer and Gillen, Native Tribes of Central Australia p. 138, etc.

三〇三 小岳は各地で精霊や神の住所とせられ、従つて神聖と認められた。その高さや大きさは之に威嚴を與へ(現今でも小岳は大いに空想をそゝる)、その高い頂上や起伏せる側面は危険と神秘に満ち

てゐる。神聖な山は北アメリカ、ベンガル、アフリカ其他にあつて、自然に此等は雨の神の所住でもあつた。かゝる山は之に住む精霊の爲に畏怖せられるが、又神の啓示が得られる場所と見做されて居る。(註) セミテイク、ヒンヅーやギリシヤの例證は何人もよく知つて居る。即ちヘブライやカナーン人のツナイ(或はホレブ)、ネボ、カルメル、ヘルモン等、アラビア人のメツカ附近のアラファト、パピロニアのエクール、印度のメル、マンダラ、ヒマヴァト等の諸山、ギリシヤのオリンボスやバルナッス山等の如きこれである。

(註) Mathews, Navaho Legends Index s. v. Mountains, article "Bengal" in Hastings, Encyclopaedia of Religion and Ethic; Tylor Primitive Culture II, 269, Hollis, The Nandi p. 48.

三〇四 山岳はそれ自身神聖な物としても崇拜されたが、(註一) 併しその崇拜は重大なものではなかつた。その形體は餘り堅固で運動がなく、従つて人間の興味は自然にその中に住む精霊や神に集中せられたのである。(註二)

(註一) Hopkins, Religions of India pp. 358 ff, 537, and Journal of the American Oriental Society, September 1910.

(註二) 神と各地の山との一般的關係については Rivers, The Theodas p. 444 を見よ。

三〇五 神話的想像は山嶽を諸神や光榮ある聖徒の住所や集會所となしたが、これは北方では普通のことである。又神話的のエクールはパピロニア諸神の住處であつた。(註二) 印度では人の登れないヒマラヤの諸峯が諸神の團體に與へられ、又神話的の世界の中心の山メールは偉大なる諸神の特別の住處であつて、そこに住む神は歡樂の生活を享受してゐるのである。(註三) テツサリアのオリンボス

の絶頂にはゼウスが部下の諸神に圍繞せられて鎮座し、此處で會議を開き、その命令を布告したのである。(註三) 神の住處に關する二様の觀念——山上と天空と——は或る時期の間共存して、共に遠隔と秘密といふ特質をもつてゐたが、しかし山上の住所は漸次無視されて神々は一層威嚴ある天上の住所を取るに至つたのである。

(註一) Jastrow Religion of Bablyonia and Assyria, pp. 541, 638; cf. Isr. XIV, 13. 神々の住處とせられてゐる多くのメサ

ロニアの寺院は「山」と呼ばれてゐた。

(註二) Hopkins, in Journal of the American Oriental Society, loc. cit., にはインドプラーマの神話的山嶽を書いて居る。

(註三) Ibid VIII, 201.

第四節 水の崇拜

三〇六 原始人にとっては水や火や風はその生活に關係ある爲に興味があつて、又その力や神秘性の爲に神聖である。(註) 此等は世界の『元素』とは認められずして、寧ろ幸福な生活に影響する個々の現象と思はれてゐる。此等の現象に關する原始人の觀念は宇宙發生論的でもなく又分析的でもなくして、人格的であつた。即ち此等は彼等が互に交渉する實體であつたのである。

(註) Bastian, "Vorstellungen von Wasser und Feuer," in Zeitschrift für Ethnologie, I; Tylor Primitive Culture, 2d ed, II, 209 ff. M. E. Smith Religion of the Fenians, lecture V.

三〇七 水の運動する性質は生命の徴と見えるから、夫は自ら種々の神聖な物の中に確固たる位地

を占めるやうになつた。一種族が密接な關係を有する泉池湖川は生活、治療又は卜占の源と認められた。海邊の住民は海をば驚畏の眼を以て眺めたのであつて、その深底は神秘的であり、その怒濤は戦慄すべきものであつた。

三〇八 水も動物植物籙物の場合と同じく、其の原始的觀念はそれ自身神聖であつて（勿論水は夫々自己の靈魂を有する）、身體の利害や卜占に與かつて力があるといふのである、ナイルやガンヂスやジョルダンの河水は病者を癒やし汚穢を清めると信せられてゐたが、之と同様の力はメツカのカーバのザムザム井の水にもあるとされてゐる。ハンニバルは特に河畔で祈誓したが、（註一）ステイクス河畔の祈誓は最も有力であつて、神をさへ拘束する力を有し、祈誓の證とする物は本來常に神聖であつた。ヘブライ人が嫉妬から行ふ試罪法では聖水が嫌疑を蒙つた婦人の罪の有無を決定したのである。

（註二）海は生きた者と見られその怒は供物に依て宥められ、夫は怪物であり又龍である。（註三）スバルタのクレオメネスは旅に出でんとする時に、牡牛を海に献じた。（註四）かゝる海に對する供物はマルデイブ諸島にも行はれてゐる。（註五）

（註一） Polybins, VII, 8,

（註二） Num, V.

（註三） Job VII, 12.

（註四） Herodotus, VI, 76.

（註五） Journal of the Royal Asiatic Society, X, 179; Bell, Maldivo Islands p. 73.

三〇九 水は宗教的儀式に於て儀式上の汚辱を清める手段として多く用ゐられ、又新生式にも用ゐられた。浴場は屢々宮祠の傍に建てられ（イスラム前のアラビアや現今イスラムに於ける如く）、浸禮

は進歩せる高尚な宗教（ユダヤ教キリスト教ミストラ教）に於て重要な部分を占むるに至つた。かゝる潔齋は一般に象徴的であつたが、或るキリスト教の信仰では、洗禮の水は甦生の力を有すると信せられてゐた。（註）蓋し之は水の神性に關する太古の觀念の殘痕である。

（註） Titus III, 5. の引照は洗禮に關係してゐるらし。

三一〇 水が單にそれ自身に生きた物と考へられるか、又は別個の獨立せる精靈の住處と考へられたかを明らかにすることは屢々困難である。野蠻時代の宗教には此點に關する詳細が殆んど記録されずして、知る事が出来ない。併し比較的後世の傳説に存する信仰によれば、此の第二の觀念も既に野蠻時代に構成されたく思はれる。ギリシヤ神話の水女やゲルマンの水魔水精等は精靈の進歩した形式である。凡て聖泉や神井には今尚ほ神ではないが、而も超人的な力を有する或物が住であると信せられてゐる。

三一 自由に人間が使用し得る住居に近い井戸や河は一般には人間に親しいものであるけれども、又一方には敵意ある一面を有してゐる。此等に住する精靈は時には人間に敵意あるものと思はれて居るのであつて、彼等は不注意に其邊をさまよふ者をその深淵へ引込み、何物も彼を救ふことはできない。かゝる害意ある者に對する恐怖は動もすれば溺死者の救助を妨げるのであつて、若し之を救はんとすれば水魔の怒は救助者に下るものと信せられてゐた。（註）

（註） De Groot, Religion of the Chinese, p. 10f. of the German Loubei.

三一二 時代の經ると共に眞の水神が現はれて來る。ギリシヤでは河川は悉く各自の神を有して居り、印度でもマハーブハーラタにはかゝる神がある。(註) イリアッドにはサントス河が溢れてアキレスを溺らせんとしたとあるが、夫は河の所爲か或はその流の神の所爲であるかは問題である。又水中に住する超人的な力が眞の神であるか又は精靈であるかを明らかにすることは常に不可能であつて、後者が恐らく暗々裡に前者の形式に推移したものであらう。

(註) Frazer Anthropological Essays presented to E. B. Tylor 中には創世記第三十二章二十四節中に擧げた者を河の神と見てゐる。

三一三 本來神聖な水は其の場所に居る神の住所となり、若くは此神に附隨して神聖なものとなつて、治療其他の力が此神の存在又は其の作用に歸せられる。(註) かくて聖水は如何なる不淨をも止むるを欲しないから、魔女や其他罪人の探索に用ひられるに至つた。例へば彼等が水中へ投せられるれば沈み得ないで、神の力によつて推し戻されるのである。

(註) Cf. John V, 4 (in some M S S)

三一四 川や泉の神は崇物や神話の上では重要な部分を占めてないのであつて、彼等の物質的機能は充分に明確ではなく、その活動は更に偉大な明確な地方神の活動の中に自ら吸收され包含されたのである。例へばカナンのバールが下界の灌漑の神である(註一)とすれば、夫は此神が特殊な地方の主神であつて、あらゆる現象を司配するが爲である。實際又バールは雨や雷雨收穫戦争の神でもある。故に雨神は一般に地方神と認められ、地方神の機能中雨を與ふる事は時に重要と思はれてゐたのであ

る。最も低級な宗教では雨を與ふる者は河に浸した聖石か、(註二) 或は王者又は祭司としての魔術師であつたらしい。而して此魔術師は雨を降らす責任があつて、若し豫期の効果が擧らない時は處罰されたのである。(註三) かゝる場合にその行事は多く模倣的魔術の一種である。(註四)

(註一) 之は M. R. Smith が Religion of the Semites, Lecture V. に論じた所である。氏のセミティックの水神に関する一般の説明を見よ。

(註二) Turner, Samoa p. 345 f. of the Roman Inquis manualis 本書一三六を見よ。

(註三) Frazer Golden Bough 2d ed. I, 81f. a は中に數多の例證を擧げてゐる。

(註四) Belton, Myths of the New World p. 17 Spencer and Gillen Native Tribes of Central Australia p. 189 f.

三一五 此に次いで高等な信仰の段階に至れば、若し地方神や種族神があれば、それが雨を與へると見做される。即ち古代のヘブライ人はヤーエイを、(註一) 又カナン人はバールを明かにかく見做した。雨が經濟的に重要なことから、低級な種族に於ても特殊の神がそれを與へるといふ觀念を生じた。(註二) 又一層複雑な神話では種々の神が雨を作る力を持つと信せられ、例へば印度ではダイヤウス、マルトト、バルジャニヤ、ブリハスバタイ、インドラ、アグニ(註三) 等の諸神は皆雨と關係を有し、アグニを除いては皆一般的な機能を具へた地方神から明らかに發達したのであつて、此事は彼等が種々様々の職分を持つて居ることから現はれてゐる。此と同様の事はゼウスやジュピターの雨神たる性質に就ても恐らく明かであつて、彼等は全能の守護神として、雨や其他あらゆる恵みを施したけれども、併し元來は空の神であつて、かくて自ら雨の特別の保護者となつたやうである。(註四)

(註一) ヤデーエーといふ名の一つの意味は雨を降らすものと云ふのである。

(註二) アフリカ、アメリカ、アジアに於けるかゝる諸神の例は Tylor, *Primitive Culture*, II, 259 ff. による。

(註三) Hopkins, *Religions of India*, p. 291ff.

(註四) 之は *Secrets of Eu on* (ed. R. H. Charles), chaps IV-VI 中にも見える。即ち雨露の實は最も低い天では天使に守られてゐる。

三一六 廣大な水は神話、多くは宇宙發生的の神話を生じた。水を世界の元素とする觀念は（エジプト、バビロニア、印度、ギリシヤ、ローマに於ける如き）、宗教よりも寧ろ科學に屬する。併し比較的進歩せる時代には水は光明や秩序の神の敵である一の怪物として現はされ、之よりして全ての神話文學が起つたのである。ビバロニアには一の大なる宇宙發生の詩が起つて、之には混沌たる水を龍の形に現はした者が（チイアマート、ムム、キング）、大なる役目を務め、(註) この神話の殘影は後の舊約聖書の中に見えてゐる。

(註) Jastrow, *Religion of Babylonia and Assyria* Index s. v.

三一七 進んで一層複雑な神話では河泉の地方神は漸次消滅して大洋の神が現はれてゐる。即ちバビロニアのエア、ギリシヤのオケアノスとポセイドン、ローマのネプチューン等であつて、之等と共に又此に従屬する數多の神々があつて、偉大な神々の眷屬であり、種々な特別の任務を課せられてゐる。

第五節 火の崇拜

三一八 人間が火を作ること知らなかつた時代があつたのは明らかで、現今でもその家庭での用法を知らない種族があるかも知れない。併しかくの如き無知は假りにあるとしても稀であつて、野蠻人も一般に火の作り方と、その物を暖め、調理に用ひる方法とを知つてゐる。人間が事物の起原を考へ始める時には、火は非常に不思議に思はれるので、火をば特に發見又は發明されたものと考へ、火の知識が神又は半神等の優れた者によつて人間に與へられたと考へるのである。かゝる恩人はナブホ人のハスツエチニヤ、バウネー人の『電光』、ブリタイツシユコロンビア、トムソン河畔の印度人の『海狸』と『鷲』、マオリ人のマウイ、及びアグニヤ、プロメテウス等である (註)

(註) Matthews, *Navaho Legends*, p. 37 Durey, *The Skidi Pawnee*, p. 8; Toti, *Thompson River Indians*, p. 56 f. R. Taylor, *New Zealand and its Inhabitants*, p. 136; Hopkins, *Religions of India*, p. 168 n. l. Ross, *he. Lemelkon*, article "Prometheus," 火の最初の發生や之を盗んで來ると云ふ記事は世界各地の野蠻な神話の中に見えてゐる。Fr. Benard, *Childhood of Man*, chaps. XXV-XXVII, Seligmann, *The Melanesians of British New Guinea*, p. 379 Tylor, *Primitive Culture* II, 277 ff. O. T. Mason, *Origins of Invention* chap III. を見よ。

三一九 火も他の神秘的な物と同様に一般に神聖視されてゐたが、神として崇拜されたといふ明確な證據はない。太古の状態がどうであつたかは知る事が出来ないが、吾人の有する記録に従へば、火は唯だそれ自身に神秘又は神聖として尊崇され、(註一) 或は精靈や神の住所又は所産として尊崇され

た。吾人の知れる始の文化段階では、多分火に内在し又は之を支配する神や精霊と火との融合があるやうである。(註二) 火の守護神は世界各地に発見されるのであつて、その形式や機能は社會の進歩の程度に従つて異り、レッドメンの獸神よりして、マオリ人、バビロニア人、メキシコ人等の分科神や、印度人、ギリシヤ人、ローマ人の一層複雑な神に至る迄稍々異つてゐる。(註三)

(註一) トーダ人 (Rivers, *The Todas*, p. 437) やナンデー人 (Hollis, *The Kandi*, p. 85) の間でもさうである。

(註二) 火とアグニを同一視することに就ては Bloomfield, *Religion of The Veda*, p. 158ff. を見よ。

(註三) 本書第六章を見よ。

三三〇 凡そ火の崇拜の中で最複雑な最興味あるものはベルシヤ人の崇拜であつて、かのアエスタの儀式は時々火そのものゝ崇拜を示してゐる。即ち、フアルガルド第十八章には家主を起たしめて、その両手を洗ひ、而して焰に清淨な薪を加へることを火が願つて居る。又ヤシユナ第六十一章は火に對する歸依歎願の讃頌であつて、その火はアフラマヅダの子と呼ばれてゐる。之は家主がその犠牲の報酬としてあらゆる生活上の祝福が已に降るやうにと祈願するのである。後世の著者の説いてゐる火の崇拜の爲めの數多の寺院も同種のものであるらしい。(註) 併しアエスタの他の部分と比較すれば、此處に引用した章句に於ては、アフラマヅダの創造物であつて彼に對して神聖な火が、アフラマヅダに依つて尊崇に値し、又彼によつて祝福の源泉となるといふ以上に、何等かの意味を有するか否かは疑はしいのである。かくてヤシユナ第十七章はアフラマヅダと彼の凡ての創造物を讃仰する頌歌であつて、之等の創造物中にはザラツストラの法則や、火(五種の異なる火)、牡中の靈魂、純潔なる行爲

アメイシヤスベンタ、天體及び善人が擧げられてゐる。かくの如き集め方は神聖觀念の漠然たることを示すのであつて、少なくとも此の讃頌を歌つた者が火を單に最高の一象徴と考へてゐたかどうか明かでない。

(註) Shahrastani (19th century), *Kitab al-Milal wa'l-Nihal*, a sketch of Religions and philosophical sects, Moslem and other (Chem. tr. by Haarbücker, p. 298 f.)

三三一 火と神の關係殊に犠牲に於ける火の用法は、火が主要なる役割を務める多くの宗教的儀式を生ずるに至らしめた。(註二) 或種の火は特定の神聖な人によつて點せられねばならなかつた。即ちかるゝ場合は例へば南部印度のトーダ人では新な搾乳場を訪ふか、又は古い搾乳場を再び聖化する時(註二) 中央アメリカのラカンドン人では香爐を新しく更へる時、(註三) レーミを祭るペルーの寺院では火を『太陽の處女』に托し、年中之を維持せんとした時、(註四) 又はヘステイアとエスタの寺院に於ける場合等である。ギリシヤの到る處ではベルシヤ人が居る爲に火が汚された時には、之を消して再びデルフイの聖火より採つて之を點火する定めであつた。(註五)

(註一) ホプキンスは (*Religions of India*, p. 105) 本来火であるアグニを太陽や電光と區別して、犠牲の火であると注意してゐる。 Cf. Bloomfield, *Religion of The Veda*, p. 157.

(註二) Rivers, *The Todas*, p. 437, p. 290 f.

(註三) A. M. Tozer, *Comparative Study of the Mayas and the Lacandonnes*, p. 133.

(註四) Prescott, *Peru*, I, 106c.

(註五) Plutarch, *Artistes*, 20.

三三二 火の淨化力は又明らかに早くより知られた事實であつた。
 三三三 犠牲に用ふる物質として火は一の象徴的意義を有するに至つた。ヘブライの儀式では『燔祭』は特に重要と見做されてゐた。カルタゴ人、モアブ人、ヘブライ人等は子供を火に依て神に捧げたのである。(註)

(註) 英語に「火を通らせる」(cause to pass through fire)と譯するヘブライ語は單に「火に依つて神に捧げる」といふ意味である
 三三四 火はその光輝の爲に宗教的構想に於ては太陽電光等一般に光明と結合し、かくて屢々神の光榮の一表現となつてゐる。(註)

(註) Ex. XIX 18; Ezek. I, 4 Ps. XVIII, 9 (8) Rig-veda III, 26, 7 (India)

三三五 光は時には獨立のものとして、又神聖なるものとして考へられてゐる。(註)

(註) Rivers, The Todas, p. 437. 創世記の第一章第三節には光は天體の創造の前に現はれてゐる。

第六節 風の崇拜

三三六 物質としての風の原始的な崇拜の跡は、多分近代の社會に残存する或る習俗の中にあるであらう。例へば風を宥和しその害を防ぐ爲に之に食物を捧げるが如きこれである。(註一) 又口笛によつて風を呼び得るといふ水夫等の信念は、原始の崇拜と關連してゐる模倣的魔術の一部に基いてゐる。アメリカの或る種族は風を神的存在と認めてゐるやうである。(註二) 併し祈願されるものは普通には風の精靈か、又は風の神(普通には或る特別な風)であつて、風の神の例證は世界各地に發見される

のである。(註三) 又風は神の乗物又は使者であることもある。(註四)

(註一) カリシヤ、テイロル、及近傍に於てさうである。(Wittke, Der deutsche Volksbergkult der Gegenwart, p. 86)

(註二) Dorsey, The Skidi Pawnee, p. xix

(註三) 本書六六二等を見よ。

(註四) Pakviii 11 [10], av. 3f.

三三七 上述せるが如き他の物質の場合と同様に、祈願されるのが、其物質であるか又は其神であるかは屢々知り難いのである。例へばアレキスの祈願は物質的の風に對してのやうに見えるが、然し之等の風を呼びに行くイリスは風が人間の様に酒宴をしてゐるのを見、其風は神々の如く行動してゐるのである。(註) 併し原始の觀念では凡て活動する物は擬人的と考へられて居る事を注意しなければならぬのであつて、上述せる如く、何の點で擬人的な物質が無くなつて精靈や神が起るかを定めることは困難である。

(註) Ilad XXIII 194 ff.

第七節 天體の崇拜

三三八 天體は最初は單に何か空中に投げ上げられた物、又はどうかして神や人によつて空に置かれた物と考へられたやうである。(註一) 其後一般の擬人的傾向の下に此等の物は人間的な存在と考へられて、その性質や歴史は各地方の様々の觀念に従つて作られたのである。彼等の起原は始めは種々

の原始社會に現はれたやうな創造者に歸せられてゐる。例へばナブホ人は之を世界の『最初の男』や『最初の女』や山犬などに歸してゐる。(註二)

(註一) Spencer and Gillen Native Tribes of Central Australia, chap. xviii Rivers, The Totas p. 595.

(註二) W. Matthews, Navaho Legends pp. 80, 223.

三二九 半開人には稍々精密な宇宙發生説が生じて、其中には日月星辰と共に天空の觀念が入て來てゐる。天空の起原に關する此等の觀念の中で最も注意すべきは、エジプトやニュージラランドや中東アフリカのマサイ人等の間に殆んど同一の形式を以て現れてゐるものである。即ち夫は二個の存在が互に結婚し、その一は上昇して空となつて世界を蔽ひ、他の一は大地として止まるといふのである。(註一) 日は普通は男性であるが、時には女性のこともある。(註二) 月の性に就ても異つた見方があるが、星は屢々日と月との子供と稱せられてゐる

(註一) Breasted, History of Egypt, p. 55; Taylor, New Zealand, 119; Hollis The Masai p. 279; cf. Turner Samoa p. 283.

(註二) Teit, Thompson River Indians, p. 25 (今の太陽は擬人的な太陽の娘であると云はれてゐる。)

三三〇 野蠻人は群星を人間や人間的な事物に似てゐると想像してゐる。(註) かゝる類似の觀念は文明人に依て加工されて茲に記述的な星宿の學問が生じ、その名稱の起原を説明すべき説話が作られる。而して此等の星宿神話は他の神話と結合されて、發達した神話に於ては大なる部分を占めてゐるのである。

(註) Tylor, Primitive Culture, I, 290 ff. 中の例を見よ。

三三一 高等な社會にも日月等の性については異つた觀念がある。『日』といふ語はサンスクリット、アングロ・サクソン、ゲルマン又は屢々ヘブライ等の諸語では女性であり、バビロニア、アツシリア、ギリシヤ、ラテン語では男性である。『月』はアングロ・サクソンやゲルマン、及び一般にサンスクリットやセミティックの言語では男性であり、ギリシア、ラテンでは女性である。かゝる相違の理由は日月と社會との經濟的關係や想像の働き方に之を求むべきであるが、その變化の歴史は明らかでない。之に就て下された一の説明は、夜間海陸を旅行する者には、月は力強い案内者であり保護者であつて、晝間日は壯麗なる婦人の如く見えたといふのである。其他多くの説明が提供されたが、何等一般的決定的な原理は與へられてゐない。(註)

(註) 後世の儀禮に於ける日月の位置については本書第六章を見よ。

三三二 日月の太古の擬人的觀念は將に眞實の神に達せんとする境界に立てゐるやうである。併し廣く行はるゝ太陽崇拜に於て、夫が生けるものと認められるか(之は屢々天空に住む人間又は偉大なる首長(註一)として現はれてゐる)、又は精靈の住む物體と、質的存在と考へられるか、或は完全に發達せる神(註二)と認められるかを決定するのは多く困難である。蓋し高等な觀念への推移は漸進的であつて、之に就ては月や星の表現と共に下に論じやうと思ふ。(註三)

(註一) Teit, op. cit., p. 54.

(註二) パツナー人の精細な精神の物語を見よ (Dorsey, The Skidi Pawnee)

(註三) 本書第六章以下を見よ。

三三三 天と地は萬物の祖先であるといふ見解は、多くの低級な人民や高等な人民特に支那人の間にあつて、此二者は時には既に單に與へられたものと思はれてゐるが、普通はその起原を説明する傳説があるやうである。天空は屢々一層古代の神話(マオリやエジプト)に普通に見る如く、女性であり、又屢々男性(ギリシャ・ローマの神話)である。(註一)

(註) ホリネシアの世界創造の觀念 (Urano-Chthonie) については Tautain, in *Anthropologie* VII (1896) を見よ。

三三四 雷と電光は原始の思想では互に獨立のものであつて、唯位置の關係から偶然に結合して考へられたのである。此等は蠻人の感情には恐怖すべきものであるが、(註一) 併し決して宗教的崇拜を受けなかつた。或る人民(北アメリカ、ブラジル、バクアナ、カーレン人等)の中にある雷の擬科學的説明に依れば、之は或る大鳥の羽搏きから生ずるといふのである。(註二) 更に普通には雷は神の聲で、電光は彼の矢であり、(註三) 又夫等は單に神より送られたものであるともいつてゐる。(註四)

(註一) Hollis, *The Nandi*, p. 113.

(註二) Tylor, *Primitive Culture*, I, 363; II, 262.

(註三) Ps. XXIX, v. XVIII, 14, 15 (13, 14).

(註四) Hrad, VIII, 76f; XXI, 198, etc. Hesiod, *Theogonia*, 14 of. にはゼウスの雷電はサイクツプロ人が観えたと思えてゐる。

第八節 人間の崇拜

三三五 吾人は自然に人間が動物植物及び其他の無生物と同様に、發達しない社會に於て宗教的崇拜の對象であつたと想像するのであつて、恐らく人間は動物植物や岩石よりも價值ある崇拜の對象と考へられたであらう。實際に人間の崇拜は昔から廣く行はれ又現在も行はれてゐるが、此崇拜に於ては野蠻人の感情は死者と生者とに明確な區別を設けてゐる。生者は直接に知られて理解され、又人間の弱點に犯されるものであつて、従つて獸類に對する程空想をそゝらない。然るに死者の靈魂は遠隔な觸知すべからざる神秘なものであつて、之こそ最も宗教的感情を喚起するものである。此等の崇拜の歴史は或點に於て不明であつて、數多の事實が蒐集されてはゐるが、尙ほ其材料はその習俗分布起源發達の詳細を完全に説明するに充分正確ではないのである。

(註) Bahstian, *Beiträge*; H. Spencer, *Principles of Sociology*; *Principles of Ethics*; Grant Allen, *Evolution of the Idea of God*; Wats-Gerland, *Anthropologie der Naturvölker*; Lippert, *Allgemeine Geschichte der Priesterthums*; Tylor, *Primitive Culture*; Codrington, *The Melanesians*; Frazer, *Golden Bough*; Wilken, *Handleiding voor de Vergleichende Volkskunde van Nederlandsch-Indië*; Steinmetz, *Ethnologische Studien zur ersten Entwicklung der Strafe*; Westermarck, *Origin and Development of the Moral Ideas*, Index, s. v; Kings, *Man-gods; Religions of Egypt* (Maspero); Meyer, *Wiedemann, Die uralte Steindorf*; Balyionia (Jastrow); India (Barth, Hopkins); China (De Groot); Greece (Grimpe); Rome (Auer); etc.

一 生者の崇拜

三三六 蠻人は人間の能力に制限を置かなかつたらしく、彼等は自然法の如何なる正確な知識をも持たないから、人間が病氣や死を與へ、雨を齎し、食物を得、其他生活に關係ある凡ての行爲をなし

得ると思はれるのは當然である。魔術師、豫言者、苦行者、及び聖徒は原始期にも後世にもかゝる方を有すると信じられてゐる。ポリネシアの諸酋長は神聖な性質を賦與されてゐて、其性質は彼等との接觸を危険ならしめると信せられ、従つて彼等の觸れた凡ての物は、常人にはタブーとなるのである。同様の神聖はローマのフラメン・デアリス(大祭司)や日本の皇帝や其他多くの高官にも附随してゐる。併し此の尊崇は單に神秘性の畏怖であつて、眞の崇拜への段階となり、時には崇拜そのものと殆んど區別し難いけれども、それ自身崇拜の程度には達してゐない。魔術師は神の代言者で民間信仰に於ては屢々實際上的な力を與へられてゐる。

三三七 事實上生きた人間が神として崇拜された場合は數多あると云はれてゐるが、かゝる報告には屢々疑はしいものがあつて、更に確める必要がある。旅行者や視察者は必ずしも之等の事實を正確に記述する位置に居らず、殊に彼等は必ずしも常に畏怖と宗教的崇拜とを區別せず、従つて蠻人の此點に關する説話は屢々漠然たるものである。Fitzner は所謂生者崇拜の夥しい實例を蒐集してゐる。(註一) 其一つである南部印度のトード人の搾乳者(Paloi)の例には最近の視察者は同意しないのであつて、其バルは非常に尊敬されてはゐるが、崇拜されてはゐないと云ふのである。(註二) 一見して明らかな崇拜の實例はバンジャブの神ニツカルセンであつて、之はゼネラル、ニコルソンであると云はれてゐる。(註三) フレーザーの擧げた他の事例——(マルクイサス諸島、ライアタイア、サモア、フィジー)では、實際に神格を與へた事があるらしい。

(註一) Golden Bough, 2d ed., I, 139 ff.

(註二) Rivers, The Todas, p. 448.

(註三) Montier-Williams, Religious Life and Thought in India, p. 259, 尙ほ Hopkins, Religions of India, p. 522 の註の例を見よ。

三三八 一層進歩した多くの社會では、生ける君主に神性が與へられてゐた。例へば古代エジプトの諸王や、古代バビロニアの諸王、支那の皇帝、トレミーやセリュコス諸王、或るローマの皇帝、メキシコとペルーの諸王、及び近代では日本の皇帝等である。之等は眞に神性を付與されたものか、或は單に神と同族たる事を認めるのか、將又朝臣の諛ひに過ぎないのか、之を決定することは必ずしも容易ではあるまい。かゝる觀念は恐らく種々の時代に存在したらしい。人間は神と同族であり、兩者の間に何等性質の差異がないといふ觀念は古いものであつて、神性を王に歸することは、原始文明の時代に於ても、又は比較的進歩せる時代に於てさへも繼續して居る。而して一度此慣習が設定さるゝや其は長く遵奉され、多くの人民は眞面目に之を承認するが、然し教育ある階級には漸次單なる形式と見做されるに至るのである。

三三九 此習俗の發達は『エジプト』に於て最も明瞭に見ることができるのであつて、(註一) 王とホルス(之は明らかにエジプト古代の保護神である)との習合は、歴史上ベルシャ人の征服期迄繼續してゐる。即ち王は『ホルス』又は『金のホルス』と呼ばれ、時には、(例へばメンツホテブ四世の如き)ホルスの嗣子と稱せられ、或はホルスの玉座に即くと云はれてゐて、『ホルス』の名を有し、

その神性を確認されてゐる。一神教的改革者アメンホテプ第四世でさへ『金のホルヌス』と呼ばれ、同時に彼は其特別の保護者を選ぶに従つて、レ、ミン、アモン、アモンレ、オシリヌ等の各神の『子』と呼ばれたのである、かく神と親子の關係を有するといふ見解は、ソースランドの一君主に諸神の『子』といふ稱號が與へられた事に例證されて居る。而して王は『善神』であつて、死せば昇天するのであつて、例へば第十八王朝のトトモス三世の如きこれである。

(註) 此記録に就ては Prestel, *Ancient Records of Egypt* を見よ。

三四〇 神的な稱號を公けの敬稱として用ゐることは早く紀元前十五世紀に、女王ハチエプストがアモンの娘であると公けに宣言された時に見えてゐる。アレキサンダーもかゝる公けの王績に依て、別にエジプト王家の親戚ではないのに、アモンの子と宣言された。又トレミー・フィラデルフオスは日の神の子となり、彼の妻アルシノエは嚴肅な儀式の下に女神とされた。エジプトの智識階級に於てはかゝる神的な稱號を一の傳承的な形式と認めることは、恐らく比較的古い時代に始まつたらしいが、かく容易に人が神とされるのは、彼等知識階級には眞の神性と矛盾すると感せられたであらう。併しながら神化された王の崇拜は嚴格に實行され、或る場合には生きた王が己の寺院や僧侶の從者を有して、神的崇拜を受けたのである。(註)

(註) Rawlinson, *Egypt*, II, 40f, 84; Ed. Meyer, *Geschichte des Alten Aegyptens*, p. 252.

三四一 『セム人が神稱を受けた王に對する待遇』は之と趣を異にしてゐる。王を神と見做す習俗は

唯太古のバビロニアに見えるのみであるが、その諸王が神と認められた證據は神に對する形容詞(スマリアのデインシル、セミテイツクのアン)が、碑文の中では王の名稱の接頭語となつてゐることである。(註一) かゝる形容詞は約千年間(略紀元前三千年より二千年迄)年代は不確實であるが)屢々現はれ、其後は無くなつてゐる。此風習の變遷の理由を説明する資料はないが、夫は神の觀念が人間に神聖を附與することができないうやうな時代に達したからであると考へるのが自然であらう。それは兎も角王の稱號の神化は崇拜上に何等の効果を齎したとは思はれない。即ち從來知られた證左では王は決して神的崇拜を受けたやうには思はれない。(註二)

(註一) 或る複合名に於て神の名が最初であればその形容詞は單に神に就て云ふのであらう。若し夫が神的な要素を有しない王の名のすぐ前にあれば其神の名は王に附くことは此等の碑文は次の諸書に見えてゐる。Schroder, *Keilschriftliche Bibliothek*, III, 5; Thureau-Dangin, *Sumerisch-Akkadische Königinschriften*, I, 14; 15; 16; 17; 18; 19; 20; 21; 22; 23; 24; 25; 26; 27; 28; 29; 30; 31; 32; 33; 34; 35; 36; 37; 38; 39; 40; 41; 42; 43; 44; 45; 46; 47; 48; 49; 50; 51; 52; 53; 54; 55; 56; 57; 58; 59; 60; 61; 62; 63; 64; 65; 66; 67; 68; 69; 70; 71; 72; 73; 74; 75; 76; 77; 78; 79; 80; 81; 82; 83; 84; 85; 86; 87; 88; 89; 90; 91; 92; 93; 94; 95; 96; 97; 98; 99; 100; 101; 102; 103; 104; 105; 106; 107; 108; 109; 110; 111; 112; 113; 114; 115; 116; 117; 118; 119; 120; 121; 122; 123; 124; 125; 126; 127; 128; 129; 130; 131; 132; 133; 134; 135; 136; 137; 138; 139; 140; 141; 142; 143; 144; 145; 146; 147; 148; 149; 150; 151; 152; 153; 154; 155; 156; 157; 158; 159; 160; 161; 162; 163; 164; 165; 166; 167; 168; 169; 170; 171; 172; 173; 174; 175; 176; 177; 178; 179; 180; 181; 182; 183; 184; 185; 186; 187; 188; 189; 190; 191; 192; 193; 194; 195; 196; 197; 198; 199; 200; 201; 202; 203; 204; 205; 206; 207; 208; 209; 210; 211; 212; 213; 214; 215; 216; 217; 218; 219; 220; 221; 222; 223; 224; 225; 226; 227; 228; 229; 230; 231; 232; 233; 234; 235; 236; 237; 238; 239; 240; 241; 242; 243; 244; 245; 246; 247; 248; 249; 250; 251; 252; 253; 254; 255; 256; 257; 258; 259; 260; 261; 262; 263; 264; 265; 266; 267; 268; 269; 270; 271; 272; 273; 274; 275; 276; 277; 278; 279; 280; 281; 282; 283; 284; 285; 286; 287; 288; 289; 290; 291; 292; 293; 294; 295; 296; 297; 298; 299; 300; 301; 302; 303; 304; 305; 306; 307; 308; 309; 310; 311; 312; 313; 314; 315; 316; 317; 318; 319; 320; 321; 322; 323; 324; 325; 326; 327; 328; 329; 330; 331; 332; 333; 334; 335; 336; 337; 338; 339; 340; 341; 342; 343; 344; 345; 346; 347; 348; 349; 350; 351; 352; 353; 354; 355; 356; 357; 358; 359; 360; 361; 362; 363; 364; 365; 366; 367; 368; 369; 370; 371; 372; 373; 374; 375; 376; 377; 378; 379; 380; 381; 382; 383; 384; 385; 386; 387; 388; 389; 390; 391; 392; 393; 394; 395; 396; 397; 398; 399; 400; 401; 402; 403; 404; 405; 406; 407; 408; 409; 410; 411; 412; 413; 414; 415; 416; 417; 418; 419; 420; 421; 422; 423; 424; 425; 426; 427; 428; 429; 430; 431; 432; 433; 434; 435; 436; 437; 438; 439; 440; 441; 442; 443; 444; 445; 446; 447; 448; 449; 450; 451; 452; 453; 454; 455; 456; 457; 458; 459; 460; 461; 462; 463; 464; 465; 466; 467; 468; 469; 470; 471; 472; 473; 474; 475; 476; 477; 478; 479; 480; 481; 482; 483; 484; 485; 486; 487; 488; 489; 490; 491; 492; 493; 494; 495; 496; 497; 498; 499; 500; 501; 502; 503; 504; 505; 506; 507; 508; 509; 510; 511; 512; 513; 514; 515; 516; 517; 518; 519; 520; 521; 522; 523; 524; 525; 526; 527; 528; 529; 530; 531; 532; 533; 534; 535; 536; 537; 538; 539; 540; 541; 542; 543; 544; 545; 546; 547; 548; 549; 550; 551; 552; 553; 554; 555; 556; 557; 558; 559; 560; 561; 562; 563; 564; 565; 566; 567; 568; 569; 570; 571; 572; 573; 574; 575; 576; 577; 578; 579; 580; 581; 582; 583; 584; 585; 586; 587; 588; 589; 590; 591; 592; 593; 594; 595; 596; 597; 598; 599; 600; 601; 602; 603; 604; 605; 606; 607; 608; 609; 610; 611; 612; 613; 614; 615; 616; 617; 618; 619; 620; 621; 622; 623; 624; 625; 626; 627; 628; 629; 630; 631; 632; 633; 634; 635; 636; 637; 638; 639; 640; 641; 642; 643; 644; 645; 646; 647; 648; 649; 650; 651; 652; 653; 654; 655; 656; 657; 658; 659; 660; 661; 662; 663; 664; 665; 666; 667; 668; 669; 670; 671; 672; 673; 674; 675; 676; 677; 678; 679; 680; 681; 682; 683; 684; 685; 686; 687; 688; 689; 690; 691; 692; 693; 694; 695; 696; 697; 698; 699; 700; 701; 702; 703; 704; 705; 706; 707; 708; 709; 710; 711; 712; 713; 714; 715; 716; 717; 718; 719; 720; 721; 722; 723; 724; 725; 726; 727; 728; 729; 730; 731; 732; 733; 734; 735; 736; 737; 738; 739; 740; 741; 742; 743; 744; 745; 746; 747; 748; 749; 750; 751; 752; 753; 754; 755; 756; 757; 758; 759; 760; 761; 762; 763; 764; 765; 766; 767; 768; 769; 770; 771; 772; 773; 774; 775; 776; 777; 778; 779; 780; 781; 782; 783; 784; 785; 786; 787; 788; 789; 790; 791; 792; 793; 794; 795; 796; 797; 798; 799; 800; 801; 802; 803; 804; 805; 806; 807; 808; 809; 810; 811; 812; 813; 814; 815; 816; 817; 818; 819; 820; 821; 822; 823; 824; 825; 826; 827; 828; 829; 830; 831; 832; 833; 834; 835; 836; 837; 838; 839; 840; 841; 842; 843; 844; 845; 846; 847; 848; 849; 850; 851; 852; 853; 854; 855; 856; 857; 858; 859; 860; 861; 862; 863; 864; 865; 866; 867; 868; 869; 870; 871; 872; 873; 874; 875; 876; 877; 878; 879; 880; 881; 882; 883; 884; 885; 886; 887; 888; 889; 890; 891; 892; 893; 894; 895; 896; 897; 898; 899; 900; 901; 902; 903; 904; 905; 906; 907; 908; 909; 910; 911; 912; 913; 914; 915; 916; 917; 918; 919; 920; 921; 922; 923; 924; 925; 926; 927; 928; 929; 930; 931; 932; 933; 934; 935; 936; 937; 938; 939; 940; 941; 942; 943; 944; 945; 946; 947; 948; 949; 950; 951; 952; 953; 954; 955; 956; 957; 958; 959; 960; 961; 962; 963; 964; 965; 966; 967; 968; 969; 970; 971; 972; 973; 974; 975; 976; 977; 978; 979; 980; 981; 982; 983; 984; 985; 986; 987; 988; 989; 990; 991; 992; 993; 994; 995; 996; 997; 998; 999; 1000.

(註二) 他の見解については次の書を見よ。S. H. Langdon, article "Babylonian Eschatology" in *Essays in Modern Theology and Related Subjects* (the G. A. Briggs memorial volume).

三四二 併しバビロニアの風習が正しくセミテイツクと云ひ得るか否かは疑問である。他のセミテイツク種族の何者にもかゝる風習は發見されないし、又古代セム系のバビロニア人は非セム系のスマリア人に負ふ所が多いから(前者はその文字の書方やある文學的材料を後者から借りたのである)、彼等がこの風習をもスマリア人より受けたとも考へられるのである。之がスマリア人のものであつた事

は碑文を除いては外に確かな證據はないが、此風習は或るアジアの非セム人の居る地方に發見されるから、(註) 夫がスメリア人間にも存在したことは可能である。併し此スメリア人の歴史は不幸にして餘り知られて居ない。此風習がバビロンに最初の大セミティック王朝が建設されると同時に無くなつたことは注意すべきである。

(註) 上述せる支那人と日本人の見解を比較せよ。蒙古人間にかゝる崇拜の痕跡はないやうである。(Bruckley, in. Russische, Lehrbuch der Religions Geschichte, (2d ed.), 西蔵では喇嘛教の中に同種の崇拜がある。

三四三 『ヘブライ人』の間には人間に神聖を附與することはない。エロヒム(英譯の聖書では『神子』と云ふ)は神である。法典は人が神を呪咀するを禁じてゐるが、『士師』を呪咀するを禁じては居ない。(註二) 蓋、士師は神と呼ばれてゐないのである。又古代のヘブライの諸王が神と見做された事を示すものは何もない。王がアドニスと同一視されたといふフレージャーの假説(註三)は舊約聖書の記事とは符合しないのであつて、『我主』(アドニ)といふ稱號が王に與へられたのは、單に尊敬と禮儀の普通の表現に過ぎない。多くの古代の公人即ち王や僧侶は頭に油を灌がれて官位に即いたのであつて、特に王は『ヤーヴェエに依て油を灌がれた者』である。併し王は神の代言者代表者としては、豫言者よりも寧ろ下位にあつて、唯テオアの婦人のしたやうな阿諛の爲に王は天使に似たものと見做された位である。(註三) ユダヤの一公子に用ゐられた *Ps. Sidon* なる稱號は(英譯聖書では『偉大なる神』)恐らく『偉大なる英雄』と譯すべきであらう。(註四) 『神』といふ稱號は又詩篇中に再三人間(士師)に與

へられたやうであるが、(註五) 之は寧ろ士師の働きをすむと思はれたギリシヤの神々に就て云つたものであらう。

(註一) Ex. XXII, 28 (27) 神(國神又は地方神)を呪咀する事は舊約聖書に屢々見えてゐる。エリの子等は此罪を犯した。

(註二) Sam. III, 13, *וְעַל מַיְמוֹתָיו* 其子等が此罪を犯しはしな、かと恐れた(Job. I, 5を見よ。此條下ではユダヤの老法學者 *Causa reverentiae* が「呪咀」を「祝福」に變へてゐる。又同じく I, II, II, 5, 9 を見よ。)

(註三) Adonis Atlas, Osiris, p. 15 ff.

(註四) Sam. XIV, 17.

(註五) Is. IX, 6 (5).

(註六) Ps. LVIII, 1 (2); IXXXII, 1, 6. 併し此最後の句は John K, 34E にはユダヤ人に就て云てゐるものと解せられる。Ps. XLV, 7 (6) のヘブライ語の原典は崩れてゐる。

三四四 人間に神性を與へることは『アラビヤ』にもなく、又一般にセム人の回教徒中にも存しない。或る人間を神の權化とするイスマエルとバビの教義はアリア人(印度人)より起つたものである。

三四五 『支那人』の大世界の普遍絶對な力の觀念は自ら其皇帝に神性を與へたのである。(註) 凡ての人類は神の本質の幾分を所有するものと想像されたが、皇帝のみは國民の首長、代表者として完全に之を持つてゐたのである。皇帝の思想、言語、行爲は理論的に完全であつて、單にその臣下の尊敬服従を受くる資格あるのみならず、又その宗教的歸依にも値したのである。併し他の國民と相識ることが多くなるに従ひ、教育ある支那人は皇帝をば單に世界の多くの偉大な君主の一人と思ふに至つたが、大多數の人民は尙彼を實際上神と認めて居り、又他の人物も神として崇拜されて居るのである。

(註) De Groot, Religion of the Chinese, 之は教義の哲學的形式であつて、此觀念の根源は明らかに、種族の酋長が擬神的性質を有するといふ古代野蠻の見解に存する。

三四六 『日本』に於ける皇帝の公式の神化は、西曆六世紀乃至七世紀に於ける此王國の建設と共に始まつたらしいが、支那と同様に之は原始時代の粗雑な觀念迄溯り得るのである。之は一般人民に嚴肅に信せられたが、哲學的形式を取らなかつたのであつて、現今智識階級には事實上斥けられ、又恐らくやがて全く消滅するであらう。(註)

(註) Knox, Religion in Japan, p. 64.

三四七 『ギリシヤ人』と『ローマ人』には生ける男女の神性に對する信仰は漠然たるものであつた。ホーマーの中に『ディオス』なる稱號が人間(個人又は種族)に與へられた場合には、高貴の人物といふ意味と大差はないのである(勿論實際に神的系統に屬するアキレスの如き神話的英雄は例外である)。後世ではかゝる神化は時々戯れに取扱はれたのであつて、若しブルタークに信を置けば、(註一)アレキサンダーは自己の神格を嚴密に考へず、之を信じもしなかつたのが、單に其が他人を服せしむる効果の爲に承認してゐたのである。又シリヤギリシヤのアンタイオタス二世が或都市に與へた功績の爲に、其感謝せる市民より『テオス』(神)と稱せられたのは冗談に過ぎなかつた。(註二)ヘロッドの雄辯が(註三)群衆より『神の聲』と喝采されたのは最も露骨な阿諛であつた。又アウグスツスは地方では彼に奉獻せられた寺院や祭壇を許可したが、明らかにかゝる行爲を恥ぢてゐたから、ローマでは之を許

さなかつたのである。(註四)初期の皇帝の中で最も不評判な皇帝カリギュラは、その存在中に彼自身の法令によつて神的崇拜を受けてゐるが、(註五)かゝる特殊の場合を除いても、人間が神となり得るといふ一般の觀念は、ローマ帝國の宗教的發達に一の顯著なる効果を及ぼしてゐる。(註六)例へば皇帝の像の前で焼香する習俗は(忠實なる基督教徒は之を拒絶した)一方では人生に神の存在するといふ觀念を強めつゝ、又明らかに此觀念を墮落せしめたのである。

(註一) In Alexander, 28, アレキサンダーの場合にはエジプトの影響が顯著であつて、此影響が後世のギリシヤ、ローマの習俗に影響した事も想像されるのである。

(註二) Appian, De Rebus Syriacis, LXV.

(註三) Acts XII, 22.

(註四) Boissier, La religion romaine(1878), I, 131 ff.

(註五) Suetonius, Caligula, XXII.

(註六) ローマ帝國に於ける世界的宗教の要求と、初期の儀禮に於て皇帝崇拜が準備されたことについては、J. Iyomochi's article "Caesarism" in Hastings, Encyclopedia of Religion and Ethics; Boissier, op. cit., bk. I, chap. II, を見よ。

三四八 『印度』と『波斯』の大なる國民宗教には、生者の神化は認められない、マゾダ教はヘブライ教と同様明かに神人の差別を建て、アフラマヅダは實質上絶對であり、ゾロアスターと此に次ぐ豫言者等は、救主サオシヤンヌをも含めて、共に、神に選任された人間であつた。(註一)吠陀の宗教は自然神を進歩せしめて居り、波羅門教では教徒の目的は神との結合であつて、獨立せる神格ではない。ムニ等は苦行修練の功により、神と同等若くは神以上の力を得て、神をして恐怖せしめるが、(註二)而も

彼れは唯古代の魔術師の如く有力なる人間たるに留まつて、神的崇拜を受けなかつた。(註三)近代では
 プー サマージの信徒は、首長センを神として崇拜したさうであるが、(註四)之は明らかに別の現象
 であつて、その起源は明瞭でない。佛陀は自分にも又その時代の人々にも全然人間であつた。西藏の
 大喇嘛に神性を與へることは、人間と神との本質的同一といふ古い觀念の殘存せる幼稚な非アリア人
 種の影響を受けた佛教の變化から生じたものである。

(註一) Spiegel, *Iranische Alterthumskunde*, bk. IV, chap. III.

(註二) Lassen's *Anthologia Sanscritica* 中の大ムニの力と衰亡の説話を見よ。

(註三) 多くの基督教や回教の聖者も神化されずして奇蹟を行ふ者であつた。

(註四) Monier-Williams, *Brahminism and Hinduism*, pp. 510 f.

三四九 酋長や王が神化されると、普通には他の神と同様に供物が捧げられ、其崇拜は多神教の一
 部分となるのであるが、彼等が古い地方神と交代し、又はかゝる神と同等の力を有したことは稀であ
 つて、彼等の崇拜は多神教の去ると共に過ぎ去つたのである。

二 死者の崇拜

三五〇 上述せる如く宗教史上死者の崇拜は生者の崇拜よりも廣く行はれ且つ有力である。歴史的
 に著名な人物の死後に於ける崇拜(之は生者崇拜と密接に關連してゐる)と、神話的祖先の神化と靈
 魂の崇拜とは之を區別したがよからう。

三五一 歴史的人物 單純な社會に於てその威力を示し、社會に利益を與へて人民の想像に深い印

象を與へた有力な人物が、死後には神的光榮を荷ふに至るといふのは自然である。ライアルは近代に
 於ける此種の事實を報道してゐる。例へばフランスの士官ヒデラバードのレイモンは神として崇拜さ
 れた。(註一)此外サマアや印度にある事實も報告されてゐる。(註二)リヴァースは南印度のトード人の傳
 説を記述して夫は本來人間であつた神の崇拜を證明するものであると云つてゐるが、かゝる傳説は信
 憑を置き難い(註三)。又エリスは神化の明確なる實例を二つ擧げてゐるが、(註四)之は共に暴君の神化であ
 つて(一人は一八一八年退位)、此に對して完全なる儀式を有する殿堂が建てられたのである。(註四)併
 し此の中の一人の神化は(多分他の一人も同様に)政治の指導者の考慮から出た行爲であつて、一般
 の人々の自發的な感情より生じたものではない。又エリスの擧げてゐる他の二つの地方神も傳説に依
 れば、アフリカ西岸の主要港たるホイダーの貿易を始めた二人のものであるが、此の場合に於ても傳
 説は亦充分信を置くに足らないのである。

(註一) *Fortnightly Review*, 1872.

(註二) Stair, *Sannoa*, p. 221; article "Bengal" in *Hastings, Encyclopedia of Religion and Ethics* (波羅門は屬々惡靈とな
 るが如く)。

(註三) *The Times*, pp. 193, 203, 446.

(註四) *The Ewe-speaking Peoples*, p. 88 ff.

三五二 エジプトの諸王は死後常に神とせられ、オシリスと同一視せられた。彼等の崇拜は本來の
 神の崇拜程神嚴ではなかつたが、而も著しく重要なものであつた(註)。之は恐らく死せる血族の崇拜が

修正され擴大されて、偉大なる代表的人物を崇拜せんとする欲求と結合したものと認められる。かゝる習俗はセム人には存在しなかつたのであつて、セム人は神と人の間に截然たる區別を設けてゐたのである。印度に於て宗教上顯著なるものは苦行してゐる聖者であつて、彼等は上述せる如く當時行はれてゐた汎神的思想の中にあつて、神の本質に没入し、時には神と同様に有力なものとなつたけれ共、死後は宇宙の『全一』に歸し、依然として人間的であつた。マゾダ教徒の信仰もイスラエル人と同様に死者を神と認めることは不可能であつた。

(註) Breasted, Records of Ancient Egypt.

三五三 希臘文明の世界に於て死者が時々神化された例は後に述べやうと思ふ(註一)。ローマでは此の習俗は比較的後期に起つたが、夫はローマ人の自發的な思想よりも寧ろ政治哲學の産物である(註二)。ローマ皇帝死後の神化はアウグスツスが企てたローマ人の生活改造に起因してゐる。彼は自分が信じても信じなくても、人民が信じてゐる古代の國民的宗教を再興することに統一の原理を認めたのであつた。ローマの宗教は大體國家の事業であつて、公供的の統率者は國家の高官であつた。アウグスツスはポンティフェックス・マキシムス最高司祭に任せられたから、此の高官を神の位に陞することは唯一歩の勞であつた。當時の識者は皇帝の存生中に此の榮譽を與へることを一般に拒んだが、彼を神視することは、祖先の靈の尊崇や、西方の世界の絶對君主たる皇帝の神聖なる地位と何等抵觸しなかつたのである(註三)。かくて一般民の感情は此神化を疑はずに忠實に承認し、知識階級は之を政策上の

事として認容したらしい。ユリウス・ケザルとアウグスツスを神位に陞せたことが先例を作り、死んだ皇帝は基督教が勝利を得る迄、神的崇敬を受けたのである(註四)。

(註一) 本書三五七を見よ。

(註二) 此場合に於ても夫は生者の神化に於けると同じく(上記三四七註)外部的の理由から起つたらしく思はれる。

(註三) Cf. article "Caesarism" in Hastings, Encyclopaedia of Religion and Ethics.

(註四) Boissier, La religion romaine, I, 182. 睡んでゐる傭兵がカラカラを神と認め元老院の布告を強奪した爲に之を英雄の列に入れた事實は、三世紀の宗教的觀念を説明してゐる。(Dio Cassius, ed. Boissier [Engl. tr. by H. B. Foster] LXXIX, 9).

三五四 支那では孔子が國教の特別な解説者として、又社會的政治的生活の原理を教へた權威ある人として神化されてゐる。彼の宗教的崇拜は政府によつて公的に實行せられ、又大多數の人民に實行せられてゐるが、之が教育ある階級に如何なる程度迄忠實に認められてゐるかは不明である。支那や日本では多くの軍神は史的人物が神化されたものと云はれてゐる。

三五五 或るシアー派に依てカリフ・アリが神とせられるのはアリア人の權化の觀念に誘導された宗教的熱狂の産物である(註)。

(註) A. Müller, Islam, I, 494; W. Muir, The Caliphate, p. 553 ff.

三五六 神話的祖先 神話的祖先は普通に土地人民の起源に關するものである。凡ての古代人民の傾向は彼等の名稱や起原を或る個人に歸するのであつて、かゝる命名は想像の産物であつて、又系統を示す神話(ヘレン、イオン、ドールス、ヤコブ、イスラエル)の産物として尊崇されたが、それは

必ずしも宗教的崇拜の對象ではなかつた。かゝる崇拜はセム人や(註一)ローマ固有の儀式には現はれてゐない。又此風習は最原始時代に發生したとは思はれず、寧ろ擬科學的思索や、明確なる歴史組織の要求の産物であつて、比較的後世の文學上の代表作の中に始めて現はれて居る。(註二)

(註一) イザヤ書六十三章十六節にはアブラハムはイスラエルの同義語であると見えてゐて、此の場合は國家の統率者が一部のユダヤ人を認めなかつたことに關係して居る。

(註二) モーゼの五書の物語を見よ。Herodotus, V, 66; Pausanias, I, 5, 1.

三五七 更に下つて如上の祖先として民族建設者の崇拜は、後世に起つたのである。ギリシヤでは多くの都市がその想像した建設者の爲に宮殿を建て、又各部族が其名祖を有する場合には、例へば(アゼンスの如く)それは神としての崇拜を受けたが、眞實の神と同列には達しなかつたのである。而して此の崇拜は希臘からイタリヤに輸入された。かくて此ギリシヤの影響によつて、ロミュルスの話が比較的後世に作られ、それがローマの直接の建設者となり崇拜對象中に伍するに至つたらしい。(註一)又地方に於てギリシヤより輸入されたエネアスは、創設者と認められたがローマと其名に於て一層密接な關係あるロミュルスが既に保護神たる地位を占めて居たから、エネアスは神的崇拜を受けなかつたのである。名祖の崇拜は自然に神的『英雄』の崇拜と交錯するに至り、(註二)此二者は主として機能が異なるのみで性質は同一であるから、名祖は『英雄』と名けられるのである。(註三)

(註一) article "Romulus" in Roscher's Lexikon.

(註二) 本書六五二を見よ。

(註三) Herodotus, v, 66 al.

三五八 之に反して神を愚なる人間並に考へる事は、原始の崇拜や古い歴史的構想に可成盛に行なはれた。即ち比較的後世の例を取れば、サクソ・グラマテイクスやヘイムスクリングラ(共に十三世紀)にあつては神オデインは人間の王とせられ、その功績の物語が詳細に述べられてゐる。(註一)然し之は眞の神であつた古代の神的英雄の場合に於て特に、かゝる神化の過程が存在するやうである。之等はその地方的性質其他の理由の爲に特に、人間社會と密接な關係を結んで、かくてその社會の要素となり、神に人間的形體を與へたと同じ感情が、かゝる英雄を一般に社會の改造者としての單なる人間に變化したのである。此の種の擬人化の實例は世界各地の神話に見えるのであつて、バビロニアのギルガメッシュや、創世記六章四節の『巨人』即ち之は半神であつて人間の母とエロヒムとの子孫(ベエロヒム、即ち神々の諸子換言すれば神の社會の人々)や、ヘラクレスとヘルキュレスや、スカンディナヴィアの、又恐らくチュートン一人一般のヴァルキールや、ノルナや『白鳥娘』等は之でぞる。(註二)

(註一) Saussaye, Religion of the Teutons, pp. 163, 170, 206.

(註二) オシプロ人の神マナボゾー(Schoolcraft's Algie Researches)は誤つてヒアラサの名を得てロンガフェローの詩に現はれてゐる。眞のヒアラサはイロコツ族の大政治家(十五世紀頃か)でありイロコツ同盟の建設者であつて、又愛國者として尊敬されたが、決して神として崇拜されなかつた。H. Hale, Iroquois Book of Rites, Index, s. v. Hiawatha; Beauchamp, in Journal of American Folklore, October, 1891, 見よ。

三五九 シシリアのユウヘメロス(紀元前第四世紀の後期)は諸靈場を歴遊して、あらゆる神は神化

された人間であるといふ説を立てた。太古の考へでは、神は死ぬ者又死んだ者であつて、時にはその埋葬地が指示されてゐる（例へばクリートのゼウスの墓の如く）こともあるから、ユウヘメロスの説には明かに或る根據はあつた。ユウヘメロス以前の時代にかゝる見解が如何程行はれてゐたかは不明であるが、彼は之を一般に普及せしめたのであつて、その後之をユウヘメリズムと云ふのである。（註一）近代に至り之は凡ての神を靈魂より派生せしめる論者即ちハーバート・スペンサーとアレンに依りて一部分復活されたのである。（註二）尙ほ種々の時代によく行はれた神話の合理化と云ふ事も之に似たものである。

（註一） F. Plater, *Der Religionskult im Altertum*.

（註二） Spencer, *Principles of Sociology*, I; Grant Allen, *Evolution of the Idea of God*. 本書六三一以下を見よ。

三六〇 死せる血族 上述せる特殊の場合の外、死者は世界至る處に於て特別の注意を要するものとなつてゐる。死者に關聯する或儀式はそれだけで考へると、恐らく人間の自然の愛情に基くものと認められる。蠻人と雖も血族に幾分の愛を有した事は争はれないのであつて、此の感情が未來の境界に關する觀念と關聯して、生存者をして死者に安樂を與へる事柄、即ち種族の習慣に従つて相當なる埋葬や食物従者其他必要品の供給をなすに至らしめたのである。併しながら人間自然の血族的愛情の存在と影響とが争はれない事實であると同時に、蠻人生活を觀察すれば、死者と關聯せる原始習俗の大部分が彼等を宥和し、その怒を避けその幫助を藉らんとする欲望に基づき、かくて文化のあらゆる

段階に行はれてゐる死者の儀禮を組織するに至つたといふ結論に達し易いのである（註）。

（註） Westermarck, *Origin and Development of the Moral Ideas*, Index, s. v. *Dead*; Grant Allen, *op. cit.*; article "Ancestor-worship" in Hastings, *Encyclopaedia of Religion and Ethics*.

三六一 かゝる習俗は如何なる低級種族中にも發見されるから甚だ古いものに相違なく、死者の性質に關する最も古い觀念に基づいてゐるやうに見える（註）、死者は生者の普通の感情を悉く有つてゐても異常なる力を授けられてゐると考へられてゐる。彼等は好悪を有し、愛情嫉妬怒復讐心等を未開生活の低級な道德の程度に於て有してゐる。彼等は多くの點に於て生者普通の制限を加へられない。即ち彼等は眼に見えず、生者の通り得ぬ障害を通つて速かに所々へ移動し、生者の體內に入つて疾病や死を惹起し、收穫を助け或は之を破壊するのである。又地方では彼等は食物其他日常生活の必需品を要し、かゝる物の爲には彼等は生者に依頼するのである。故に彼等に尊敬を示し又はその需要を充たす事に依りて、その好意を得るか、又は何等か彼等を驅除する事が必要である。

（註） 本書第二章を比較せよ。

三六二 かくして二種の靈魂更に適切に云へば二種の靈魂の活動、即ち友誼的なものと敵意を有するものがあつて、之に應じて親愛と恐怖との情が起るのである。事實が乏しいから此二種の感情中執れが蠻人間に一層一般的であつたかは斷言できないが、恐らくその感情は恐怖と親愛との混合せるものであつたであらう（註）。一般に家族生活の組織が完全となるに従つて、死者に對して益々温良なる

感情が惹起された事は明らかであるが、進歩しない社會では神秘的な死者に對しては恐怖が一般の感情であつたらしい。

(註) Steinmetz (Ethnologische Studien zur ersten Entwicklung der Strafe, P. 280 ff.) は約二百の種族の習俗の蒐集説明を試みたが彼の断定は充分とは云へない。彼の例證は完全でなくその事實は充分に確められてゐない。彼は恐怖の場合が親愛の場合に倍すると結論してゐる。

三六三 既知の證據は吾人をして死者と結合せる全くの蠻人の習俗の動機を、確實に決定せしめぬいが、大體上或る區別を認め得るのである。死者に食物や料理器具を供へるのは實に上述せる如く愛情の衝動であらう。又彼等の靈魂が主君や夫の靈魂に奉仕する爲に奴隸や妻妾を殺すのも、死者の安樂に對する敬虔なる配慮に過ぎないであらうが、蠻人に普通行はるゝ哀悼の習俗は單なる愛情の表現としては強過ぎるのである。即ち號泣や身體の損傷は寧ろ死者に對する強い尊敬を確かにするものと思はれる。(註一)。或る場合には中部オーストラリア人の如く、殆んど死に垂んとする程酷く身體を毀損する者がある(註二)。かゝる過度の表現は一般の文化が進むに従つて緩和されて遂には職業的哀悼者に依ることになるのである。又食物の制限、寡婦や寡夫の隔離死人の名を口にすることを禁する規則も之と同様に説明されるのであつて、制欲や沈黙も尊敬のしるしである。

(註一) Westermarck, Origin and Development of the Moral Ideas, chap. XLV.

(註二) Spence and Gillen, Northern Tribes of Central Australia, pp. 516 f., 520 f.

三六四 葬儀の際の饗宴も亦尊敬の感情のあることを證明してゐる(註一)。之は死者に食物を供する

風習であつて、此の饗宴には弔者が節儉の考から参加するのである。靈魂は食物中の眼に見えない正味だけを食ふのであるから、その殘餘は生者の食物となるのが當然である(註二)。葬儀の饗宴は時とすれば延引されて一門縁者の享樂の機會となり、又時には死者の家族に取つて破産する程の費用を要するのであつて、アイルランドや其他の地方の通夜の風習にはかゝる事が行はれてゐる。此事實は家族の名譽の觀念快樂を追ふ自然の要求と合して、蠻人にも文明人にも此の習俗の發達を促進したのである。一般に種々の崇嚴なる儀式や習俗は死者と調和せねばならぬといふ深い信念のあることを證明するのである(註三)。

(註一) Cf. Codrington, The Melanesians, p. 271 f.

(註二) かゝる死者との肉體的精神的合一としての食事の觀念は比較的後世の發達である。

(註三) 時とすればローマ人の葬儀に行はれた道化は滑稽を愛する自然の情より起つたものらしく、又此場合には特に此儀式の重苦しい崇嚴に對する反動から來たとも見える。

三六五 野蠻人の習俗に關する報告は死者の好意と惡意の活動が同様に著しい幾多の場合を擧げてゐる。例へばオーストラリアのクルナイヤ(註一)、ニューランド人や(註二)、メラシネシア人(註三)、マダガスカル人のヴェンバ人(註四)、ゾール人(註五)、アフリカ西岸のエース・ビーキング種族 (Ewekiung) (註六)等は之であるが、此外に精密に觀察すれば尙ほ幾多の例があるだらう。又互に接近して居住し同程度の文明を有せる二人種が一は死者に恐怖を感じ他は之に親愛を表してゐることがあるが、之は相違せる習俗が夫々觀察者の眼に映する事もあつて、偶然の出來事が種々の報告に異つた色彩を

與へるものと思はれる。

(註一) Howitt and Fison, *Kamilaroi and Kurnai*, p. 246 ff.

(註二) Taylor, *New Zealand*, pp. 104, 108.

(註三) Codrington, *The Melanesians*, pp. 194, 253 f.; Powell, *Wanderings*, p. 170.

(註四) Ellis, *Madagascar*, I, 23, 423.

(註五) Callaway, *The Amazulu*, pp. 145, 151.

(註六) A. R. Ellis, *The Ewe*, p. 102 f.

三六六 靈魂に對する恐怖は文化の低い人民には普通であるが、之に對する親愛の感情は高等な社會に於て行はれて居ると想定するのが自然である。而してかゝる進化は文明人を取つて考ふれば更に明瞭である。併し蠻人に關する報告中にはかゝる進化の跡を辿り難い程種々の風俗が混合してゐる。靈魂に對する恐怖は中央オーストラリア、北部クイーンズランド、トンガ(ポリネシア)、中部アフリカ、中央アジア、北アメリカのチツペワ人、ナヴァホ人、南西のオレゴンインディアン、南アメリカのアラウカニア人等に確かに現はれ、親和の感情はタスマニア、西部アフリカ、南部アフリカ、カリフォルニア、イロコワ人やズニインディアン中に發見される。(註) 此等の中には一般の文化に依つて明かに區別を立てるやうな特徴はないのである。

(註) Steinhilber, *Ethnologische Studien zur ersten Entwicklung der Strafe*, A. T. Kroeber (in *Journal of American Folklore*, 1904) は北西カリフォルニアに於ける魂の舞踏を記述し、その詳細は不明であるが、その目的は死者を歸らせる爲であると云つて居る。

三六七 死者との親和的關係は必ずしもそれ自身に崇拜を含むてはゐないが、多少形の定つた靈魂の崇拜は世界各地に發見されるのである。タスマニア、アシヤンタイ、ダホミ(靈魂の爲めに殿堂が捧げてゐる)及びズニインディアン等では靈魂は守護的靈と認められてゐた。サモア、ハワイ諸島(明瞭な家族的崇拜などがある)、ヤルバ(バンヤ人、ズール人、オセツト人など)、セイロンのエツダー人、北アメリカのダコタ人等は靈魂に祈願を捧げる。又靈魂には供物を献ることもあり、時としては有力なる人物や酋長まで此を献げることがはギルバート諸島、メラネシア、ボルネオ、又中部アメリカのカタチケル人に於ける如くである。而して時には、ソロモン諸島、ニューブリデス、フィジ、トレストレイツやズール人、セイロンのエツダー人、ベンガルのコラレア人、オセツト人に於ける如く、全ての死者に供物を献げる事實がある。(註)

(註) 申命記第二十六章十四節はかゝる風習に觸れてゐるやうに思はれる。

三六八 以上の事例は實に種々の文化程度の人類を包含してゐる。従つて死者崇拜の起原が甚だ古いことが推及されたのであつて、個々の崇拜儀禮は各々異なつてゐても、其等の根據は之を實行する凡の社會に於て同一である。

三六九 現實の崇拜の形式の外に死者の宗教的崇拜を含む數多の習俗が存するのである。例へばカイル人(酋長の墳墓)や(註一) トンガ地方(註二) に於ては墳墓は避難所と思はれてゐる。アラビアのダウイン族はイスラム以前の時代に墓を神聖と考へて居たが、今尙かく思つて居り(註三)、時として墳

墓は宮祠となつて、其傍で誓をするのである。死者の名に依つて宣誓する風習は廣く普及してゐる。又死者はその有力なる靈の性質により魔術や古術の方法に於ける一要素であり、死體の一部は咒符として使用され、殊に頭蓋は託宣をする物として尊崇されてゐる。(註四)

(註一) Eritsch, Die Eingeborenen Süd-Afrikas.

(註二) Mariner, Tonga, p. 149.

(註三) Wellhausen, Reste arabischen Heidentumes, p. 162 f.; Goldziher, in *Revue de l'histoire des religions*, X. 現代エジプトの農民もさうである。

(註四) Codrington, The Melanesians, p. 219 f.; Bonney, in *Journal of the Anthropological Institute* XIII 122 f.; Haddon, *Head-hunters*, pp. 91 f.; 183; G. Allen, *Evolution of the Idea of God*, chap. III.

三七〇 野蠻及未開の低級な種族に於て崇拜されるのは、主として新たに死んだものである。ツール人が Callaway に云つてゐるのには、彼等の中では遠い過去に死んだものは忘れられて、何等の補助をも與へないものと思はれるとのことである。而して利益を得んとする希望は常に崇拜の基礎であつた。ヒンヅークツシユのカフィール人には大人の死後一年にしてその像を建てる習俗がある。かくて又婦人も男子と同じく尊敬され、男子と同等の座を與へられるのであるが、之等の偶像には崇拜は捧げられない。併し其偶像は繁榮を齎すと信せられ、之を撤去する時は悪い氣候が起るとせられてゐる。著名な死者の爲には嚴肅なる舞踏が行はれ、又之に犠牲が捧げられるのである。(註)

(註) Sir G. Robertson, *The Kafirs of the Hindukush*, pp. 645 ff., 615 ff., 414 ff.

三七一 大いに文明の進んだ社會の死者崇拜は、野蠻な崇拜よりも精巧な複雑なものではあるが、

根本的にはそれと同一である。エジプト人は死者に食物を供へ、その人の現世の生活を讚美したのであつて、國王の祖先は其王と神々との仲介者として行動すると信せられてゐた。(註一)バビロニア人は人が幽冥な下界に旅立つのを悔んだけれども、又死者の擬神的の力を信じて、之に祈禱を捧げたのである。(註二)ヘブライ人も死者に食物を供へ、葬儀の饗宴を張り、靈魂を神と認めて之に相談したのである。(註三)印度人の『祖先』は神と明瞭に區別されたが、而も神的の力を有すると認められ神として崇拜された(註四)ペルシャ人の『祖先』(Fravashis)、殊に著名な信者の靈魂は、人生のあらゆる祝福を與へるものと考へられ、之に供物や祈禱が捧げられたのである。(註五)

(註一) Breasted, *Egypt*, p. 421, etc.

(註二) Jastrow, *Religion of Babylonia and Assyria*, p. 604 f.

(註三) Dent, XXVI, 14; Hos. IX, 4; Ezek. XXIV, 17 (revised text); Isa. VIII 19; I Sam. XXVIII, 13.

(註四) Rig-Veda, X, 15; Hopkins, *Religions of India* p. 143 f.

(註五) Spiegel, *Iranische Alterthums Kunde*, II, 91 ff.

三七二 ギリシヤ人の太古の死者崇拜に關しては餘り知られないが、彼等は常に死者に食物武器等の必要品を供へたのである(註一)。オデイノイスはハーデス(地獄で全ての死者に對して食物と共に、蜜、酒、水等を供へ、祈誓や祈禱をなし、彼がイサカに歸るならば之に不妊の牝犢を捧げ、別にテイレスシアスには黒羊を供へる事を約してゐる(註二)。六世紀以降には、文献は死者の崇拜(小兒をも含めて)が一般に行はれた(勿論之は遙かに以前に始まつたものに相違ない)事を示してゐる。彼等に捧げられ

た供物には野菜も肉類もあつて、犠牲の動物はクトニク (Orthonic) 諸神の犠牲と同様の方法で屠殺された。蓋し死者は地下の神と見做されてゐたからである(註三)。而して供物とされた動物の肉を信者は食はなかつたのである。

(註一) Odyssey, XI, 74 ff.

(註二) Odyssey, X, 519 ff.; XI, 25 ff.

(註三) Stengel and Oelmlchen, Die griechischen Sakralaltertümer, p. 99 f.

三七三 かゝる崇拜を受けた死者の中には『英雄』の一階段がある。ギリシャの英雄は時には顯著なる人物であり、時には神化された人物であり、又人間界に引下されては居るが、時々嚴密な神の階段に屬すると見做される古代の神でもある(註一)。かゝる人物は神として崇拜されて神に相當する犠牲を捧げられることもあり、又死者として崇拜され、習慣上死者に與ふべき犠牲を供えられることもあつた。

英雄崇拜はマラソンで死んだブランドス等の如き新たに死んだ著名な人士を數多網羅してゐる(註二)。

(註一) Gardner and Jevons, Greek Antiquities, p. 158 ff.; Gruppe, Griechische Mythologie, index, s. v. Heros; Dornikon, article "Heros" in Roscher, Lexikon. 英雄の列名は F. Pfister の Der Religiöskult in Altertum 6 中に出ている。

(註二) Thucydides, V, 11; Pausanias, I, 32. 其他の事例や崇拜の詳細については Stengel and Oelmlchen, Die griechischen Sakralaltertümer, p. 96 ff.

三七四 茲に述べた崇拜は死者を親愛なる靈魂即ち家族や種族や國家の保護者として取扱つてゐる。死者の國家的崇拜は精巧な嚴肅なものであつた。ギリシャの市民は著名な多くの死者に取巻かれてゐると考へたものであつて、此等の死者に依て彼等は過去と接觸し生活の理想を與へられたので

ある(註一)。然るに死者に對する他の一的態度がアゼンスの春の大祭アンセスアリアに現はれてゐて、此祭の目的は市中を逍遙してゐる幽靈を驅除する爲であつた(註二)。かゝる二様の態度は明らかに上述せる蠻族のものと同様である。之と等しい二種の感情はローマ人の崇拜にも現はれてゐる。即ちマネスは遊ける祖先の親愛な又は不明な靈魂である。バレンタリアは死せる親族を崇拜する祭儀であるがレムリアの祭では之に反して、一家の父が家中の幽靈を驅除する爲に夜中に式典を行ふのである。(註三)。

(註一) 之と同様な機能は一部佛教徒基督教徒回教徒の教團の聖者にもある。

(註二) Pauly-Wissowa, Real-Encyclopaedie der classischen Altertumswissenschaft, Miss J. E. Harrison, Prolegomena to the Study of Greek Religion, Chap. II, and the references in these works. 靈魂やレムリアに就くは Crasius, in Roschers Lexikon, s. v. Keron の項及び上掲 Harrison, op. cit., chap. V, 3 見よ。

(註三) Ovid, Fasti, V, 429 ff., manes exiit paterni; cf. the Greek proverbial expressio *aváxte nodes* (Suidas, s. v. *aváxte*).

三七五 近代の人民中死者崇拜を最完全に組織したのは支那人であつて、之は彼等には、民間宗教の最重要なる部分となつてゐる(註一)。同様の祖先崇拜は日本にも存在してゐる(註二)。

(註一) De Groot, Religion of the Chinese, chap. III.

(註二) Aston, Shinto; Knox, Religion in Japan, p. 666.

三七六 崇拜される死者は一般に自然的精靈や諸神とは分離してゐるが、之等の相異つた階級は上述せる如く時には民間の風習に於て互に結合することがある。死者の力や機能は、殊に社會の單純な

る状態に於ては、嚴密な神の力や機能と根本的に異なつてはゐない。死者は生活の全くの祝福をも不幸をも與へ得るのである。然るに時世の進轉に伴ひ、智識の進歩は彼等の地位を落すに至つたが、而も尙ほ彼等は家族や國家の友人として、又病疫の傳播者、運命の豫言者として、永く重要な地位を保つたのである。

三七七 死者のかゝる機能が働く時には屢々その上下の諸神と辨別し難いのである。サウル王は或る大戦の前夜普通の正當な手段によつて國神の答を得ることができなかつたので、妖術に依つてサミユエルの靈魂よりヤーヴェイが返答を與へるのを拒んだと云ふことを聞いた(註一)。ギリシヤのケーレスや西アフリカの遊靈はバビロニアの有害な精靈と全く同一の機能を有するのである(註二)。斯の如く種々の超人的勢力に同一の機能があることは、全世界に其例を發見するのである。

(註一) I Sam. XXVIII.

(註二) 尙ほチエートン人の *VALVIZ* と *HOLHES* を比較せよ。

三七八 此事實は是等の超人的『勢力』が同一の起源を有することを示してゐるのではない。蠻人は人生に於て働く者を到る所に、即ち山岳巖石樹木洞窟泉水等に棲む者や死者の靈魂の中に發見するのである。勿論彼等は之等の働く者の形體をば凡て同じ種類のものであつて、高等な人間の肉體を有するものと考へてゐる。併し之等は各自相異つた種類に屬するのであつて、時の経過につれて靈魂や精靈は消滅して、神々が全ての超人的活動を吸収するに至る傾向がある。

三七九 上來論述せる種々の儀禮の倫理的の力は、其儀禮が喚起する人類相互の結合に存し、又それが行爲に與える制裁に存する。是等二種の效果の中で前者は最も重要なものである。靈魂や精靈や神の道德的性質は、決してその信者の社會の道德性の上に出づるものではなく、その道德上の是認や否認は當代の習俗の反響であつて、唯其が賞罰の力を伴ふ時にのみ特別の効果を有するのである。即ち之は人間の希望や恐怖に訴へるのである。此のかゝる監察的の機能は、明らかに罪惡を防止し、善行を奨励する價值があるが、之は何等新生の力を有しない。而も他方に於て人類相互の結合が擴くなれば、人類の間に同情と協働を増進して、社會道德の基礎をなす相互の尊敬が開拓されるのである。

三八〇 祖先崇拜は家族の統一や部族種族國民の結合を強めるものであるから、それは低級な儀禮の中では最高の地位を執るに至つたと思はれる。全てかゝる人間相互の結合は誠實や親愛を増進せしめるが、併し此點を決定する資料は缺けて居る。唯だ一般に死者に對する態度は文化の進歩と共に精煉されると云へるであらう。併し祖先崇拜に於ける特殊の道德的の力を確證する前に、先づ低級な種族間の道德觀念や行爲の詳細を知り、又行爲の問題に對する各個人の態度と、種々の行爲を惹起する動機について知ることが必要であらう。社會の倫理的發達の問題は複雑であつて、社會を構成する種々の要素に就て云ひ得る事は結局此等の要素が各個人とその同胞に對する信用と尊重を強め又は弱める傾向を有するや否やといふ事である。

三八一 宗教史上死者崇拜の務めた役割は、一部論者が全くの宗教は之より發したといつてゐる程、

重要なものである。(註) 此見解は今では既知の事實と一致しないから一般に否定されてゐる。此見解は如何にも事實らしい場合を指摘した、巧妙ではあるけれども無理な解釋によつて居るに過ぎない。此見解に都合のいい議論に詳細の解答するのは宗教的儀禮の起原の全ての範圍に亘ることになる。而して此解答は此章と次の數章に述べる如く、種々なる崇拜の性質を提示して明かにされるであらう。例へば若し蠻人が常に下等動物を力を有する者と認めて居たと信する正當な理由があるならば、此動物崇拜を説明するのに、人間の名が獸類より來たといふ誤つた解釋を想定するやうな迂遠な方法による必要はないのである。

(註) 本書三五九を見よ。此説が古代に於て廣く行はれてゐた事は *Primo-Jewish Wisdom of Solomon* (紀元前第一世紀) *chaps. XIV* と *ローマ* の一部論者と共に此説が採用されてゐた事に徴して明らかである。

三八二 ユーヘメリズムと神話を『言語の疾病』と説明する學説との間には、殆んど、全く原理に於て本質上の差異はない。兩者共に、人間が一定の稱號を後世之を誤解するに至り、而して其誤解の上に歴史を造り上げるに至つたことを想定して居る。併し之では人類の宗教的習俗や信仰の大部分、即ち人類歴史の大部分を成してゐるものは、一時的の想像や不注意に基くこととなり、又兩者共に、宗教は人間を恐怖に依つて支配せんとした僧侶の發生であるとする嘗て廣くに行はれた幼稚な學説と同様のものになつて終はねばならない。

三八三 要するに祖先崇拜は死者との同族の感であつて、其が特殊の強度と嚴肅とを宗教に依て與

へられるものである。而して此は實に社會を構成する大なる力の一つであつた。

第九節 生殖力の崇拜

三八四 宗教の起原は限られた一定の觀念に歸することができないのであつて、夫は人間の全生活から起つたものである。全ゆる事物と現象は人間の有する自然の觀念に含まれるのであつて、此等の現象が人間の安寧に關係すると思はれる時には、夫は事物の中に存する力や、超自然的の存在の活動に基くものと考へられるのである。

三八五 此等の現象の研究は神的存在の觀念の發達と相伴て進み、此等の神々は其現象の中に自己を現はすと想像されたのである。自然の生産力の壯觀は殊に植物界や人間界に歴然と見られるのであつて、此兩者に於ては生命が人の眼前に神秘な過程として不斷の展開をなしてゐる。此の過程は其の神秘性に依て宗教の材料となり、宗教的にの崇拜組織の中に入つて來たのである。

三八六 植物の生命と宗教的觀念との關係は別に述べたが、(註) 今茲には人類の生命の發生と結合してゐる習俗や觀念について簡單に觀察して見やう。

(註) 本書二六二以下を見よ。

三八七 生殖の機能を包含する全ての習俗が必ずしも宗教的儀禮の性質を有するものでないことは明らかである。結婚制度の行はるゝ以前の多くの野蠻社會に存する雜婚は幼稚な無反省の動物的行爲

である。妻の交換(中央オーストラリアに於けるが如き)や賓客に妻を提供する事は社交的禮儀であり、一般に性交の放縱が行はれる饗宴は普通には單なる自然的衝動の發現に過ぎない。祭日休日は娛樂の時期であつて、人々が全ての體慾の満足に用ゐる機會である。此日には飲食を縱にし、戲樂放肆に耽り放漫な動物性から起ることを勝手に行ふのである。かゝる饗宴は現存の蠻人間に數多あつて(註一)、古代の文明時代にも稀ではなかつたが(註二)、その衰へた形式は現代まで殘存してゐる(註三)。時代を経るに従ひ此等は屢々神の崇拜に附屬され、組織され、神話に依て説明されて、神聖化された。かゝる關係の存在する場合には吾々は神に捧げられた真正の崇拜と、之に附隨する動物的快樂の慾望から普通に起つた種々の儀禮とを辨別しなければならない。

(註一) 例へばオーストラリア、フィジー、ニダーギネア、印度にある。

(註二) 之はギリシヤ、ローマ(ルベルカリア)、エジプトや又明瞭にはイスラヘン(Ex. XXXII, 6; Numb. XXV) である。

(註三) 之はカーニバルや更に幼稚な多くの習俗に見られる。

三八八 生殖器崇拜 太古に於て人間の注意は人間の生命の發生と關連すると信せられる生殖器官に向けられたに違ひないが、如何なる時期に此の信仰が起つたかは斷言し難いのである。此習俗がないやうに見える人民もある(註一)が、然し此信仰は世界の大部分に發見されるのであつて、之は疑もなく通俗な考察の産物である(註二)。生殖は生命と密接な關係を有するから、夫は自然に宗教の領域に入り來り、時を経るに従ひ宗教的儀禮の多少重要な要素となり、その生殖器官は男性も女性も共に宗教的歸依の對象となつたのである。

(註一) 本書三四を見よ。

(註二) 之は下等動物に於て著しいが、此場合は宗教的に重要を認められなかつた。動物と生殖器崇拜との關係については本書四一九を見よ。

三八九 吾々は茲に又生殖器に關する全ての習俗が必ずしも宗教的の起原を有するのではないことを注意せねばならぬ。 割禮と陰唇切除(Excision)の起原を他の方面に求むべきことは上述せる如くである(註一)。男根の形は時には唯美術上の寫實主義の企てに過ぎないこともあり、又裸體は近代美術に於ける如く完全な均衡に於て表はされねばならない。即ち西部バンツール人の或る偶像の性質はかゝるものであるらしく(註二)、又、エジプトのクエマヤオシリヌ其他の神の像の場合も同様であつたらしい。一般に蠻人や古代文明社會に於ける此種の表現は屢々單なる寫實か或は猥褻に過ぎないのである。又民間説話は近代人の耳には猥褻に聞えるやうな詳しい事柄に充ちてゐるが、其作者に取つては多くは單に當時の習俗の寫生に過ぎなかつたのである。

(註一) 本書一五八以下を見よ。

(註二) Hastings, *Encyclopedia of Religion and Ethics*, II, 361.

三九〇 人體の全ての重要な部分は大小の程度に於て神聖と見做されてゐて、その意義はそれが人間の要求に應ずる程度に依るのである。 例へば敵の首級は之を討取つた者に知恵と強い力とを與へ、父の頭或は鬚髯によつて誓つた誓約は特別に有效なものである。又心臟を食へば力を得、生殖器によつて嚴格な誓約がなされるのである。併し如何なる場合にも事物の神聖な性質が必ずしもその崇拜を

含むとは限らないのであつて、之が眞の崇拜を受けるか否かは、一般の社會的思想の如何によつて決するのである。

三九一 嚴密な生殖器崇拜は人類に普遍的であるとは斷言できないが、其は宗教史上に實に少なからざる役目を務めたのである。此崇拜は普通の發展の段階を経たらしく、即ち最初は單純であつたが後には複雑となつたのである。非基督教的並びに基督教的の野蠻低級な社會の生殖器に對する態度は最原始の崇拜の段階に於て、それ自身生の創造者と考へられた身體の一部に、或種の崇拜が捧げられたことを暗示するが、併し此點に關する充分な資料は缺けて居る。生殖器が超自然的存在と儀禮上結合したことは非常に古いことであるから、其最初の形式を殆んど知る事はできないのである。

三九二 生殖器崇拜は現今最低級な種族中には存在しないやうであつて、オセアニア、中部アフリカ、中央アジア、アメリカの諸種族中には、その明確な證據は存しない。勿論探險家が此點に關して何等報告して居ないのは、其が存在しない事の積極的證據ではないが、而も數多の慎重な著作中にも何等之に關する明瞭な記載がない事からみれば、其等の著作に記載されてゐる宗教制度中に於ても其が重要な役目を務めてゐない事は推知するに難くないのである。(註一)即ち此崇拜が出来上る爲には適當に發達した社會的政治的の組織が必要であるらしい。上記の諸種族中には概して單純な分科神を有するものもあるが、然し未だ彼等が此特殊の機能を分離獨立させるに至らなかつたことは明かであつて、恐らく彼等は此機能を普通の平凡な事柄と考へて、何等特殊の注意を要しないものと認めて居

たらしい。子供を授けることは種族の保護を一般に其義務と見做されてゐる地方神の掌中にあるのであつて、而して凡て性慾的事柄は自ら此神に命せられたのである。又上述せる如く或種族に於ては子供の誕生と兩性の結合とを連結する何等の知識をも有しないのであつて、(註二)かゝる種族は勿論生殖器に歸しなかつたのであらう。

(註一) Kautz, *History of Mankind*; Waitz, *Anthropologie der Naturvölker*; Miller, *Amerikanische Ethnologie*; Spencer and Gillen, *Native Tribes of Central Australia*; Codrington, *The Melanesians*; W. Ellis, *Polynesian Researches*; Hartland, article "Rantu" in *Hastings, Encyclopaedia of Religion and Ethics*; Galway, *Amazonas*; Featherman, *Races of Mankind*; Grünwedel, "Lamanismus" in *Die orientalischen Religionen* (J. iii, 1, of *Die Kultur der Gegenwart*); Brinton, *Myths of the new World*, p. 149; Mathews, *Darcey, Teit, Boas, Hill-Tout*, opp. cit. (on American Indians).

(註二) 本書三四を見よ。

三九三 未開の社會の生殖器崇拜の適例は、現今明確なる政府や制度を有するヨルバとダホミに行はれてゐるものである。此崇拜は豊饒の神と思はれるエングバ或はレグバの崇拜に附隨し、その寺院に於ては生殖器が重要な地位を占めて居り、その崇拜には普通放逸な儀式が伴ふてゐる。(註)此儀式は世俗的情慾の表現であつて、儀式其物は此他に何等宗教的意味を有する様には見えないのである。

(註) A. B. Ellis, *Yoruba and Ewe*, エリスは吾人が生殖器崇拜が存在すると期待してゐるアシヤンタイに、此崇拜が存在すると云つてゐるが、其理由は説明されてゐない。コンホーの生殖器崇拜については H. H. Johnston, in *Journal of the Anthropological Institute*, XIII が見よ。

三九四 近代印度に於ては濕婆教徒の生殖器崇拜が明確な且つ重要なものであつて *Limba* は神祕的

の力として又豊饒の産出者と見做され、殊に婦人の崇拜の對象である(註一)。濕婆教は放縱な獸慾を恣にする儀式を有するが、婦人の Linga 崇拜は屢々不潔なものでなくして、實際には繁殖の神の崇拜である。印度人の此崇拜の起原は明ではないが、其は最古の文學の中には見えないから、非アリア族からアリア人の崇拜に入り來つたものと想像されてゐる。然しその起原は、兎に角之は現今印度のアリア人に廣く行はれて居り、又多くの隣接せる種族にも採用されてゐる(註二)。

(註一) Hopkins, Religions of India, pp. 453, 470.

(註二) Cf. Crooke, article "Bengal" in Hastings, Encyclopaedia of Religion and Ethics.

三九五 生殖器崇拜は日本にはよく行はれて居るが、國民の宗教思想に何等著しい影響を與へなかつたことは明かである。然し政府側の抑壓政策にも拘らず、生殖器の像は地方に數多安在してゐて、

(註) 神道の超自然な『勢力』の組織が一般に放漫な事が此崇拜にも現はれてゐる。之は或る場合には佛教徒にも採用されたと云はれ、其が神道と結合したことは、非常に古い未開の時代の事であるらしいがその記録は存しない。

(註) Griffiths, Religions of Japan; Aston, Shinto; Buckley, in Saussure, Lehrbuch der Religionsgeschichte, 2d ed. Florenz, in Die Kultur der Gegenwart.

三九六 最も明確な生殖器崇拜の組織は古代の大なる文明國民中にある。

三九七 エジプトに就てはヘロドツスの記録があつて(註一)、彼は婦人が小さな男根の像を持つて神に讚美歌を捧げつゝ禮拜行列をなしたことを記してゐるが、その神は恐らくケームかオシリス又はベ

スであらうけれども、彼は之をディオニソスと云つてゐる。ブルタークもかゝる像を記して、彼は之がオシリスを表現したものと想像してゐる(註二)。ケームもオシリスも共に偉大な神であつて一般的の創造力を有すると信せられてゐるが、此の崇拜に生殖器崇拜的の通俗な儀式が附隨するのは極めて容易であつた。餘り重要ではなかつたベスの神も民俗の空想には自由に描かれてゐた様である。此等の儀式は明らかに淫逸を伴ふたが(註三)、恐らくエジプト人の眞面自な崇拜には重要でなかつたであらう。寫實的の偶像には生殖器は缺く可らざるものであるが、之は單に神の身體の一部又は一記號と認めらたらしく、此物だけに崇拜が捧げられたといふ證據はない。

(註一) Herodotus, II, 48 f.

(註二) Isis and Osiris, 51.

(註三) Herodotus, II, 80. 中に民間の粗朴な祭の一例が見えてゐる。

三九八 セミテイツク民族中の生殖器崇拜に關する證據は疑はしいものであつて、生殖的な神々の偶像は茲には發見されない。宗教的賣淫は全ての北部セミテイツク諸國に存在したが(註一)、之は生殖器崇拜とは全然異なつたものである。然し幾多の學者は生殖器の描寫や表現が多くの地方に起つてゐるから、或種の崇拜が之に捧げられたであらうと想像してゐる。異邦の儀禮を恐らく或る猶太人が記述したものであるイザヤ書の一節には、生殖器の名が出てゐると云はれるが(註二)。其の章句の意味は明らかでない。そこで此場合の儀禮の性質と起源は明らかでなく、其他には之は出てゐない。生殖器を意味すると想像されてゐる語 *Yad* (普通は手の意)は此章句以外では、舊約全書にも後世ヘブラ

イ文學にも、生殖器の意味に用ゐられてはゐない。若し此が生殖器を意味するものであるとしても、其は生殖器崇拜を云ふのではなくして、寧ろ偶像崇拜の比喩的描寫としての性交に就て云てゐるのであらう。

(註一) The Giliqumesh epic (Jastrow, Religion of Babylonia and Assyria, p. 477); Amos II, 7, Dent, XXII, 17f; Herodotus, I, 199; Strabo, XVI, 120; Epistle of Jeremy, 43 f; Lucian, De Syria Dea, 6 ff. 併し Hos. II, Ezek. XVI, XXIII, Isa. VII, 8. 等は異邦の偶像崇拜にヘブライ人が感服したことの叙述である。

(註二) Isa. LVII, 8: "Thou didst love their bed, the yad thou sawest. 英語の聖書改訂譯に之を翻譯することは不可能である。

三九九 生殖器が宗教的崇拜と結合したといふ明瞭な記述がヒエラポリスにある或る女神の殿堂に關する "Pseudo-Lucian" の記述事に見えてゐる(註一)。彼は此の殿堂の入口に立つてゐる非常に高い建物を生殖器だと云てゐるが、生殖器崇拜を意味するやうな何等の詳細な記述を與へてゐない。彼に依れば一年に二度一人の男が此建物の一に登つて七日間其の頂上に止まつて、多分全シリアに祝福を祈るとも考へられるが、かゝる行爲は此の柱が單に其地の神(之は恐らくアタルガタイスであつて屢々「シリアの女神」と呼ばれる)に捧げられた建物であることを暗示してゐる(註二)。假令此處に生殖器崇拜が存在するとしても(生殖器が神の創造機能の象徴と考へられて)、之がセミタイツクのものであることは明確でない。ヒエラポリスは永くアジア的及びギリシヤ的崇拜が有力であつた地方の重要な宗教的中心であつたから、外國的要素が容易にセミタイツクの神の崇拜に附着したであらう。ア

シアの「大母神(グレートマザー)」の崇拜(ギリシヤ人は之をそのレトー神と同一視してゐる)は騒々しい祭宴の要素を有してゐた。又ルシアンが去勢の習俗に就て云てゐるのは、ヒエラポリスに於てアジア風の特徴があつたことを示してゐるのである(註三)。

(註一) Lucian, op. cit. 28, et. 16.

(註二) プラメアのアタルガタイス即ち嚴密にはアターレアテ(Attar-ate)はアマエタルト及びイシエタルと同一の性質のものである。

(註三) Lucian, De Syria Dea, 15.

四〇〇 バビロニアやバレスティンには一部の學者に依て生殖器であると思はれる石が発見されてゐる(註一)。是等石の或者の形態や、之が殿堂に存する事は、此見解を支持するやうに思はれるが、それが確實であるか否かは全く疑はしい。此石の性質に就ては何等記録上の證據も存在せず、従つて生殖器以外の物とも説明される。又假令生殖器としてもその存在は必ずしも生殖器崇拜の證據とはならない。即ち之は崇拜されたのではなくして、生殖器が或意味に於て神聖視された事を示す奉納物であるかも知れない。此問題の決定は尙一層材料が蒐集される迄は保留したがよからう。又ヘブライの殿堂の側に立つ石柱を陰莖の象徴と見る事にも充分なる根據がないのであつて、彼等は寧ろ始めは神を具體化し、後に尊崇を受ける傳統的の對象として其神の殿堂に置かれた聖石として、説明した方が自然である(註二)。

(註一) I. P. Peters, Nippur, Index s. v. Phallic symbols; Bliss and Macalister, Excavations in Palestine, p. 136; Macalister

er, Slide-lights, p. 72 f.

(註二) 之等の物體(ヘブライの Masela)はカナンの非ヤーツエー的崇拜と関連してゐる爲に、預言者に依て擯斥されてゐる。又殿堂の側に立つてゐる神聖な木柱(ashera)に就ても之は同様である。Deut. XVI, 21 f.等を見よ。

四〇一 小アジアと希臘の社會(イオニアとギリシャ本土の)に於ては、生殖器崇拜の材料は廣汎複雑であつて、此等は單に超自然力の形像であつた古い寫實的な擬人的な形に象徴的意義が加へられたものであるやうに思はれる。多くの地方に於てかゝる形像は人間の誕生に於ける自然の生産力と結合するに至り、かゝる特殊化の傾向は此等の神的形像に特殊の機能を附與するに至つたのである。アテネの地方神であるオルタネスやコニサロス等は恐らく上述せる如き性質のものであつたであらう。(註)後代に於てはかゝる機能は發達して豊饒の神に歸せられ、その儀禮が起つてそれは神話に依て説明され、かくして著名なる神々の間に、種々の結合と習合が行はれたのである。

(註) Roscher, Lexikon s. v. Priapos, Diodorus Siculus, IV, 6, 2 f. Inyphalos 及 Tyehon. を擧げて居る。

四〇二 かゝる性質を有する最も興味ある神像は、ブリア波斯といふ起原の分らない生殖器の神である。此神は特にラムブサコスと結合したのであつて、恐らくアジア人の創造したものであらう。此神の多様な機能によつて(即ち彼は花園や葡萄栽培や水夫漁夫の保護者であり、時として戦の神であつた)(註二)、吾人は下の如く推知し得るであらう。即ち彼は元來一の地方神であつて、凡ての人間の利害の世話を委託され、農民社會では豊饒の保護者となり、又時としては吾人には不明な事情で、特に性慾生活と結合されたのである。その起原は兎も角、此神の崇拜はギリシャに普及して、或るギ

リシャの神々と同一視され、放逸な民間の祭宴が自らその崇拜と結合して、彼の名は性慾と同義語となつたのである。後世には此神を表現する繪畫は極めて猥褻なものとなり、その崇拜は民俗及び藝術上の淫逸を發表するものとなつた。(註二)又他方高尚な思想では、此神は一般の動物の生命の繁殖の代表者と認められて、大神の位に伍するに至つたのである。(註三)

(註一) Roscher, Lexikon.

(註二) S. Seligmann, Der böse Blick und Verwandtes, II, 191 ff.

(註三) Diodorus, Siculus, I, 88.

四〇三 ブリア波斯が最も多く同一視された希臘の神々は、ディオニソスとヘルメスとであつて、共に豊饒の神である。此等の神は此種類の大神として、自ら生殖器崇拜の形を取ることはブリア波斯よりも少なくして、そしてむしろ他の方面に特殊化され、而してブリア波斯は生殖器崇拜の觀念の最明確な體現として残つたのである。其他のパン、タイタン、シレニ、サテイルの如き諸神は、原野林山嶽や、低い文明の産物と結合され、自ら寫實的な形體と淫逸な祭宴とがこれに附隨したのである。

四〇四 ローマは固有の生殖器 Mutunus Tutunus (或は Mutinus)といふ生殖器の素朴な象徴を有つてゐた。(註一)然し此神が結婚式に特別に淫靡な姿で現はれたと云ふ事實以外には、此神の崇拜に就ては餘り知られてゐないが、後世の學者は時として彼をブリア波斯と同一視してゐる。(註二)ローマ人は他の生殖器崇拜の形式と共に、ブリア波斯の崇拜をも採用してゐるが、此神の本來の性質は庭園の保護者たる役目に現はれてゐるのである。

(註一) Roscher, Lexikon, s. v. Indigamenta. Mito τ 'phalos,' ν α ν σ 。
 (註二) Augustine, De Civitate Dei, IV, 11, 34 al. 同様也。
 四〇五 護符としての男根の像は、世界の各地に存在するが、之は神の象徴として又恐らくは神の住處として、凡ての害悪を驅除する力あるものと思はれたのである。(註)

(註) S. Seligmann, Der böse Blick und Verwandtes, II, 196ff.

四〇六 女の生殖器 (yoni, kteis) は性の表徴たる外、普通には何等宗教其他特別の意味なしに女神の偶像に屢々現はれてゐる。これは稀には宗教的崇拜の對象であつて(印度に於ける如く)、男根に従屬するが、(註一)女性の生殖器崇拜其者の存在に關しては、殆んど何等の證據もない。(註二)女神も完全な擬人的の『勢力』として、又自然の生産力の體現として活動し、特別に肉體的機關に關係なく、人格として一般に取扱はれてゐる。かゝる觀念の最も明瞭な組織は Caktism に現はれて居り、自然に於ける女性の原理の崇拜は、種々の女神に表されて、自ら屢々淫猥な儀式を伴つてゐる。(註三)

(註一) Cf. Hopkins, Religions of India, p. 490, n. 4.

(註二) 護符としての yoni については Seligmann, Der böse Blick und Verwandtes, II, 203 參照。

(註三) Hastings, Encyclopaedia of Religion and Ethics, II, 491f. 尙 ν ν ν に引かれてゐる Gair, の Assam 其他の著書を見よ。

四〇七 男女兩性神 かゝる神は自然の生産力の二方面を一個體に結合する試みで、これは比較的後代に屬し、大なる反省と組織とを要したのである。此が何時頃始まつたかを決定する材料はないがそれは野蠻や未開の人民中には發見されない。

四〇八 セミテイツク諸國には、今では何等兩性神の美術的作物を見ないが、然し古代に此觀念が存在した證據はあるのであつて、それは大英博物館の發行したバビロニアの二の刻文に求められるのである。(註) 其中のスメリア語で書かれた一つには『諸國の王たるナナの神(イシュター)女神ナナの爲に、キシユの王ルガルタルシが建設する云々』とある。Barton は神イシュター(男性の諸國の神王)と女神イシュターの二つの稱號を同一の神に歸するものとし、かくして此神の身體には男性と女性が結合されてゐるだらうと解釋してゐる。併し若し諸國の神王とイシュターとが二つの異なる神とも解せられるとすれば、こゝには兩性は存しないのである。又第二の刻文は兩國語で書かれてゐるが、それには『母と父なるエンリル』『母と父なるニンリル』(スメリア語)、之をセミテイツクに譯して『父にして母なるエンリル』『父と母なるニンリル』といふ言葉がある。之等の言葉は恐らく此二體の神が兩性である事を意味するのではなく、彼等が何れも父母の保護養育の機能を充たす事を意味してゐるのであらう。

(註) III Rawlinson, pl. I, no. 1215f, and IV Rawlinson, col. 2, II 25-28. G. A. Barton, Journal of the American Oriental Society, XXI, second half, p. 185 ff. に主張されてゐる。第一の刻文の他の譯は Thureau-Dangin, Revue d'Assyriologie, IV, 及び Radan, Early Babylonian History, p. 125, にある。

イシュターに捧げた讃歌の中の『彼女は神アシユールの如き鬚を有す』といふ言葉は占星術上の記述として充分に説明されるのであつて、其の意味は遊星デイルバート(イシュター、ヅイナス)が、一定の時に於て太陽(アシユールに代表さる)と同様の光輝を有し、その光線が鬚に譬へられてゐる。

といふのである。(註一)又女性デイルバートと男性デイルバートが擧げられてゐる一節(之にはFrançois Lenormantも、注意を求めて居るが)に就ても、Jastrow が同様の占星術的な解釋を下してゐる。更に他の占星術上の原典は、男性女性なる術語が、光輝の大小を現はすものとして用ゐられたことを示してゐる。(註二)バビロニアとアッシリアの諸神が全て両性神であつたといふラジャール(Lajard)の見解は殆んど此處に論ずる必要もない。(註三)

(註一) Text in Craig, *Assyrian and Babylonian Religious Texts*, I, pl. VII, obv. 6, and by Meek, in *American Journal of Semitic Languages*, XXVI; translation in Jastrow's *Religion of Babylonians and Assyrians*, 1544 f., and discussion by him in article "The 'Bearded' Venus" in *Revue archéologique*, 1911, I.

(註二) Lenormantの見解に關しては、*Gazette archéologique* 1876, 1879, と、前掲の註に引用した論文中の Jastrow の批評を見よ。

(註三) Lajard, *Recherches sur le culte de Venus*, A. Jeremias, *The Old Testament in the Light of the Ancient East* (Engl. tr.), I, 123, 此説に従ひてゐる。

四〇九 更に明確なものはフェニキアの二の刻文中の言葉である。即ちエシムナザアル二世(恐らく紀元前第四世紀の初期)の刻文書には、シドンの偉大なる女神が「アシユタルト、シエム、パール」(註一)と呼ばれてゐる。このshemといふ語は「名」といふ意味で、若し此女神にある男神の名を與へたものとそれを解すれば、此女神が一部分男性の形體を有するものと解されるであらう。然しかゝる名の轉訛は殆んど有り得ないことで、それは必ずしも此言葉の自然な意味ではないのである。へ

ブライ語で「人又は物に或る人の名を附ける」ことは、其が其人の所有である事や又其と密接な關係ある事を示してゐるのである。(註二)西部セミティック地方では、或る人名が、單に「或る神の名」を意味する事があつて、例へばShemuel (Samuel) は「Elの名」Shemzebul は Zebul (神)の名といふのであり、此等がかゝる神に歸依し服従する事を示してゐる。故に「シエムパール」はアシユタルトの稱號として、之がパール神と密接な關係ある事、若しくは更に廣義に解すれば、恐らく之がパールと同等の力ある事(神の名はその屬性をも含む)ことを示してゐるのであらう。即ち、パールは偉大な神であるが、上の言葉によればアシユタルトもパールに劣るものではないのである。此パールが固有名詞でなくて稱號であるとも思はれるけれども、これは疑はしいのであつて、若其場合には此言葉此の女神が市の君主であるといふ意味になる。(註三)他の解釋は之を「アシユタルト shame Baal」即ちパールの天のアシユタルトと讀まんとするのである。(註四)フェニキアにはパール shamen (空の王)があるが、他には何處でも空がパールの住所とせられてはゐない。而して地方的な都市の女神が空へ轉化する事は奇怪であり、且此のパール shamenなる言葉に於ては、パールは固有名詞でなく、寧ろ單に稱號に過ぎないのである。

(註一) *Corpus Inscriptionum Semiticarum*, I, p. 13.

(註二) I Sam XII 28; Deut. XXVIII, 10. ヤーウエーの名稱を有する天使 (Ex. XXIII 21) は此神の權威を有して居る。

(註三) E. H. W. Schmidt, in *Monatsbericht der Akademie der Wissenschaften* (Berlin, 1881), *Römische Mythologie* 第 11 章 3 節以下には、パールに女性の形式が與へられてゐるが、之は後世舊約全書の記者が屢々パールの名に代用した輕蔑の語「耻辱」(ヘブライ語

Bašhet キリシヤ語では *šihimite* であらう) に関して云つて居るらしい。サウロの子イシユバール(バールの子)は *Ishoheth* と呼ばれ、ヨナタンの子メリアバールは *Mephiotheth* と呼ばれて居る。

(註四) *Dilmunum* (*locat.*) はアシメタルトに *šimane* を結合して、其意味は「バールの天のアシメタルト」であるかの如く云つてゐるが、此は不可能な解釋である、併し彼は又此語を「天のバールの妻アシメタルト」とも解釋してゐる。Halky, *Manganer*, p. 33; Ed. Meyer, in Roscher's *Lexikon*, article "Astarte".

四一〇 多くのカルタゴの刻文中に見える他の文句には、「バールのタニットの顔」(註一)を挙げてゐるがこれは女の身體で男の顔を有するものを示す言葉であらう。此言葉は顔の性質を示さず、唯鬚髯について言つて居るのであつて、此曖昧な言葉からはバール神の性質について何等の結論を與へることが困難である。(註二)然し恐らく其の意味は上述せるものと同様であらう。即ちタニットはカルタゴの偉大なる女神であつて、「アドン」(君)と呼ばれ、之がバールの顔を有すると云ふ記述に依て、それがバールと同等な事が示されて居る。而して此處では其「顔」といふ語は、「人格」と「力」と云ふ語と同様なのである。(註三)

(註一) *Corpus Inscriptionum Semiticarum*, I, no. 195; II, no. 1, al. タニットは其性質と儀禮とに於てアシメタルトと同じであつたらう。

(註二) 本書四一以下を見よ。cf. W. R. Smith, *Religion of the Semites*, 2d ed., p. 478.

(註三) Baethgen, *Semitische Religionsgeschichte*, p. 267 f. に同様の解釋がある。併し多くの神々が最高神の顯現であるとする彼の「一元論的」見解は許し難い。

四一一 後世(第五世紀の初) *Servius* と *Macrobius* の二人の學者はセミテイツクのらしい兩性神

の崇拜に關して明確な説述を試みてゐる。(註一)此等は共に *Virgil* が男性の *deus* (*dicente deo*) をツィナスの稱説として用ゐたことに關係して云つて居るのであつて、其説明の中に彼等の想定した兩性神の崇拜の實例を擧げてゐるのである。(註二)其中にキプロスには鬚髯ある像の神——男性の神で而も女服を纏ふてゐる神があつて、男性とも女性とも見做されたと云つてゐる。更に又彼等は *Philochorus* を引いて女服を着た男や、男服を着た女が此神に犠牲として捧げられた事を明かに示してゐる。然し此の最後の文句は必ずしも兩性神を示してはゐないのであつて、男女の衣服の交換は、かゝる神の崇拜のない場合にも、時々行はれるのである。(註三)併し此キプロスの神は亦 *ἀφροδίτη* (アフロデイトスカ) 又はアフロデイトンか)とも云はれたらしいが、(註四)——多分それは男性のアフロデイトであらう。

(註一) *Servius*, *Commentary on Vergil*, *Æn.*, II, 632; *Macrobius*, *Saturnalia*, III, 8, on the same passage.

(註二) セルゲイウスの原典には寫本の異同があるが之は此二人の學者の説明に關しないから今考へる必要はない。

(註三) Cf. *Fraser*, *Adonis Atis Osiris*, p. 428 ff.

(註四) *Servius* には「彼等は彼女を呼ぶ」とあり、*Macrobius* には「アリストファネスが彼女を呼ぶ」とあるが、此アリストファネスとは果して誰であるか、又何處で彼が彼女をかく呼んだかは分らない。

四一二 此外に尙二三の記事があるが、其は此問題に何等の知識をも與へないから今之を除き、若しセル井ウスやマクロピウスの説述に幾分の信を置かならば、其時代にキプロスに兩性神があつたといふことが傳つてゐたと當然考へなければならぬ。ツァーシルの "Deus" なる語は單に此の女神の名聲と勢力を詩的に表現したものであらう。併し假令其の「鬚」が無くとも此子神の兩性的性質は明確で

ある。此の「髻」は偶像の容貌を見誤まつたことから起つたのであるか、或は先に指摘したやうに、作り髻が常に又は一時的に此像に附けられて(註)、それから此神の兩性の信仰が生じたのかも知れない。併しかゝる兩性の性質がアフロディテに與へられたとか、又アフロディテの像に髻が附せられたとは嘗て聞かないのであつて、假令かゝる事實があつたとしても、民間の兩性神の信仰がかゝる行爲より生じたとは殆ど想像されないのである。併セルギウスやマクロビウスの説述には果して其が權威あるものであるかどうかは明らかでないが尙一層確實な根據があつたやうに思はれる。兎もあれ此の崇拜は假令實際存在したとしても、後代の民間信仰であつて、セミテイツク宗教の發展に著しい影響を與へなかつたと見做してよからう。キプロス其他に(カルタゴ人のタニットをも含めても)兩性神の像や痕跡は發見されないのであつて、バビロニアのイシュター、フェニキアのアシュタルト、カルタゴのタニット(アシュタルトと同一な)の性質や崇拜に關する事實は、兩性神の信仰と矛盾してゐる即イシュターは元來豐饒の神であつたが、社會の發達と共に、戦争や政權の守護者となつたのであつて此兩方面の性質を一體に結合する企があつたといふ證據は少しもないのである。

(註) Jastrow は上に引用した論文中にも此説を云つてゐる。又彼はパンフィリア人が髻のあるザイナスを嘗て崇拜したといふ Lydus (in De Mensibus, II, 10) の説を述べて、アテネのカーアの女祭司 (Herodotus, I, 175; VIII, 104) に注意を促してゐるが、此祭司は不幸が追つた時には力の微である髻を生じてゐるけれども、其は恐らく生れ附の髻ではなからう。此説話の正確な意味は知り難いのである。

四一三 フリジアの神アグデイスチスは神話の中に兩性として現はれてゐて(註一)(此神話は儀禮

に基いてゐる)、大母神キベレ(自然の女性の生産力の體現)の崇拜と結合し、キベレにはアテイス(男性力の體現)が結合してゐる(註二)神話ではアグデイスチスを一方ではキベレと、他方ではアテイスと同一視してゐるが、此神は其自體にこの生殖力の結合を表現してゐるのである。併し現實の崇拜に於ける(之には其神は餘り表はれてゐないが)此神の意義が斯の如きものであるかは疑はしいのであつて彼は多分神話の作者に依て作り上げられて、更に大なる神話の中に織り込まれたキベレやアテイスと同様な性質の一の神であつたのであらう。此神が自ら去勢することはキベレの祭司や崇拜者のなした行事を反映したものである(註三)。かくして此神は儀禮の上には殆ど何等重要なものではないのである

(註一) Pausanias, VII, 17; Arnobius, V, 5.

(註二) Roscher, Lexikon, articles "Agdistis" "Atis"; Frazer, Adonis Atis Osiris, p. 219 f.; H. Hepding; Atis, cf. Pseudo-Lucian, De Syria Dea, 15 (Atis は婦人の姿と衣服を付けてゐる)

(註三) 此風習は死者の爲め又其の恩恵を得る爲に自體を傷ける野蠻の習俗の甚だしくなつた形式であるらしく、後に進歩した儀禮に於ては神への犠牲又は神との結合の方法と解釋されたものと思はれる。

四一四 此のフリジアの神がセミテイツクの起源から出たといふ證據はない。フリジアとシリアの豐饒の神や女神の崇拜に或る類似があることは明らかであつて、小アジア、シリア、キプロス間の社會的關係は相互に其習慣を交換し合つたのである。併しかゝる諸神の崇拜は各地方に獨立に生じたかも知れず(註一)、又フリジアの崇拜は小アジア固有のものであるといふ想像は、その儀式が非常に精巧で、又野蠻な性質を有てゐることから、益々確かめられてゐる。此の性質は其崇拜が此地に於けるア

リア人以前の蠻人から起つたのであらうといふことを示すのである。(註二)

(註一) 母神崇拜の傳播に就ては本書七二九、七三四、七六二等を見よ。

(註二) Cf. Pseudo-Lactian, *De Syria Dea*, 15; Etl. Meyer, *Geschichte des Altertums*, 1^d ed., I, 649, 651; Lagrange, *Études sur les religions sémitiques*, 2^d ed., p. 241; Hepding, *Atlas*, p. 162.

四一五 兩性の形態の最も明確なのは、ギリシャのヘルマフロデイトスである。かゝる複合の名稱が生じ、美術にその複合の像が出来たのはギリシャに於てのみであるが何時此ギリシャの形式が定まつたかは明らかでない。若しアリストファネスが『アフロデイトス』(註)或は『アフロデイトン』なる名を用いたといふ記述を信するならば、此概念がギリシャに第五世紀以前に存したと結論すべきである。尤も此の時代には當時の文學に引かれてゐないから、其は未だ整頓されない重要な民間の習俗であつたのであらう。併し此のアリストファネスに就ては全く不明であり、セルギウスとマクロビウスの漠然たる記述は此神像については何等の意義もないものとして閑却してもよからう。

(註) 本書四一をよ。

四一六 ヘルマフロデイトスと云ふ名は紀元前第三、四世紀に初めて起つたと云はれて居る。(註一)之は其概念が漸次に形られて、其結果この神體が一體に結合したことを示してゐるのであらう。アフロデイトスは自ら女性として選ばれ、生殖器神たるヘルメスは男性側に當てられたのであつて、多分アフロデイトも上半身の像を有するヘルメスの柱が其最初の形式であつたらう。(註二)ヘルマフロデイトスの像は女性の上半身を有つた男性の身體を示してゐるが、アフロデイトスといふ名は、寧ろ男性を附加した

女性の身體を想起させるやうである。而して他のギリシャの兩性神の像はブリアボスとエロスの形である。

ギリシャとフリジアの神像の歴史的結合は可能ではあるが、明かに證明されてはゐない。印度で後世のものと見えるシヴァの兩性像は(註三)、その儀式的淫蕩なる性質と結合してゐるがその歴史的起原は明かでない。

(註一) In *Theophrastus, Characters*, article 16 (Roscher, *Lexikon*, s. v. *Hermaphroditos*).

(註二) Roscher, article cited.

(註三) Hopkins, *Religions of India*, pp. 447, 492.

四一七 ギリシャの兩性神の儀禮は人民の宗教的生活に眞摯に入つたとは思はれないのであつて、後世の哲學者の間では、之は單に自然の創造力の象徴と見做され、かくしてその人格としての性質を失つたのである。

四一八 ヘルマフロデイト風の形體の發達の出發點は恐らく、男女兩性の交換又は轉化と(註一)、二神の結合が各個神の表現するよりも廣い意味を表はすといふ事實とに基くのであらう。男性に女性の衣服と性慾を假想し、女性に男性の衣服と習慣を假想する事は、世界の大部分に行はれた事である。(註二)此を複合神の形式に體現する事は、人間の全ての經驗を神格體に表現する傾向のあつた時代には不自然なことではなかつたであらう。併しかく明確に體現することは、それが大いに一般化し多少明瞭な象徴主義を含んでゐるから、恐らく上述せる如く宗教史上には稀なのであらう。而してかゝる方

向へ進む最初の動機は素朴な感覺的なものであつたらうが、後には上記の如く象徴的觀念が有力になつてきたのである。

(註一) H. Ellis, *Psychology of Sex*, I, passim

(註二) Westermarck, *Origin and Development of the Moral Ideas*, chap. XIII,

四一九 或種の動物と或種の生殖器神との結合(牡牛とディオニッス、山羊とパン、驢馬とブリアボスの如き)は、神と動物との一般的結合の一方面であつて、かゝる結合の根據は多くの場合不明である。(註)パンの田園的性質はその山羊との關係を説明し得るのであつて、又牡牛、驢馬其他多くの神聖視された動物は、神聖な動物配屬と、種々なる崇拜の習合が原因となつて、神々と儀式上結合されたものであらう。生殖器神と結合された動物が、彼等の多淫なる性向や強い性慾の爲に選ばれたといふ事を示す證據はない。

(註) 本書二五二以下参照。

四二〇 生殖器崇拜は文化の進歩の爲めに衰へたが、變つた形式の下に永く基督教時代迄も殘存したのである。(註)而してかゝる場合に其は無知な信仰の手段となつたのであつて、例へば豊饒を得る爲めに基督教の聖者に助けを求めた場合にも、生殖器の像に對する信仰が少なからぬ希望を其中に持つてゐたのである。而て中世のヨーロッパ人に眞實であつた事は古代人民にも眞實であつたであらう。即ち古代に於ては生殖器崇拜は多くの形式を有し、一方では幼稚な信仰から露骨な猥褻に亘り、他方では哲學的範圍にも及んだのである。之は實に自然力の一般の崇拜の一部として起つて、人間の文化

のあらゆる變化に伴つて行つたのである。

(註) Palgrave, *Des divinités génératrices*, Cf. Harlund, *Primitive Paternity*, chap. II.

第五章 トーテミズムとタブー

四二一 トーテミズムとタブーとは共に古代宗教史と密接な關係を有して居るが、併しその關係は兩者少しく異て居る。トーテミズムは若し宗教が超人的又は人間以外の存在の崇拜であるとするならば、本質的に宗教的のものではないが、併し屢々宗教上の行事や觀念と交錯して居り、これと嚴密なる宗教とを明確に區別することは困難である。これに對してタブーは呪術的觀念を基礎として居るのであつて、此觀念は原始宗教の根柢に密接に結合して居るのである。故にタブーは全ての古代儀禮に多少共表はれて居るのであつて、高等なる宗教に於ても一般に精神化されては居るが、尙ほ殘存して居るのである。かくてトーテミズムとタブーの發達は古代儀禮に於て相並んで表はれ、互に相影響して居るが、併し宗教の社會的組織に於ける兩者の作用は自ら異なるのであつて、寧ろこれを別々に考究した方が適當である。唯だトーテミズムやタブーの歴史に關する材料は未だ完全に集つて居ないから此等の現象の説明は多少共假説的であることを認めて置かねばならぬ。

第一節 トーテムイズム

四二二 人類が自然的に互に相結合する性質と、敵に對して有効に防禦する方法を講ずる必要とは、人をして氏族若くは部族として團結せしむるに至つた。而して此等の團結に於ては何等かの組織の形式が必然に生ずるのであつて、權威ある制度の指導と支配に依らずんば、人は相共に生活し得ないことは、早くから經驗の示す所であつた。さうしてかゝる制度は原始社會に於ては重に肉體的なる生活の基礎的事實に關係するのであつて、その制度の必要があるのは人間が其以外の事物（動物植物無生物）に對する關係、生命財産の權利の維持、及び人間相互の性欲關係、特に家族の基礎としての結婚等にあつたのである。それで如何なる物を食ふべきかを決定するのは特に「タブー」に屬することであるが、これは後に考察しよう。又生命財産を保護するために生じた習慣や規則は、常に宗教と結合して居り、宗教に於ける倫理的要素と結び付て表はれて居る。此其他の人間以外の存在に對する關係や性欲關係等は便宜上茲に合せて考察しよう。併し後者は宗教史よりは寧ろ社會學に屬するから茲には唯だ結婚の制限（「異族結婚」の條下）に就て、寧ろ種々のトーテム制度に關する事實を擧げるに止めよう。

（註）本書第十一章を見よ。

一 異族結婚（註）

四二三 凡て原始の世界に於ては男子は自己の氏族の婦人を娶つてはならないのが殆ど通則である（除外例がないことはないが）。夫婦及び小兒より成る家族は存在するが、然し氏族が社會の根本的單位である。一部族が數個の氏族を包含する時は、其部族は普通に班族（*phratry*）に分かれたれ、各班族は數個の氏族を含むが、此場合には男子は其班族の女子を娶つてはならないのが通則である。普通に班族は二個であるが、アウストラリアやアルンタや其れに接する部族に於ける如き場合には、班族は四個、若くは八個に再分される。トーテムは傳承的であるから、トーテム氏族は異族結婚の制度を持つて居る。然し此れと異つて、アルンタ族に於ける如き場合には、同一氏族の間にも結婚が許されて居る。

（註）I. F. McLennan, *Studies in Ancient History*; Frazer, *Totemism and Exogamy*; A. Lang, *Social Origins*; A. E. Crawley, in *Anthropological Essays presented to E. B. Tylor*; N. W. Thomas, *ibid*

四二四 氏族と班族との何れが時間的に前であつたかは、恐らく決定し難いのであつて、氏族が一のより大なる班族を作る爲めに結合したとも云へるし、又一個の原始的班族が數個の氏族に分たれたとも云へる。然し後の場合に於ける其原始的班族は實際には一の氏族であつて、従つて時の前後は重要な問題ではない。班族はなくして氏族間の異族結婚が存在する場合には、班族が先に存在して後によりを欲する爲めそれが消滅したのかも知れない。即ち班族は妻の選擇を事實上不便な程制限したからである。（註）

(註) フンダーは (Totemism and Exogamy, IV, 135) トーテム氏族の異族結婚は常に衰退期にある異族結婚であるらしいと考へて居る。

四二五 劣等氏族の結婚の規則に殆んど一般的になつて居る特徴は、親族關係を分類的に組織して居ることであるが、此の組織に依ると、その社會は數個の部類に分れ、親族關係を表はす語は血族關係を示さないで、その部族に於ける結婚し得る範圍を表はして居る。故に或る兒童の實の父も法律上その母の夫たり得る全ての人をも同じ語で表はして居る。又實の母親を表はす語とその父が結婚し得る全ての婦人を表はす語と同一である。而して此等の父となりまた母となり得る人々の全ての子は、かの兒童の兄弟であり姉妹である。又互に配偶者となり得べき人々は、その妻と呼ばれるのであつて、此外の全ての親族關係に就ても同様である。(註)

(註) 此の組織の發見者たる L. H. Morgan 著 Ancient Society; W. H. R. Rivers, in Anthropological Essays presented to E. B. Tylor. 參見 40。

四二六 此の組織の形式は種々様々であるが、時を経るに従て形式的に血族關係を認めることに變つて來た。これ原始時代の「集團結婚」即ち或る集團の全ての男子が他の集團の全ての女子と結婚關係を有て居た組織を示し、更に又原始時代の雜婚の習慣を示すものと云はれる。(註)併しかゝる事實の性質として此等の假説は證明することもできず否定することもできないのであつて、唯だ確實なるはかゝる分類的組織が過去に於ても社會上並に宗教上の發達の一時期に伴ひ、且つ現在に於てもさうなつて居るといふことである。

(註) 雜婚を想定するのは Morgan (op. cit. p. 54), Spencer & Gillen, Native Tribes of Central Australia, p. 100ff) 等によつてこれに反對するのは Westermarck, (Human Marriage, chap. IV), Crawley, The Mystic Rose, p. 479 ff) 等によつて。

四二七 異族結婚制度の結果は血族關係のある人々の結婚を防止するにあつた。(註) トーテム制度に於てはトーテムを世襲するから、これを二個の異族結婚的集團に別つ時は、同一の母の全ての兒童は同一集團に居るから、兄妹の結婚が不可能となるのである。若し又かゝる集團が四個あつて、兒童等を父の集團や母の集團とは別の集團に組入れるならば、親子の結婚は不可能となる。またトーテムを世襲しない時には (アウストラリアのアルンタ族に於ける如く) 更に集團を細分して、同様の結果を得るのである。

(註) Cf. Morgan, op. cit. p. 26, & part II, chap. I

四二八 原始民族に於て夫々殊特の異族結婚の習慣が著しく異り、一般には社會組織の差異に従つて居る。多少定住した未開社會の (例へば東南アウストラリアのクルナイ族の如き) 階級やトーテム氏族のない處では、或る特殊の地方の人々の間のみ結婚を許して居る。(註) 而して組織的社會生活は結婚に就ても他の事柄と同様に個人的に自由を促して居り、異父母の姉妹との結婚は古代希伯來の法律にこれを許し (註) 埃及の諸王は屢々その姉妹と結婚して居る。

(註 1) Howitt, Native Tribes of South-East Australia, p. 269 ff.

(註 2) Gen. XX, 12 此の規則は後に廢止された。Ezek. XXII, 11; Lev. XVIII, 9)

二 異族結婚の起源に就ての學說

四二九 異族結婚は婦人の少い爲めに若い男子が妻を外に求めるべく餘儀なくされることに關聯して起つたと云はれて居る。(註一)原始の雜婚を想定する爲めに異族結婚は、血族結婚を防ぐ慎重なる用意であると考へられた。(註二)又異族結婚は共に育てられた者同志の間に性的愛著がないと云ふことから起つたとも想像されて居る。(註三)或は又原本的に群を想定することよりして、異族結婚は其群の凡ての婦人を所有して居た族長が嫉妬心から若い男子をば他の地方で妻を求めさせる爲めに追出すことから起つたとも云はれる。(註四)神的祖先としてトーテムを見る見地から云へば、異族結婚は其氏族の血液に對する宗教的尊敬から起つたとも想像され、其血液はトーテムの神性を有し、外部の結婚に依つて汚され、氏族に危険を及ぼすものである。(註五)

(註一) J. F. McLennan, *Studies in Ancient History*, first series, p. 90 ff; 2nd series, chap. VII.

(註二) L. H. Morgan, *Ancient Society*, p. 424ff; Frazer, *Totemism and Exogamy*, I, 164 ff.

(註三) Westermarck, *Human Marriage*, chaps. XIV-XVI; Crawley, *The Mystic Rose*, p. 292. Cf. Darwin, *Variation of Animals and Plants under Domestication*, II, 103 f.

(註四) J. S. Atkinson, *Primal Law in volume with Lang's Social Origins*, p. 210 ff.

(註五) E. Durkheim, in *Année Sociologique*, I, 1-70.

四三〇 此等の學說には種々の反對がある。原始時代に婦人が不足であつたかどうかは疑はしい。氏族の男子に相當するだけの女子が其の氏族に無かつたと假定しても、此れは男子が其氏族の女子を妻とする方法を妨げるものではあるまい。(註一)同様に原始的雜婚の想定は既知の事實に依つては明か

に維持されない。(註二)然るにモルガンの學說は此想定を離れて居ないのであつて、其れはむしろ血族結婚の嫌忌を想定しなければならぬ、然しかゝる嫌忌を許したとしても、此學說に對する重なる論難は野蠻人が異族結婚制度の如き甚だ思慮ある力強い組織を起すことが、出来るとは考へられぬといふことである。尤も此點は確實に云ふことは出来ないが、然し最も劣等な民族でも驚くべき複雑な微細な構造を有する言語を作つたのであつて、甚だ長い時期の間に於て結婚制度を組織し來つたものとすれば、各時代を経て重要な境遇に適應するやうに種々の變化が行はれ、かくて現今見るが如き異族結婚制度を起したのかも知れない。

(註一) Frazer, *Totemism and Exogamy*, VI 75 ff.

(註二) 四二六の引證を見よ。

四三一 共に育つた者の間に性的愛著の無いといふことは、(註一)人間の或る階級の間には性的關係を禁ずる原因といふよりも、むしろ結果であるやうに思はれる。下等動物の習慣から類推して論ずることは甚だ不確實であつて、如何なる習慣も證明されはしない。印度其他の地方の宴會に於ては同一家族の人々の間に決して排斥は起らないのであつて、古代に於てはかゝる人々の結婚は合法的であり、又稀ではなかつたのである。

(註一) H. Ellis, *Psychology of Sex*, I, 36 f; Crawley, in *Anthropological Essays presented to E. B. Tylor*.

四三二 群が嫉妬深い族長を有するといふのは恐らく科學的想像の産物であらう。此の學說の創始

者に依れば、此説も亦最も強い雄が其競争者を驅逐するやうな獸群の有様から思ひ付いたものである。然し人間の群に於ては妻を見出した若い男子は、其妻を自分と一所に併れて歸ることを許されて居るのであつて、其妻を族長は我物にすることは出来なかつたのである。故に此の學説は實際の習慣上の事實に基かないのである。

四三三 或る氏族又は部族の若い男子が、食物を求めて他處に行き、さうして新しい別の氏族を見付けるといふ想定は、多少事實らしいのであつて、その新しい境遇に妻を求めなければならぬことになつて、茲に外部との結婚の習慣を生じ、それが時を経ると共に一般的風習となり、從て又神聖なものとなつたのかも知れない。かく男子が部族から分離することは先史時代に起り、また屢々行はれたらしいのであるが、かゝる時代に就ては吾々は殆ど何等の記録を有たない。併し此種の移動が上に述べたやうな野蠻人の觀念や制度よりも、その習慣の起源として一層事實に近いと云ひ得るかも知れない。

四三四 デュルケームの學説にもまた證據はないのであつて、異族結婚が生じた時代にトーテムが神々と認められたとは思はれず、かゝる觀念を有て居る部族からはトーテムは自己と同等な友人と見做され、神とは認められなかつたのである。又上に指摘した如く、氏族の血液に對する宗教的尊敬が同一氏族の人々の性交を禁する程に一般的ではなかつたのである。即ち氏族の結合感と自己防衛の必要から、その氏族の人が殺されたに對して復讐の要求が起るのであつて、氏族の血が神聖であると認められるのは、此點に關してのみである。

四三五 結婚や性交を一般的に若くは或る禁せられたる程度や範圍に於て恐れることは、劣等社會に於ては普通であつて、これに關する部族の規定を蹂躪することは、嚴重に往々死を以て罰せられて居る。(註一)併し此の感じが何處から生じたかは明らかではない。即ちこれは婦人の純潔を尊ぶことや家族神聖の信念から生じた筈はないのであつて、現に結婚前に少女と通することは自由に許され、妻の貸借交換は普通に行れて居た。結婚の規則の侵犯には呪術的の危険が伴ふと想像されるが、併しかゝる結果は全て部族の習慣を犯すより生ずるのであるから、この事實は今述べた結婚や性交の恐怖の起源に就て何等の光を與へるものではない。共に育つた人々の間に性的愛着がないといふことは(註二)下等動物の或者にも認められるといふけれ共、野蠻人に於ては確實でない。文明社會に於て共に育つた者の性的愛着がないのは、固定した風習を取入れたからであつて、それは性交を殆ど考へられない程に不可能ならしめて居る。併しかゝる普通の見解の根源は原始民族にも想定し得られるかも知れない。恐らく近親結婚を怖れることは經濟上其他の境遇及び原始社會に自然に生ずる法律から派生したのであつて、此の習慣は終に一の本能と固定したのである。

(註一) 上掲四三一を参照。

(註二) 上掲四二九を見よ。又 Howard, History of Matrimonial Institutions, I, 121 ff.

四三六 異族結婚はその起源に於ても作用に於てもトーテムズムとは異つて居るが、兩者は屢々相結合し、それが寧ろ一般的と云ひ得るだらう。併し又除外例もある。(註)即ち中央アウストラリア、メ

ラネシアのバクンス群島、東アフリカのナンデイー人及び南アフリカのバクアナ人等に於ては、トミズム氏族は異族結婚をしない。而して他方に於て今挙げた諸民族や南印度のトミズム人、スマトラ、アフリカのマサイ人やヤシヤンタイ人、南ニゲリアに於ては、トミズムなしに異族結婚があり、又例へば東南アウストラリアのクルナイ人、カリフォルニアのマイヅ人、シャスタ人等に於ける地方的異族結婚には、トミズの区分が認められない。

(註) 詳細は Frazer, Totemism & Exogamy に出て居る。

四三七 併し全て此等の場合にも記録のないために此の制度の歴史は確實でないであつて、トミズムと異族結婚とはその何れが先きに存在したか、また漸次分離するに至つたかどうかは明らかでない、かくて地方的異族結婚は多くの場合に於て、民族的異族結婚に代つたかも知れない。何となれば地方的異族結婚は一層定住的な生活を示して居り、トミズム制度のないことはトミズムの衰退を表はすからであらう。それで此の問題の決定に就ては一般的法則を立てることはできないのであつて、夫々個々の場合に就て判断しなければならぬ。(註)

(註) 下の四四二を見よ。

四三八 異族結婚の習慣は少なくとも二個の社會的集團即ち氏族を豫想し、トミズムは本來一個の氏族に關係するやうであるから、トミズムは全ての場合に時間的には異族結婚に先立つといふのが、自然の歸結である。而して兩者は同一の境遇のために大なる變化を受けたが、何れの場合に

於ても最も單純な形式が恐らく最も古いものであらう。尤も此場合に於ても亦確實な事實は缺けて居る。併し從來知られて居る種々の異族結婚の組織を比較すると、現存の形式の生ずる根源は二個集團の組織であるやうである。

四三九 異族結婚は初期の社會に於ては、血族間の結婚を防止すると共に結婚關係の神聖を催起して、大なる効果をもたしたのである。その久しく永續したことは、それが多くの民族から部族的な生活の維持に必要と認められたことを證明して居る。尤も異族結婚が妻の選擇に就て個人的自由を制限したことは、一の弊害であつて、從て時と共に變化され遂には廢止されたけれ共、併しそれは氏族や部族が相並んで平和に生活するために、原始社會として取り得べき唯一の手段であつたらしく、嚴密なる家族の確立する途を拓いたのである。

四四〇 かく簡單にトミズムの最も重要な副産物を説明すれば、それはトミズム制度の考察に便宜であるだらう。

四四一 未開の社會と人間以外の事物との種々なる關係の中で、トミズムは一の特徴を有て居るのであつて、それは人間の集團即ち氏族又は部族と動植物の一種又は生命なき自然物(太陽又は月の如き)若くは稀に人工物(普通には勞働の器具)との聯盟である。(註)即ち人は人間以外の物を朋友と見做し、從てこれを尊敬し大切にするのである。而してそれが動植物の一種である場合には、其の種の各個體は聯盟の人間の集團の各個人と友誼的關係を有つと考へられ、一般に兩者の間には性質上

の類似又は同一性のみならず（かゝる人間以外の事物と人間との間に性質上の同一性があるといふことは全ての野蠻人の信條である）特別な親縁普通には血族上の關係があると考へられて居る。而して集團の各人がその聯盟者を尊敬すると同時に、又此の聯盟せる事物は、其の人々に害を加へることを避け、或る場合には彼等を助けるとまで考へられて居る。且つ此等の事物は全て野蠻時代に人間以外の全ゆる事物が有て居ると考へられるやうな偉大な力を備へて居ると信じられて居る。また集團の各人は相互に兄弟と見做すのであるが、併し此の感情はトーテム制度に特有のものとは云はれないのであつて、それは原始の社會には多少存在し、特に他の團體に對抗する一團體に於て著しいのである。

（註）人間のトーテムとして想像されて居る「笑へる兒童」[「子守の母親」とに就ては Frazer, Totemism and Exogamy, I, 199, 253; II, 520 f. を見よ。

四四二 故にトーテムミズムの根本的事實は或る氏族聯盟と考へられると同時に、又種々の社會にはこれと多少密接に關聯して社會的統一を爲して居る他の組織があるのである。而して此場合に於ては今謂ふ所の組織が氏族聯盟と一般的に相伴ふて居るものであるかどうか、又それは氏族聯盟の特徴であるか、或は他の制度にも存するものであるかどうかを考究する必要がある。

四四三 (a) 異族結婚。上に述べたやうにトーテムミズムと異族結婚とは互ひに獨立の組織であつて其機能と起源を異にし、互ひに他を俟たずして存在するのであるが、然し多くの場合に於ては兩者は相結合して居る。異族結婚は數個の氏族の團結を豫想し、一群のトーテム氏族があれば、異族結婚制度

は自ら其各氏族に行はれ、かくて其社會組織の重要な部分となつたのである。勿論トーテムミズムが存在しない場合には、かゝる異族結婚との結合の問題は起らない。トーテムミズムが異族結婚を伴はない場合には、時として兩者の結合が一時存在したこともあるらしいが、（註一）又異族結婚が特殊のトーテムミズムの形式に依つて排斥されたこともある。（註二）かくて異族結婚はトーテムミズムに屢々自然に伴ふものと考へられるが、然しそれはトーテム制度の普遍必然な要素ではないのである。

（註一）ナンディ人は明にそうであつた。（Hollis, The Nandi, pp. 661）

（註二）アウストラリアのアムンタ族に於て然し。（Spencer and Gillen, Native Tribes of Central Australia, pp. 116, 126 ff.）

四四四 (b) トーテムの名稱。一般にトーテム氏族は其トーテムの名を持つて居る。但し除外例があつて、ファイジー人、クワキウトル人 (Kwakiutl) (此部族の北方の支族を除いて) の如き稍々進んだ社會は即ちそれである。（註）又其名の意味が不明な多くの大なる異族結婚の集團（例へばアウストラリアに於るが如き）があつて、彼等はトーテムの名を有することもあり、又持たないこともある。然しかゝる集團はトーテム氏族とは起源を異にするのであらう。

（註）Frazer, Totemism and Exogamy, II, 136; III, 621; Boas, The Kwakiutl, p. 328 ff.

四四五 或る場合に於て氏族が一般にトーテムの形象又はかゝる形象の部分たる特別の徽章又は紋章を有する。此等は家屋の梁と柱の上に刻まれ、又人間の身體に彫り又は描かれて、人工の徽として用ひられ、かくて其人の氏族關係を此を知らない他人に示す用をして居る。かゝる徽號はトレス・ス

トレート諸島、英領ニュー・ギネア、(註一) ニュー・ギネアの西南のアル群島、北米に於てはデラエアのレナベ族、ブエプロ族、トリンギット族、ハイダス族、クワキウトル族(註二)に用ひられて居る。

(註一) Haddon and Rivers, Expedition to Torres Straits, V, 158 ff. Seligmann, The Melanesians of British New Guinea, pp. 51, 320.

(註二) Frazer, Totemism and Exogamy, II, 200; III, 40, 227, 267, 281, 332.

四四六 アメリカに於ては徽章は必ずしも常にトーテムと同一の名稱を有しないのであつて、時として守護の動物靈魂と關聯して居る。此徽章の起源を示す神話は普通に人間と其徽章たる動物との間の或る出來事(結婚の如き)を記し、往々其氏族の起源を示して居ることもあるが、常にさうではない。(註)故にトーテムと徽章との關係は處によつて異り、其起源は明かでない。ニュー・ギネア地方に見出される如き兩者の關係の最も單純な形式は、其トーテム動物が其氏族と密接に關係して居るから、其紋章として選ばれたことを示して居るらしい。或はトーテムと徽章とは互に獨立に動物との或る種の原始的關係から起たしたものかも知れない。其故に、兩者は必ずしも常に一致しないのである。かゝる起源は西北アメリカに於て氏族が種々の徽章を有し、従つて一人が一個以上の徽章を持ち得るといふ事實を説明する助けともなるのであらう。徽章と氏族との關係はトーテムと氏族との關係よりも薄いのであつて全く同一の徽章が異なる氏族に存在するのである。部族又は氏族のトーテム制度が衰へた時には、徽章はハイダ族に於る如くトーテムよりも重要なものとなつて來るが、然しそれが徽章の名稱を採用するに至ることは、氏族が其トーテムの名稱を保つといふ通則を破るものではない。

(註) Swanton, Tlingit Myths (Bulletin, 39, Bureau of American Ethnology.)

四四七 家族と個人の名稱は茲には考察しない。それらは種々の地方的及び個人的特徴から起り、一般にトーテムイズムと關係を有せず、トーテムが衰へると共にそれは一層著しく又重要なものとなつたのである。

四四八 氏族トーテムの名稱の起源はトーテム制度の起源と密接に關聯するから、便宜上此れと共に後に考察することゝしやう。(註)

(註) 下の五四四以下を見よ。

四四九 (c) **トーテムの血統**。此信念の詳細については從來遺憾ながら極めて少許の、且つ不確實な報告より出て居ないのであつて、茲には其に就て假設的な概要を述べるより外ないのである。(註一)中央アウストラリアでは氏族の全員は皆靈の兒として生れ、太古の半人半獸の神話的人物が之を造つたと考へられ、氏族は其トーテムである神話の祖先の名を取り、各人は自ら其血液と性質とがトーテムと同一であると思つて居る。(註二)同様な信念はニュー・ソース・エールズや西部アウストラリアにもあると云はれるが、確實にトーテムの子孫であるといふ觀念は、南部メラネシアのサンタ・クルーズ族や東部メラネシアのフィジー人や、又トンガ、テイコピア等にもある。(註三)又信念は北アメリカではレナベ人(デラエア人)や其他の東部諸族中にあると云はれるが、(註四)南アメリカではギアナのアラワク人や其他に現はれて居る。(註五)アフリカに關しては此に就て餘り記録が無く、有つても確實でな

いが(註六)唯だ一つ獨領西南アフリカのヘレロ(Herero)人のカメレオン氏族がカメレオンをば「祖父」と稱へて居るのに此血統の觀念が最も明瞭に現はれて居る。然し此れ亦ズール人(註七)が一種の神的祖先を同じく祖父と稱して居ることや、ヘレロ人の或る氏族の起源についての神話等と比較して見ると、其概念は極めて漠然たるものであるやうに思はれる。

(註一) トーテムの習慣の詳細については常に参照すべきものは、フレーザーの包括的な Totemism and Exogamy である。

(註二) Spencer and Gillen, Native Tribes of Central Australia, pp. 423 etc.

(註三) Rivers, Journal of the Royal Anthropological Institute, XXXIX; Man, VIII.

(註四) Brinton, The Lenape, p. 39.

(註五) Thurn, Indians of Guiana, p. 184.

(註六) セネガム川のバンディンガムに就して Revue de l'ethnographie, v. 81, cited in Frazer's Totemism and Exogamy, II, 544 を見よ。

四五〇 かくの如き事實の直接の記述の外に、尙ほ氏族の起源をば結婚其他の關係を以て神や人間を仲介として動物に結び付けて居る傳説や神話がある。東アフリカのバガンダ人のブッシュバツク氏族は獅子の神を崇拜して居るが、此神は祖先と呼ばれ、死に際して獅子になつたと云はれて居る。スマトラ、ボルネオ及びモラッカ人に於ては、或は人は人間以外の事物から直に生じたと云ひ、或は其の祖先とが親密であつたのだと云ひ、人々の意見は區々であるが、ヒューロン人は響尾蛇をば其祖先の親族と見做して居る。ボルネオのデヤク人(Dyaks)及びアフリカのゴールド・コーストの諸族は氏族や家族の起源を動物との結婚に基くとし、上部リリユート(Upper Liliuet)の或る人種は之を植物と

の結婚に在りとして居る。(註一)而しては西北アメリカでは其徽章の起源を其徽章となつて居る動物との歴史的事件に歸して居る。(註二)又英領ニューギニアの東北にある諸島のトロブリアンド族では、トーテムは最初の人間が連れて來たと云つて居るが、それを何處から如何して連れて來たかは固より説明して居ないのである。(註三)

(註一) Teit, Thompson River Indians, p. 95.

(註二) Swanton, Tlingit Myths, and Jesup North Pacific Expedition, v. 21; Boas, The Kwakiutl, pp. 323, 336 f.

(註三) Seligmann, The Melanesians of British New Guinea, p. 679; ルーイシエード族の間にも人間が直接トーテムから生れたといふ信念があると云つて居る。(p. 743)

四五一 かく間接に人間がトーテムから生じたといふ觀念については、上に擧げた例證の外に尙他の種類のものもあるであらうが、大體上此れで其見解の種類は明かであり、又此等をば種々に説明することが出来る。即ち此等の觀念は氏族がトーテムから直接に生じたと云ふ原始的信念の變化したものと考へられ、又直接發生の信念とはならない獨立の觀念とも考へられる。即ち氏族が如何にしてトーテムから發生したかに就ての如上の觀念は、何れも非常に遠隔の地方や一般の文化とトーテム制度を重要視する程度の大に異つた社會に存在するのである。互ひに相隔つた民族の神話が、其微細の點は異つても大體に於て一致して居ることの實例は、アウストラリアのアルンタ族(この部族には複雑なトーテムリズムがある)と、西北アメリカのトムブソン河の印度人(この人種は氏族のトーテムや秘密團體、劇的の儀式を持つて居ない)の創造神話であるが、兩者共に原始的な形の定まらぬ人物の變

形を説いて居り、唯だ前者の創造者は半人半獣であるのに對して、後者ではそれが半人半獣の存在と變形する人間であるのみである。かく同一の觀念が廣い範圍に行はれて多少の差異を生ずることから見ると、原始時代には各人種の社會状態も異り、其性質は知り得ないが彼等の知的能力も亦様々であつたことは明である。(註)

(註) Teit, Thompson River Indians のギアズの序文の説を参照せよ。

四五二 (d) **トテムの殺戮食用の禁止。** トテムを殺したり食つたりすることに就ての習慣は極めて區々であり、且つ不確實であつて、其を禁止する一般的规定を述べるとは困難である。食用になるトテムは神聖なる動植物の或る種類に限るのであつて、此等に對する尊敬は往々其を殺し又は食ふことを禁止するやうになるが、然しかゝる禁止の有無は必ずしも其物がトテムであるか否かを示すものではない。而してトテムを有する地方の中でも此に就ての習慣は例へばアウストラリアに於ける如く著しく異つて居り、北部地方ではトテムを殺して食ふことを全く禁止し、往々にして其父母及び父方の祖父のトテムに及ぶのであるが、中央部族では人は他の氏族の利益になる時にのみ自己の氏族のトテムを殺し、其少分を儀式的に食ふのである。而して東南部ではデイエリ族は自由に其トテムを殺して食ふと云ふが、他の部族即ちオトジョバルク族等は唯だ危急の際にのみ之を食ふのである。(註一) 又東北の諸部族は種々の食物のタブーを持つて居るが、然しそれは氏族のトテムに關するものではなく、異族結婚上の小區分に關係するものである、ジョージ・グレーの報告によると、

西部アウストラリアでは其トテムや徽章としての動物即ちコボング (Tjokong) に對する態度が變つて居るが、(註二) 家族のコボングが眠つて居る間に之を殺してはならないのであつて、又何時でも之を殺すのは善い事ではないのである。

(註一) 之れに對してトテムを持たないケルナイ族は、其結婚を守護する動物を食ふことを表面上慎んで居る。

(註二) 此報告は白人が未だ白人と接觸しない一八四一年に出來たのである。

四五三 トテムの殺戮食用を慎むことはトレス・ストリート諸島には一般に行はれて居るが、之に反してニュー・ギネアでは其習慣が區々であり、或る部族ではトテムを食ひ、或る部族では之を食はないことになつて居る。

四五四 メラネシアは守護神たる動物や氏族の友人として動物の食用を制限することが、アウストラリアほどに確定せず、且つこゝでも其習慣が地方によつて異つて居る。リブーズは魚、草、鳥等のトテムの食用の禁止が、南部メラネシアのサンタクルーズ族にあることを認めたが、北部のニュー・ヘブリデスにはないと云つてゐる。(註) 中部諸島に於ける此等の禁止は異族結婚の階級に關するものであり、同様な習慣は北部のデューク・オブ・ヨーク族にもあると云はれる。又フィジーは其部族の神聖な動物を食ふことを慎んで居る。

(註) モンタス・アイランドでは食用の制限は個人の守護神に關するものである。Journal of the Royal Anthropological Institute, XXXIX, 105 ff. を見よ。

四五五 ポリネシアではトテムの代りに家族の守護神があり、其神の權化である動物や植物を食

はないが、サモアやトンガに於ても此れと同様の規定があり、従来はハワイの習俗もそれであつた。ボルネオとスマトラに於ける食物の制限は確實にトーテムに關するものではない。

四五六 印度の非アールヤ諸民族は一般に其トーテムを食ふことを慎み、時としては之れに危害を與へたり使役することを慎むが、これは例へばコンド人やベンゴールのオラオン人等、多少神の觀念の發達した部族に於ても同様である。尤も恐くアールヤ人種の感化に依つて、此禁制の規定が解除される場合もあるのであつて、かゝる感化は多くの部族に影響して居るが、然し普通は古來のトーテムの習慣を打破するには至らない。然しリヴーズの見た所では、南部地方のトダ人にはトーテムに類する事物や食物の制限は、極めて微かに現はれて居るのみであつて、恐く水牛崇拜が凡て他の儀禮を排除したものである。(註)

(註) Rivers, The Totems, Index, s. v. Food, restriction on.

四五七 アフリカの土人は其氏族又は部族と特殊の一定の關係ある事物を特別に尊敬する、バクアナ人は氏族の名となつて居る動物を食はず、例へば獅子の如き危険な動物は辨疏をして之を殺すのである。獨領東南アフリカのヘレロ人はカメレオンの肉を禁じ、黒羊や牡牛は食ない。東部地方の多少文明に向つて居るバガンダ人では、或る氏族は其氏族名を取つた動物を食はないが、此の人種の特徴ある政治組織はすでに古來の氏族制を一部廢滅して居るやうである。セネガムビア、アジャンタイ、ダホミ、ニゲリア、コンゴ等の西部地方にも食物の制限 があるが、これ等は一般にトーテム

の社會組織とは關係がないのである。

四五八 北アメリカにはトーテムズムの食物制限の事實は殆んど現はれて居ないのであつて、他の地方で屢々見るやうに動物を殺す時に辨疏をする習慣はアルゴンキン族、オッタワ人、メノミニ族に存在すると云はれるが、此は必ずしもトーテムズムのものではない。更に進歩して居る東部及び南部の諸部族(アルゴンキン、イロコイズ、クリーク、コクタウ、チッカサス、クロキ、ナツチエズ)や太平洋岸の民族、及び大陸の中央部に農業生活をして居る諸部族(ブエプロ人、マンダン人其他)は食物について何等の制限を持たないやうである。ナブホ人は魚類、七面鳥、豚、熊等の肉を斷つと云はれるが、其禁止の理由は明かでない。(註一)而してトーテムズムの氏族としての食物のタブーの最も明瞭な實例は、南部ミシシッピー流域のカッドロー人 (Siouan Caddos) 及び中央西部のオマハ人に現はれて居るが、此等の民族は共に多少農業生活をして居るのであつて、何故此等の民族がトーテム食物の點について附近の諸氏族と異なるやうになつたかは分らない。又食物の制限は西北地方にもあるやうに傳へられて居る。(註二)

(註一) Cf. Mathews, Navaho Legends, p. 239, note 169; Franciscan Fathers, Ethnologic Dictionary, p. 507.

(註二) Teit, Thompson River Indians, p. 77.

四五九 中部アメリカや南アメリカにはトーテムズムの食物制限があるといふ明瞭な報告がないのであるが、此地方は未だ其氏族の習慣について完全な調査が出来て居ないのである。(註)

(註) A. M. Tozzer, Comparative Study of the Mayas and the Lacandonas (of Yucatan) & H. Hastings, Eneyah, E. E. N.

アメリカ及びアラシルの項に挙げた諸書を参照せよ。

四六〇 (e) 食物の供給を増加せんとする呪術的儀禮 此種の儀禮は多くの地方に於て、又文明人にも野蠻人にも種々なる文化程度の人種に行はれたのであるが、然し其をトーテムの氏族が行つたといふ場合は比較的に少いのである。而してトーテムを有する氏族が此種の經濟的活動をなすことは、中央及び東南オーストラリアに於て最も明瞭に現はれ、且つ重要なものとなつて居るが、此地方の各氏族は皆氏族の利益の爲めに、其トーテムの供給を増加することを義務とし、海岸部の肥沃な地方でもアイル湖 (Lake Eyre) 附近の荒蕪地方と同様に此呪術的儀禮を行ふのであつて、此等の場合に呪術を用ふることは、其土地の自然的供給の如何に依るのではないのである。トーテムの氏族が此種の行事をなすことはトレス・ストリート諸島にもあり、龜族や鯨族は龜や鯨が多く産するやうに儀式を行ふのである。社會全體の爲めに呪術を以て其トーテムを左右することは、北アメリカ大陸中部に居るシウ種のオマハの諸氏族にあると云はれるが、今茲に挙げた各部族の社會組織は適確にトーテムになつて居るのである。

四六一 此他の地方では例へば東南オーストラリアの一部や西部オーストラリアに於ける如く、經濟的活動を爲すのはトーテムを中心とする氏族ではなく他の團體であつて、此地方では異族結婚の階級が儀式を行ふことになつて居る。ニュー・ギニアでも其儀式がトーテムの性質を有するか々疑はしい。それで氏族として行ふ唯一の實例は東部アフリカのバガンダ人にあつたので、バッタ族の

婦人は其トーテムの産出を増すやうに勤めるのである。何故此の勤めを婦人に委するかは明かでないが此習俗はトーテムの規律の弛廢を意味するやうに思はれる。シウ種のマンダン人やヒダツサの經濟的祭禮や舞踏は全部族の儀式であり、ブニプロ印度人の此種の儀式は宗教上の同胞組合の負擔となつて居る。(註) 又ズニ人の蛙氏族は雨乞の儀式を行ふが、此の勤めは主として雨祭司に委してある。西北アメリカの呪術的行事はトーテムの氏族と關係を有たない。

(註) フォークス (J. W. Folkers) は一の經濟的儀禮としての蛙舞踏は本は蛙氏族が行つたといふ意見である (Zirkowith Annual Report of the Bureau of American Ethnology, p. 304)

三 トーテムの定義

四六二 上に述べて來た多くの事實は一般にトーテムと稱する社會組織に常に現はれて居るやうである。併し異族結婚は、一個獨立の現象であり、氏族は常に必ずしもトーテムの名を有せず又必ずしもトーテムから血統を引いたものとは考へられて居ない。又トーテムの食用に就ての習慣も處に依て著しく異て居り、呪術的の經濟儀禮はトーテム團體以外のものも之を行ふのである。而して此等全ての要素を其制度の中に有する氏族は殆んど存在しないのであつて、唯だ中央オーストラリアに於て稍々完全に此等の要素を具備して居る。唯だ其處に缺て居るのは氏族間の異族結婚とトーテムの食用の絶對的禁止とであるが、併し事實に於ては其トーテムを食はず、又異族結婚は上に述べたやうな理由に依て暫らくこれを度外視してよいのである。それで中央オーストラリアの制度は實質上完全な

ものと云ひ得るのであつて、北米の制度は之と正反對であり其他の多くのものは又これと異て居る。

四六三 併し斯の如き差異はあるが、トテムイズムに於ては人類の集團が或る人間以外の事物と特殊の關係を有て居るといふことは事實である。(註)そこで此の一般的の事實は之を定義して二個の特徴に表はすことができる。即ち兩者の關係は双方の利益の爲めにする聯盟であること、及び其人間以外の事物は神と認められず、且つ崇拜されないといふことである。前者の特徴はトテムイズムが動物植物天體其他の物體に對する野蠻人の一般の見方と異なる所以を示し(註二)後者の特徴はトテムイズムをば精靈や嚴密なる神の崇拜と區別するものである。故にトテムイズムは之を人類の集團と人間以外の集團若くは崇拜されない事物との攻守同盟、即ち一集團の全員と他の集團の全員との友誼的關係といふことができる。(註三)

(註一) 此の人間以外の事物中何を選ぶかは其地方の状況に依て定まるのであつて、吾々には分らないが、恐らく其事物は社會の幸福に最も重要なものであることもあり、又時としては偶然に決定することもあるだらう。下掲五五四以下を見よ。

(註二) 稀に人工物をトテムと見ることは恐らく後世に始まり思案の結果であらう、從て思案しない時代に起つた古いトテムとは異て居る。併し人工物のトテムも時として甚だ有名なもの認められることは疑ないが、又或場合は紋章に過ぎないやうである。

(註三) 此れはフレイザの定義(註)であつて(Totemism, p. 1)「それによつて「崇拜されぬ」といふ語を加へたのである。全體の問題に就ては Tylor, in Journal of the Anthropological Institute, XXVII, 144, F. Ross, in American Journal of Psychology, XXI, A. A. Goldenweiser, "Totemism" in Journal of American Folklore, XXIII (1910) 参照。

四六四 此の關係が「たび成立すれば上に述べたやうな種々の要素が様々の程度に於て自然に之に

結び付て来る。即ち氏族に其名稱が生じ何時如何にして出来るかは問ふ必要はないが、常に其名稱はトテムの名であり以て兩者の親密なる關係を維持するのである。氏族の起源をトテムに結付けることは多くの未知人や文化人(希伯來人希臘人其他)に多く行はれたことであつて、土地の名の祖先は現在の氏族の名から考へ出されるものである。又た親密な動物や植物の殺戮食用を禁止することは單にこれを尊敬する徴である。又或る氏族が其のトテムを以て食物の供給を爲し得る特殊の能力を具へて居るといふ觀念は、野蠻人の有する呪術的能力の觀念と一致するものである。若し又異族結婚の習慣が発生するならば、それは勢社會的單位としての氏族に結付くに違ない。

四六五 全世界の種々なる氏族の物質的境遇が異り、又彼等の智識が異つて居るのを觀れば、彼等が此等の社會制度の要素を各々異つた方法を以て結付けたことは驚くに足らない。即ち食物を得、結婚關係を正し、財産を保護し、敵を防がんとする努力よりして、彼等は漸次其の境遇が許しこれに適當する範圍に於て斯の如き方法を採用するに至つたのである。或る場合に氏族が或は其内部の發達よりして或は外部から之を探り容れて其社會の規則を變更することがあるのは事實である。尤もかゝる運動の起源を探ることは常に可能ではなく、又人類の最初の社會制度が如何なるものであつたかを茲に斷定することは不可能であるが、併し恐らく最初の状態は政治上其他の制度もない不定なものであり、又トテムイズムは社會に秩序を立てんとする最初の試みの一つであつたのであらう。それが上に述べた所に従へば「トテムイズム」の語は特に人類と人類以外の事物との單純なる聯盟を意味するも

のとして用ゐる得るが、更に一般的には何等かの方法を以て前項に述べた種々なる特殊の習慣の若干と結付た聯盟を意味するものとして用ゐることもできる。(註)

(註) トーテムイズムの更に詳細な定義に就ては下掲五二〇を見よ。

四 トーテムイズム習俗の地理的概観

四六六 若しトーテムイズムを簡単に解釋して、人間と人間以外の事物との間の一種の親密なる聯盟と見るならば、それは未開の社會に廣く分布されて居ることが分かる。然しそれは此れに附屬する要素が多いもの程益々稀れであつて、上述せるが如く凡ての付加的要素を包括した氏族を發見することは困難である。異族結婚の如き習俗が起り、又は氏族と人間以外の事物との間に無神的な一定の關係の信念なくして、其事物に對する尊敬があるやうな場合には、本來の意味に於けるトーテムイズムを認めることは出来ない。蓋しかゝる習俗は人間が人間以外の仲間に對する一般の態度に屬するものと見做されるからである。此等が原始のトーテムイズムを現はして居るのか、或は其衰退を示して居るのか、將又此いづれでもないかといふやうな問題は、夫々の場合に於て別に考へなければならぬ。

四六七 世界に於ける二個のトーテムイズムの代表的地方はアウストラリアと北アメリカとであつて、夫々又其習慣を甚だ異にして居る。又兩者に於て土着の民族が種々の系統を有するのであつて此點は明かでない。勿論季候と風土の差異はあるが、此差異は必ずしも常に文化と習慣の差異を説明しないのである。(註)

(註) 詳細は Frazer, Totemism and Exogamy に在り。

四六八 アウストラリア。アルンタ及び其他の種族の本據たる中央アウストラリアの中心に於ては、其トーテムの名を冠する氏族があつて、其血統を半ば人間的なトーテムの祖先から引いて居り、彼等は其トーテムと同一であると考へて居る。然しトーテムは遺傳しないのであつた、母が始めて懷妊した場所と結び付いた祖先に依つて其トーテムが決定される。各氏族は同種の氏族の爲めに其トーテムの供給を得るやうに呪術的の儀禮を行ふのであつて、トーテムが動物か植物である場合にはそれを獵するか或は採集して之を分配するのである。此分配の際にはトーテムを準備する氏族の會長は儀式上少量の食物を取り、又他の場合に於ては氏族全體が之を多く食はないことがある。(註) 異族結婚の規則はトーテム氏族に關係せずして、班族又は第二次の班族に關するのである。

(註) アルンタの或る傳説ではトーテムが自由に食はれた時代があることを示して居る。氏族の友としての鳥は第二次のトーテムと見做されて居るが、これは恐らく一氏族が數個のトーテムを持つて居た時代の遺物であらう。

四六九 中央アウストラリアの南部地方に於てもかういふ特徴はあるが、トーテムを食ふことに關する規則だけは別である。往々にして、ウラバンナ族に於けるが如く、トーテムを食ふことは禁止されてゐるが、ワルラムンガ族の間にあつては老人の場合に限つて此の規則は弛和されるのである——と言ふのは老人に對する食物上の制限は徹廢せられてゐるのである。(是は明かに人道的設備である) 他方で、老人以外の氏族間には此の規則は廣く行はれるのである——食用禁止は氏族が屬する半氏族

の二個の第二次階級に適用されるのであつて、條件附には全體の半氏族に適用されるわけである。(多分氏族民が不規則にトーテムを食ふのを防ぐために警戒的法案があるのであらう)。

四七〇 北アウストラリアのカルペンタリア灣の沿岸に於ける特徴はトーテムの食用を絶対に禁止して居ることである。トーテムを増殖する爲めの呪術的儀禮を行ふに就ても、亦特徴があつて、氏族はかゝる儀式を行ふを要しないことになつて居る。即ちそれを行ふや否やは自由であつた。勿論其儀式は呪力を持つて居たけれども、それを行ふことは習慣に依つて要求されなかつた。此中央地方の習俗と異つて居ることはスペンサー及びジレンに依れば、此沿岸地方に多く規則的に降雨があることに歸するらしいのであつて、即ち其降雨は食物の供給を確實に規則的ならしめるから、呪術の必要ならしめたのである。(註) 又此氣候上の特徴は恐らく上に擧げた嚴重なる食用禁止の規則をも説明するのであつて、若し食物を得ることが困難であれば、其規則は嚴重に行ひ得ないが、若し食物が豊富であれば嚴重に強制し得るであらう。

(註) Spencer and Gillen, Northern Tribes of Central Australia, pp. 173, 318.

四七一 尙ほ種々の異つた状態が濠州大陸の東南部、ニュー・サウス・エールズ及び聾クトリアに現はれて居つて、中央部の組織の特徴が缺けて居る。例へばデイエリの各氏族は其トーテムの名を冠し、其から血統を引いて居ると考へて居るが、然し其を自由に食つて居る。又此れに接近せる他の種族は困窮の場合にのみ其を食ひ、其他の種族は之を禁じて居る。ナリニエリの種族は最も定位して居つて、

氏族の名稱は現在ではトーテムの名稱ではなく、(註) トーテムを食つて居る。クルナイ族は普通の型とは大に異つて居つて、彼等はトーテム氏族も異族結婚の階級をも有しない。彼等の有する異族結婚の規則は住處に關係して居るのである。氏族の行ふ呪術的經濟儀禮は、東南部全體に存しないやうであつて、各氏族は自己のトーテムに對して責任を有するのみである。

(註) 氏族の名稱は最初はトーテムであつたかも知れないが、此上は決定するに足る材料が缺けて居る。

四七二 ヲツジヨバルク、ユイン、クルナイ其他の種族には、男女の性に關する保護者があつて、即ち種族の凡ての男や女に動物が密接に關係して居る。此信念は動物社會の個々の動物の生命が男や女の生命であつて、兩性共に其保護者たる動物を殺さないと云ふに在る。動物との合一及び其に對する尊敬の觀念のみに就て云へば、此制度は普通のトーテムの型と一致して居るが、然しそれは氏族と關聯しないから、其動物をトーテムと呼ぶよりは『保護者』又は『守護者』と呼ぶ方が適當である。(註) 性の保護者たるかゝる動物は稀れに存在するのであつて、東南アウストラリアのみには確かにあるが彼等は氏族組織を捨てんとする傾向を示す所の種族の中に現はれて居る。此地方に於ては又時として個人が其動物守護者を持つことがあつて、従つて個人主義に向ふ一般の傾向が認められる。此傾向をば氏族組織を弱めんとする南海岸の豊饒な性質と結び付けて考へることは不自然ではない。男女の性による制度は特殊の現象であつて、其歴史の記録はないのであるが、それは廣く行はれて居る兩性の分割の特殊の發展であつて、婦人の所有權と社會的平等を益々認むるに至つたことと結合して

居ることは疑を容れない。原始時代に於ては男兒と女兒は屢々別にされて居つて、女には食物其他の事物の特殊のタブーが課せられたが、又他方に於て女は或る場合には種族の財産の所有者であつて、屢々秘密團體の一員たることを許されて居つたこともある。兩性の制度は特殊な都合のよい事情の下に起るのであらう。(註一)

(註一) Frazer, Totemism and Exogamy, IV, 173

(註二) Cf. H. Weber, Primitive Secret Societies, pp. I, 121, ff; Crawley, The Mystic Rose, pp. 41f, 45, 350, 434 ff; Westermarck, Origin and Development of the Moral Ideas, II, 28 ff; Hobhouse, Morals in Evolution, I, 183 ff.

四七三 アウストラリアの他の地方は中央及び南部程注意して研究されて居ないのであつて、其トテムイズム習俗に關する知識は充分でない。記録の示す限りに於ては此等の地方は單純な氏族組織と大に異つて居る。即ち東北アウストラリア、クキンズランドに於ては、異族結婚の第二次の階級があるが、氏族タブーはない。又西南地方には氏族はなく、家族が社會的單位であつて、それは血統を動物から引いて居り、又個人の保護者たる動物がある。西北部に於ては氏族組織の存在する記事がないが階級の異族結婚があつて、呪術的儀禮を行ふものは異族結婚の各階級から出るのである。

四七四 トーレス・ストレート諸島 上述する如きアウストラリア大陸のトテムイズムに著しい差異のあることは、一般に其の氣候や氏族部族の孤立の程度に關係して居るやうであるが、又同様な差異はトーレス・ストレート諸島や英領ニュー・ギネアにも在る。此諸島の西部は明瞭なトテムイズムの

存在する唯一の場所であるが、此處の社會組織は或程度までトテムイズムの關係と獨立であつて、各氏族は互に隔離し結婚は主として血族關係に依て規定されて居る。然も他の一方に於て、人とトテムとの間には親密な關係が認められ、トテムは一般にこれに關係する氏族の人々が除外例はあるにしても此れを食はず、或氏族は呪術的經濟儀禮を行ひ、又其處には氏族間の異族結婚も在る。恐らく原始の社會組織の殘存するものが斯の如き第二次的なトテムとなつて居るのであらう。

四七五 又此處には原始的な英雄崇拜があつて、動物の形態を有する二人の英雄には社殿や神像があり、これが爲めに毎年舞踏を行ひ、其神靈の宿ると考へられた石がある。此儀式はポリネシア(例へばサモア)に在る或崇拜の形式に極めて似て居るが、其石は中央アウストラリア其他に於ける超自然的動物や精靈の住所たる同様の石に類似して居る。而して此二人の動物的英雄をトテムの起源と結付ける神話の如きは、普通一般の形式であつて、其英雄の一人であるマブイアグのクワイアムは實際の人間であるが、殆ど神化さるゝに至つたと云はれて居る。死者の神化はポリネシアでは稀ではない。

四七六 ニューギネア 英領ニューギネアの東部に於ける社會制度の特徴は(註一)其住民が小部落を爲し一般に一氏族内に種々のトテムが結合して居り、特に其父のトテムを尊敬することである。其處には氏族がトテムの血統を引いたといふ信念は表はれて居ない。(註二)其小部落は家族的集團となる傾向があるけれども氏族間の異族結婚が行はれてゐる。此「トテム結合」の組織は人間

以外の全ゆる事物から超人的の援助を得んが爲めであつて、それは普通には鳥魚蛇及植物等であるが、就中鳥は最も重要なものとなつて居る。人は自己のトーテムを殺しても差支ないが、其父のトーテムを殺してはならないのであつて、此規則は恐らく母のトーテムを自己のトーテムとする母系組織としたがために起つたのであらう。又其處には一見食物の供給を増加せんとする呪術的儀禮はない。要するにニューギニアに於てもトーレス・ストレート諸島に於ても、外國の影響のために古い習慣が消滅しつつあるが爲めに、或習俗が原始的なものであるかまた退歩したものであるかを決定することは益々困難である。

(註一) C. G. Seligmann, *The Melanesians of British New Guinea*, Chaps. XXXV, I.

(註二) かゝる信念はニューギニアの西方アル群島(マブア人)にも在ると云はれ、其處では氏族ではなくして家族が社會的單位となり各家族に其紋章又は徽號がある。

四七七 メラネシア

メラネシア諸島の大部分の社會組織は、(註)充分に研究されて居ないが、二三の一般的特徴があることは認められて居る。其社會は氏族又は部族には區別されずして、異族結婚の階級に區分され、其親族關係の分類的組織が一般に行れて居る。結婚を支配する規則はアウストラリアに於ける程複雑ではなく、新入式の方法も一層簡單であつて政治組織は一層固定して居る。普通トーテムズムに關聯して居る他の習俗の詳細は多く報告されて居ないが、恐らく此地方はアウストラリアのトーテムズムから離れる傾向があつて、それは東部に行く程益々明白となり、遂にトーテムズムの特徴が殆んどない所のフリージに至つて其頂點に達して居る。

(註) コムにメラネシアと云ふのは、ニュー・ブリテン、ニュー・アイルランド及び其近接諸島であるビスマルク群島を含むのであつて、此等諸島には其或る場處にポリネシアの影響があるけれども、其位置は東徑百八十度の東方にある。

四七八 ビスマルク群島

に於ては明かにそれは祖先とは考へられて居ないやうである。(註)ニュー・アイルランドに於ては神聖な動物の運動を模倣する舞踏が行はれて居つてかゝる動物は大に尊敬され、それに對する關係が階級各員間の結合の聯帶をなして居るのである。

(註) Reverend George Brown, *Melanesians and Polynesians*, p. 28.

四七九 ソロモン諸島

にも或る特徴が現はれて居る、即ちブト(Buto)と呼ばれる神聖な物を普通に尊敬して居つて、それは食ふべからず、或る場合には之に觸れ又之れを見てはいけないのであつて、階級の名は常に此神聖な物の名ではない。土人の間には此神聖な物が祖先であるか、或は單に祖先と關聯したものであるかについて、意見の相違があるが、入特に酋長は其死後例へばバナ、の如き事物に權化するであらうと宣示され、此バナ、が此場合に神聖となるのである。然し他の場合に於ては、(註一)階級の神が祖先と考へられ、幾多の神聖な動物の代りに、正規の崇拜を伴ふ人格神の觀念もあつて、一般の状態はトーテムズムとは全く異つて居る。(註二)

(註一) 此習俗はフロリダ島に就いて報告されて居る。

(註二) 此等の神がトーテム動物の發展なりや否やの問題に就ては、下の五七七を見よ。

四八〇 ニュー・ヘブリデス群島には階級に屬する動物を誘引する爲めに其階級の各員に依つて行

はれる稍々呪術的な儀式のあることが示されて居るが、階級の名を冠する事物を食つてはならぬといふ規定はない。又食事に関するサンタ・クルズ群島の習俗や、神聖な事物から血統を引くことに就ての信念は、島々に於て異つて居つて、其等は時には寛大茫漠であるが、又時には嚴格に一定して居る。

四八一 個人と其選んだ事物との間の生命の密接な關係を認める信念は、パンクス諸島に發見されて居つて、それはかゝる事物と北アメリカのマニトウとの間の關係に明かに似て居る。更らに此信念はリブス氏に依つて報告されて居つて、氏によれば此等の群島に於ては、兒童の性格は其出産前に母が或る影響を受けた何等かの食用になる事物に依つて決定され、其兒童は其事物に似通ひ、又はそれと同一視されて一生涯其れを食つてはならないのである。(註)

(註) 此觀念とフレーザーの所謂「妊娠トミズム」の説との關係に就ては下掲五四八を見よ。

四八二 最東部のフイージー群島に於ては、部族と其れと結合せる神聖なる動物及び植物との關係は種々異つて居る。此等の動植物を害してはならないといふ規定があつて、若し其が食用になるものであれば食つてはならない。然しかゝる神聖なる事物と相並んで眞の神々があつて、此等は或る種の鳥魚、植物や時としては人間の中に住し、又は其れに權化する。リブス氏は非ティ・レヴと云ふ大島の内部に於て、各村が各々神を有しそれは多くの場合に於て動物に轉じ、其動物はかくしてタブーとなることを述べて居る。(註) 神聖なる事物を食つてはならない普通の習慣は、かくの如くにして

此種の新しい事物にも延長したのであつて、部族の神聖な動物の機能は或る點に於て神々の機能に近づき、其動物は戦争、疾病、結婚等の重大事件に際しては、呪師の相談する所となつたのである。パンクス諸島に於て稍々之を見る如く、此部族の神聖な動物は兒童の出産前にも其母に現はれると想像されて居つた。

(註) そこで此神は本來は動物であつたらしい。下掲五七七を見よ。

四八三 かくの如くメラネシアに於ては氏族其物とではなく、種々の社會的單位と多少親密に關係した多くの神聖なる事物と相並んで、氏族トミズムと一般に結合して存在する習俗と觀念(神聖な事物から血統を引くといふ信念と、それが食用になるものならば之を食ふべからずといふ否定)があるが、然し又氏族組織から社會の個人的形式に向はんとする他の觀念と習俗(動物によるト兆、兒童の出産前其の性格を超人的に決定すること、個人に依つて新しい神聖な事物を發見すること)がある。(註)

(註) 此事實の意義に關しては下掲五二九を参照せよ。

四八四 ミクロネシアとポリネシア ミクロネシア即ちサンタ・クルズ群島の東南チコピアの小島をも含めてのカロリン群島やベレウ群島に於ける社會組織の性質は充分知られて居ないが、既に公にせられた報告では、氏族トミズムとは著しい相違がある。カロリン群島の最も西方に在るウツブ若くはヤップ島は、最近の視察者に依れば(註)多くの古い信仰を有し、異族結婚の制度はなく

精霊や神々の大なる組織がある。カロリン群島の他の部分やチコピアには非異族結婚的な社会的集團があり、神聖な動物を大に尊敬し且つ或部分には動物神から血族を引いたといふ信念がある。又ペレウ群島には異族結婚の家族と共に神聖な動物と部落神がある。(註二) ミクロネシアの習慣が區々であることは、一は移住に依る種族の混合に基くのであらう。

(註一) W. H. Furness, 3d, *The Island of Stone-Money*.

(註二) メンツ人の神の觀念に就く材料は Frazer, *Adonis, Atis, Osiris*, pp. 386, 428ff. 及び其れに引照せる J. Kubary, "Die Religion der Pelauer" (in A. Bastian's *Allerei aus. Volks- und Menschenkunde*) を見よ。

四八五 ポリネシアでは一般に家族が社会的單位となり、多少發達した神統の觀念と共に能く整頓した政治組織がある。それで諸神は動物や樹木に權化すると考へられて居るが、又多少自然現象と獨立した偉大な神々もある。神の觀念の發達は布哇、ニュージラランド、サモア、タヒチ、トンガ等に於て著しく此等の地方には複雑なる崇拜の形式と共に祭司や殿堂があり、現在の組織はトータミズムではないが、併し茲にも他の同様な場合と同じく此等の神々は神聖な換言すればトータムの動物や植物から發生したのではないか、(註一) 又一般に現在の制度はこれに先立てる或トータミズムに近い制度が在つたのではないかといふ疑問が生ずるのである。(註二)

(註一) 下掲五七七と見よ。

(註二) 異族結婚はロードホキー群島のルワ、ニワ礁にも存在すると云はれるが此處の住民はポリネシア人と稱せられ Brown, *Melanians and Polynesians*, p. 414ff. 異族結婚の階級は以前サモアに存在したのであつて、ルワ、ニワ人は其源をば茲に發して居るのであらとブラウン博士は考へて居る。

四八六 インドネシア

スマトラ内地のバツタ人は其氏族が混住しては居るけれども氏族の異族結婚を有し、各氏族には神聖な動物があつて、これを食ふことは非法となつて居る。西海岸の一氏族は自ら虎から血統を引いたと稱し、マルカ人の各部落は種々の動物や植物の血統を引いたと考へ、それ等がタブーとなつて居る。ボルネオではトータミズムの制度が僅かに表はれて居るのみであるが、茲にも神聖な動物があつて、これを食ふ能はず又其動物との漠然たる血族の感情がある。併し此等の現象は必ずしもトータミズムのものではない。シー・ダイヤツク人の個人的守護者の信念は神聖なる動物に對する一般の尊敬とは區別すべきものである。

四八七 印度

印度の非アールヤ人種は多數の異族結婚氏族に分たれ、各々神聖な事物を有し、之を傷害し濫用することは非法となつて居る。併しそれが普通のトータミズムの習俗と異なることは多くの場合に於て其神聖な事物を崇拜するといふ事實に表はれて居る。此等の人種の社會組織は一は普通に行はるゝ如き農業生活への移轉のために、又一には印度アールヤ人の直接の宗教的感化の爲めに大に變化したやうに思はれるが、併し非アールヤ印度人の歴史は多くの點に於て不明瞭である。印度のアールヤ人は異族結婚制を有ては居るが、トータミズムを有て居ないのであつて、此點はアッサム人に就ても略同様である。又ビルマ、支那或はマレー半島にはトータミズムは行はれて居ない。

四八八 北アメリカ

北アメリカの土人は、氣候風土の様々に異つた廣大な土地に擴がり、六種の言語系統に分れて居つて、其社會組織にも大なる差異がある。氏族班族及び地方的集團等の異族結

婚的團體は到る處にあるが、其トーテム制度の根本的要素特にトーテムの傷害や食用の習慣及びそれから血統を惹て居るといふ信念に就ては、餘り正確な記述がない。アメリカの社會組織は原始的なトーテムを表はすやうな一般的特徴を有ては居るが、それはオーストラリアとは大に異り、寧ろ或點に於てはメラネシア、ポリネシアに似て居り、唯だ些細の點が異て居るのみである。エスキモーやカリフォルニア種族には明確なトーテムの痕跡が認められない。其他ではロッキー山脈が一分界線を爲して居り、太平洋岸の諸種族の制度は其東部の種族とは勿論、他の全ての野蠻人や未開人と判然異て居る。固より類似點もないのではないが、一般の太平洋岸に於ける形式は獨特のものである。

四八九 まづ東部諸種族から云へばイロクオア人及び其關係種族であるモーホーク人、セネカ人等は、(註)主として農業種族であり、其政治上及び宗教上の單位として、民族よりも寧ろ部族又は班族を有て居る。第十五世紀に大政治家ヒヤワサ (Hiawatha) の組織したイロクオワ同盟は、非常な政治上の知識と訓練を示せる五個の部族(後に六個)の聯盟であつて、其大祭は部族的であつた。併し龜が人に變形するといふ神話の中には氏族が認められるのであつて、此人が其龜の名を有する氏族の創始者となつて居る。而して異つた部族の間に同一名を有する氏族の各員の間には同胞關係があり、又各人の名は其氏族の財産であつたが爲めに、此神話は社會的に有力なものであつた。又トーテムの形は紋章として用ひられたが、其トーテムが殺されたり食はれたりしたかは明らかでない。故に現に知られて居る形式の上から云へば、イロクオワの社會組織はトーテムイズムとは云はれないのであつて、

それが元とトーテムイズムであつたか否かは未決の問題としなければならぬ。

(註) イロクオワ種族は廣大な地を占めて居るのであつて一部分はカナダに他の部分は今ニューヨーク、ペンシルバニア、ケンタッキー、テネシー、ジョルジア、アラバマ、カロリナ州を含む地方に居る。

四九〇 イロクオワ種族の南方の一部に屬し、從來テネシー州やノースカロリナに住居つたチエロキー人は其尊敬する動物を殺すには儀式を行ひ、又豊作を得んが爲めの Green Corn Dance は報償的意味を有て居り、一般の大赦を伴つた。(註)

(註) Cf. Gatschet, Migration Legend of the Greeks, P. 24 ff.

四九一 ヒューロンのキャンドットの神話は、(註)婦人と蛇や鷹との結婚の話を以て、彼等の蛇氏族や鷹氏族を説明して居るが、此場合には人間は其氏族の發生前に存在して居ると考へられて居るけれども(これがオーストラリアの型と異なる點である)、又其氏族が幾分動物の血統を惹て居ると考へられることも事實である。

(註) イロクオワ人の同盟種族であつたキャンドット人はオンタリオ湖の北部地方に住居する。

四九二 同様にアルゴンキンの大種族にもトーテムイズムの制度の明瞭な事實がない。(註一) デラウエア人であるレナベ族は農業種族であつて手工も大に進んで居るが、彼等は氏族よりは寧ろ家族に重きを置き、トーテムが紋章となつて居る。太湖の沿岸及びセントローレンス河の流域に住む狩獵人種であるオジブア人も其神聖なる動物の形を紋章に用ひるが、彼等が其動物を食ふか又其血統を惹くと考

へたかは分らない。(註二) 水獺氏族の海狸氏族との親密な關係は其水獺族の男と海狸族の女との結婚の話を以て説明されて居る。ボタワミー人はトーテムを殺し食ふことを正當と考へて居り、カナダのオッタワ人とミスシッピー河流域のソーク人とフォックス人ととの結合種族はトーテムから血統を惹いたといふ傳説を有て居る。又此れと同地方のメノミニ人はトーテムを殺すれ共、常にこれに對して辨疏を試み、其神話は氏族と其名親たる動物との關係に就て種々の觀念を含て居る。即ち氏族の起源をば例へば熊を人間と爲した超自然の活動や動物の冒險的活動に歸し、或は鷺や鷹などの名親としての鳥をば神や精靈と見做して居る。併し斯の如く超自然者の觀念を採容れることは、氏族の獨立の創造者としての名親動物の觀念を離れて來て居るのである。(註三)

(註一) アルゴンキン族は從來太西洋岸に沿ふて南はノースカロリナから西はミスシッピー河に至る廣大な土地に據て居たのである。

(註二) 吾々の「トーテム」といふ語は此オジブア人から取つたのである。

(註三) 稍々漠然ではあるがアウストラリアでも二人の超自然者にこれと同様な働きを認めて居る (Spencer and Gillen, Native Tribes of Central Australia, p. 389; cf. p. 246)

四九三 メキシコ灣の周圍に居る諸種族には氏族と其の名の根源である動物植物其他の事物との關係に基く社會組織の痕跡はないのであつて、大なるマスコキ族(クリーク人、セミノール人、コクタウ人、チカサス人、其他二三の部族をも含めて)は、整頓した政治組織を有て居るが、其の宗教を代表するものは大呪師若くは祭司(樂人)であり、食物増加の爲めに呪術儀禮を行ふのである。併し此等

の儀禮は部族的であつて、又クリーク人の年々の斷食(ブスキタ *Washita* *Wasa*)は大に宗教的倫理的意義を有て居る。(註)

(註) Gatschet, Migration Legend of the Creeks, p. 177ff. これは贖罪的の儀禮であつて社會の道德的改造を伴ひ從來の負債を取消し新紀元を劃するののである。チホキ人の Green Corn dance (Article "Cherokees" in Hastings' Ency. R. E.) と比較せよ。

四九四 以前にミスシッピー河の西に住んで居たシキサス、ルイジアナ、アルカンサス等に於けるカッドー部族は、多少特殊のトーテムに接近して居り、各氏族の者は氏族の名の源である動物を食ふことを慎み、部族の各員は鷺や豹を殺すことを慎むのであるが、此の習慣が往時の氏族の禁制を表はすかどうかは確實でない。又之と親族である從來ネブラスカ地方に住居たスキディー・パウネー人には、其の民話から考へて氏族が人間と動物との結婚から生じたといふ信念及び此の結婚のために人類に幸福が生じたといふ信念があつたらしい。併しかゝ信念はパウネー人の社會組織に影響を與へなかつたやうに思はれる。(註)

(註) Dorsey, The Spirit Pawnee, p. XVIII. パウネー人は可なり發達した神界觀念と酋長武人祭司呪師等の階級を基礎とする政府を有て居り、又同族結婚制の村落に生活し各村落には神聖な東があつて此の東の元の所有者から村民は血統を惹て居ると考へて居る。

四九五 ミスシッピー河の下流の沿岸に居るナクチ人(ナツチエズ)は「水蓮人種」「胡桃人種」「白鳥人種」「森林人種」などといふやうな名前の村落に住んで居るが、此等の名前は恐らくトーテムの名の

遺物であらうけれ共、彼等にトーテミズムの集團があつたといふ記録はない。且つ他方に於て彼等には非常に發達した太陽崇拜があり、人身供犠を爲して居るのである。

四九六 シュー人の習慣は色々であつて、ダゴタ部族には何等トーテミズムの證跡はないが、ミスリ河沿岸のオマハ人は半ば農業を營み半ば狩獵を爲し、氏族の名の根源である事物の食用を慎しみ、或る部族には此等の事物に對する呪力が具して居ると考へられ、且つ其の儀式や神話には各氏族が夫々其の名の根源たる事物から血統を惹ひたと信じて居る痕跡がある。かゝる稍々確定したトーテミズムの觀念はシュー人の他の部分には認められない。ヲサヂユ人は動物から其の血統を引いたといふ傳説や神話を有して居るが、其の政治組織はトーテミズムではなく、彼等は平和團と戰爭團の二つの團體に分れ、平和團の各人は動物の生命を奪はないけれ共、戰爭團の方から得た肉は之を食ふのである。此の習慣の起源は明らかでなく或は部族の二つの部分たる狩獵生活の者と農業生活の者とが、其の産物を交換したに始まるのであらうが、併し此の分業が如何にして起つたか、即ち二つの部族の結合に依るのか、或は他の原因に基くのか明らかでない。又ヒダツサ人には精靈の兒が婦人に宿て生れて出るといふ信念があると云はれるが、此の信念は中央アウストラリアに於ける信念に著しく似て居るけれ共、かゝる精靈の兒が婦人に入るのを人間の生れる唯一の方法と考へたやうには思はれない。北ダゴタのミンソリー河に住居るマンダン人は現今少しもトーテミズムの制度を有しないが、彼等の往時の歴史は殆ど全く分らない。(註) 一般にシュー人の各部族では個人的動物守護神即ちマニツ(藥師)が

重要な働を爲して居る。

(註) Will and Spinden, The Mandans (Papers of the Peabody Museum of American Archaeology & Ethnology, Harvard University, Vol. III, 1906), p. 129ff.

四九七 現今は全く農業的となつて居るブエプロ部族の制度は、恐く外國即ちスペインの影響を受けて變化したらしいのであつて、ホビの神話は其氏族が元は動物の祖先から生じて、神々に依つて人間の形に變化したといふことを示して居るが、然し複雑な太陽崇拜や冬至夏至の祭禮は部族的であつた。(註一)ズーニーの經濟的儀禮は氏族統制の下に起つたやうであるが、かくして本來は蛙氏族の職分であつた雨を得んとする呪術的儀禮が、現今は兩祭司の手に委ねられて居る。而して食物の供給を保證せんとする呪術的劇的行事は、トーテミツクでない宗教的同胞に依つて行はれて居る。蛇の大舞踏は本來雨と穀物を得んが爲めのトーテミズムの祭禮であつたかも知れない。(註二)

(註一) J. W. Fewkes, The Winter Solstice Ceremony at Walpi (reprint from The American Anthropologist, vol. XI, 1898) with bibliography.

(註二) J. W. Fewkes, Journal of Amer. Ethnology and Archaeology, IV, and Journal of American Folklore, IV.

四九八 ナブホー人アバチエ人及びコロラド河上に住んで居るモハヅ人の古いトーテミズムの制度に就ては、漠然たる傳説と縋かの痕跡があるのみであつて、食物に關するタブーは現今では特殊の氏族に關せず、全部族に關係して居る。

四九九 西北アメリカの沿岸部族(英領コロンビアと合衆國に於ける)は、(註) 其社會制度の二三の

點に於て、他の印度人とは異つて居つて、特に彼等が階級に重きを置き、又徽號や紋章を用ふることに於て、將又個人的の守護動物や精靈を重要視することに於て異つて居る。

(註) 北から南へ數へると此等の部族は次のやうである。デーネー又はアタマスカン人(アラスカの中央と其東西に在り)ツンツット人(南方アラスカ)、ハイダ人(クキン・シヤールロツト諸島と其附近の諸島)、ツイムシアン人(ナス河とスキーナ河の流域と其附近の諸島)クワキウトル人(ガルテイナ・チヤネルからマツジ岬に至る英領コロンビアの沿岸但しダンクラー島の西岸を除く)、ヌートカ人(ダンクラー島の西岸)、サリシユ人(ダンクラー島の東部と英領コロンビア、ランシトン、イダホ、モンタナの各部分)、クレーネー人(クレーネー湖附近と合衆國の之れに接する部分)Totemism and Exogamy にフレージャーの擧げた證據を見よ。

五〇〇 デーネー人のカリエルに居る一部、サリシユ、クワキウトル其他の部族の社會組織には、三四の階級又は集團が認められる。即ち世襲的の貴族と財産によつて其地位を保つ中等階級と平民と、之に加ふるに或る部族の中には奴隸の階級がある。夏祭には人々は階級に従つて列席し、貴族の家門の名譽は甚だ大であつて、其各家族は傳説と系圖を持つて居る。かゝる制度に於て動物名を有する氏族は重要な役目を持つて居ないのであつて、階級と氏族とは此等の人民が多く住んで居る各村に於て混合して居り、彼等の生活に於ては商業が最も著しい。『ポットラツチュ』(Potlatch)の奇異な習慣——或る一人の者が其友人と隣人を集會に招いて、彼等に多くの贈物をなし、彼の名譽は其贈物の多寡に依る——は、財産を蓄へんが爲めの一つの工夫であるらしく、即ち其主人は又其報酬として友人や隣人から贈物を受けたのである。

五〇一 部族又は氏族の地位を示す所の徽號又は紋章として神聖なる事物を用ふるものは、上に述

べたやうに、(註) 世界の各部分に認められるのであつて、即ちトレス、ストレート諸島ニューギニアの西に在るアル群島、北米に於てはイロクオア、レナベ(デラエア)ブエブロ、ボタワタミ人等に存在する。然し此等の部族に於て其徽號の役目は比較的に重要ではないのであつて、それは裝飾の目的の爲めに用られて、根本的には氏族又は部族の組織の中に入つて居らない。然し他方西北アメリカに於てはそれは裝飾と共に其社會組織に於て最も重要な意味を有し、他の地方に於てトーテムの有する地位を多くは取て居るが、氏族の名の元である事物と必ずしも同一視されて居ない。然しこれは常に動搖する社會的關係(諸氏族の新たな結合や隣族から何等かの徽號を借り來ること)の偶然の結果であるだらう。

(註) 前掲四四五以下を見よ。

五 徽 號

五〇二 徽號のかゝる機能の起源とトーテムの機能に對する其の關係は、明かでないのであつてそれは種々の地方に於て種々の方法で生じ、又種々の異つた觀念が同一地方に於て結合したのであらう。裝飾の爲めに文を用ふることは氏族組織とは何等必然の關係を有しないから、それは一の獨立な事業であつて、裝飾の要求は野蠻人の中には一般的に行はれ、此目的の爲めに神聖なる事物を用ふることは自然であつたのである。然しかゝる事物の種々なる形象は呪術的行事に於て用ひられ、例へば中央アウストラリアに於ける如く澤山にある。一氏族に依つてかくの如く神聖な事物を用ふることは、

トテミズムの事物を一の象徴又は徽號に變化させたのかも知れないのであつて、神聖な事物の形像を藝術的に用ひることは、アメリカの太平洋岸に於て著しく發達して居つた。家の前に立て又は死者の記念の爲めに立てられた大い柱は、其上に家族や死者の或る動物や事件に對する關係の歴史を刻んで居る。此等の所謂トテミズム柱が神聖なる象徴として尊敬を博して居るのは勿論であるが、然し此習慣は多分單に歴史的(又は傳記的)動機から生じたのであらう。

五〇三 然し我々は尙他の方面の發展を想定し又は之を包括しなければならぬと思ふ。即ち徽號は原本的な眞のトテミズムの非藝術的變化又は墮落(動物に對する尊敬の衰退及び其他の原因に依る所の)として、或は本來のトテミズムの範圍まで到達しなかつた所の神聖な事物を(社會組織の爲めに)用ひるものとして之を考へることが出来る。此等の見解の何れがより確かであるかは、一つには西北地方の部族の傳説や民族に與へられた意義の如何に依り、又一つにはトテミズム行事の一般の歴史を如何に認めるかにも依つて決するであらう。それでかくの如き不明な問題に就ては明確な理論を定めることは困難である。氏族生活の起源を其氏族の各員と名親たる動物との結婚に歸し、又はかゝる動物から何等かの利益を得た出來事に歸する所の多くの説話は、其根柢に氏族が動物から血統を引いたといふ信念があるやうに思はれる。然し他方或る低級な部族(ニューブリテン、ソロモン諸島其他)に於ては、動物との同族感是其動物が祖先であるといふ信念なくして存在すると云はれ、又は其動物は其自身祖先といふよりも、むしろ人間的祖先の代表者と考へられて居つた。此後の見解は彼のユーヘメ

リズム流の論理の一部分であると云はれるだらう。(註)

(註)メラネシアのアトの種々なる土俗の説話を参照せよ。(Coddington The Melanesians, p. 31 ff.)

五〇四 一般に動物の形に現はれて居る「守護の精靈」は、アメリカ其他に於て多く發見されるが、(註)太平洋の部族に於ける其等役目は特に重要であつたやうであつて、彼等は恰も中央アウストラリアに於て氏族トテミズムの占めて居つた地位を大體上取つて居つた。然しアウストラリアに於ても彼等は全く存在しないことはないものであつて、即ち東南アウストラリアの非トテミツクなクルナイ族の中には、男女の性とシャマンと其他の個人の動物守護神がある。此れと同様に太平洋岸のハイダ人及びトリンジット人のシャマンは其守護の靈を有し、時としては秘密團體に於ても同様であつた。クワキトル人の冬祭に於ては青年は彼の屬する社會の守護者が憑つて居ると想像されて居る。かくの如くアウストラリアとアメリカに於て、人間と動物との原始的關係の同様な而も互に獨立せる發展があるやうである。

(註)例へば北アメリカに於てはイロクオア、アルゴンキン、マスコキ(クリーク)、及びシウ種族に於ける如く、又中央アメリカや南アメリカにも有り、ホルネオや東アフリカ其他にもある。

五〇五 エスキモーは小部族に分れて生活し、結婚は地方的に禁せられて居ない。動物に對する普通の崇拜は動物的創造者や變化の民話と共に存するが、然しトテミズムの明確な跡がなく、個人を守護する動物靈魂も認められて居ない。

五〇六 カリフォルニアの諸部族はアメリカで最も未開な民族の一であるが、トーテミズムの制度の痕跡は少しもない。(註) 即ち彼等は昔から村落を爲して生活し社會の重要な成員たるシャマンは夢中や苦行から得た親しい精靈を有て居る。併し此等は廣く行はれて居る呪術の手段であつて、其の社會的機能は嚴密なる守護の精靈とは異て居る。

(註) R. B. Dixon, *The Northern Maidu* (Central California), p. 223; *ibid.*, *The Shasta* (Northern California and Oregon) p. 451; *id.*, *The Chimariko Indians* (west of the Shasta on Trinity River) p. 301; A. L. Kroeber, article "California in Hastings, Ency. R. E."

五〇七 亞細亞の中部及東北部にはトーテミズムの明確な痕跡はなく、アフリカにも餘り見られない。シベリアのコリアク人は死者が動物に權化すると信じて居るが、其の社會制度は此信念に依て規定されては居らない。日本諸島の最北部の島々に住て居るアイヌの或る氏族は、其の祖先を動物と考へ其の名を取て居ると云はれるが、併し此の信念は社會的ではないやうであつて、結婚は氏族關係に支配されて居ない。

五〇八 アフリカの野蠻人を通じて神聖な動物植物其他の事物は、生活上重要な役目を爲して居るが、併し一般に特別なトーテミズムの働を爲して居ない。

五〇九 バンツール人の大種族では其の習慣が非常に區々である。(註) 其の中で最も興味があるのは南部のバクアナ人の制度であるが、此處では名親たる動物が神に近き者となり、之を殺すに辨疎をす

るのみならず、其の名に於て誓をし且つ呪力を有て居るのである。併しそれがトーテミズムと異なることは、此の動物を取換へ得るといふ事實に存するのであつて、即ちそれは便宜上人間が交りをつ結ぶところの朋友に過ぎないのである。それで牧畜と農業を爲して居るバクアナ人が氏族神を有するといふのは、かゝる親念に依るのであつて、神聖なる事物に對するタブーを除いては、明瞭にトーテミズムの社會制度を表はす事實はバンツールの地方には一つもないのである。

(註) *Article "Pantur" in Hastings' Ency. R. E.*

五一〇 アフリカ大陸の東部及西部に於ける未開の社會や、比較的高等な野蠻人の社會に於ては、嚴密なるトーテミズムは、以前には一般に行はれて居たとしても已に更に高等な制度の爲めに抑壓され排斥されて了つた。又トーテミズムは一種の興味ある有神觀を有て居る活氣あるマサイ人にも存在しないやうに思はれる。これに隣接して氏族トーテムを有て居るナンデイ人も其結婚の規則に就ては氏族よりも寧ろ家族に重きを置き、其のタブーにはトーテムよりも他の者を多く含んで居る。而して彼等が班長に對する非常な尊敬も單に其動物に對する恐怖に基くやうである。(註)

(註) Hollis, *The Masai, index & The Nandi*, p. 5 R.

五一一 英領ウガンダの未開人民であるバガンダ種族は其氏族のトーテムを傷害することを慎むが併し現今では氏族の機能は半王國的政府の支配の下に在て、政治的及び宗教的(例へば神殿の建築などに關して)であり、神聖なる事物を増殖し若くは支配せんとする呪術的儀禮は殆ど全く行はれない。

而して昔の結婚規則は弛廢して國王は古代埃及に於ける如く其の姉妹を娶ふこともでき、其のトテミズと自由に交渉することは、或氏族が新しい料理鍋をトテミズとするが如き事實に現れて居る。此處には西アフリカに於けると同じく蟒蛇の崇拜が行はれて居る。又之れに隣接するバンヨロ人やヅクトリア・ニアンザ湖の西部に住して王政の下に牧畜を營で居るバヒマ人は、一般に動物を尊敬するが、併し名親としての動物は社會制度の上に重要ではない。

(註) 古代の習慣は國王が或種の食物をば特殊の家族にタプーとなし以て其の動物が一層能く増殖し得るやうにトテミズ氏族に命令したといふ物語に表はれて居る。

五二二 西アフリカにも明確なトテミズムの制度は現はれて居ないのであつて、至る處名親となる神聖な事物を尊崇し、其れが食用になるの場合には之を食ふことを禁じて居るが、併し其のタブーは例へばシエナ(農業生活)に於ける如く往々神聖な事物よりも一層廣い範圍に亘て居る。南部ニグリアでは葬式や又時として其他の機會にトテミズ動物や植物をスープとして死者に供し、此場合其の動物や植物は多く靈魂が攝取し得るものと認められるのであつて、此の供物は祖先崇拜の一部となつて居るのである。コンゴ地方では各家族はサモアに於けると同様に神聖なる動物を有し、之を食ふことを禁じて居る。又死者が動物に權化するといふ信念は處々に散在し、黒人の呪物は氏族と密接に關聯した場合には往々トテミズに類似して居る。未開のアシヤンテイ族ダホミ族及びヨルバ族などは複雑なる有神觀と君主政治を有て居て、殆どトテミズムの制度を容るゝ餘地がないのである。

る。(註)

(註) 此地方に關する A. B. Ellis の著書「諸神」及び「政治」の章を見よ。

五二三 マダガスカルはヨーロッパ人に支配さるゝ迄は能く整頓した宗教的階級制度を有て居た。(註二) 此の島には極めて複雑なタブーの制度と祖並で、トテミズ制度に於けるやうな動物に關する種々の信念があつたが、併しそれは嚴密なトテミズムの形式を取らなかつた。即ち動物は祖先又は守護者と認められたが、氏族は動物から名を取らず、又、其處には一般的な異族結婚の規則もなく、精確にトテミズといふ語に該當する語もないのである。それでマダガスカルは嚴密なるトテミズムに先立つものであるか、若くはトテミズムの衰退した遺物であるかといふ問題が起て來る。

(註二)

(註一) A van Gennep, *Tabou et totemisme à Madagascar*, p. 314.

(註二) 此點に就ては下の五二二を見よ。

六 文化民族に於けるトテミズムの痕跡

五二四 トテミズムは一の社會組織の制度としては、古代又は近代の文化社會に認められないけれども、或る學者は此の制度の斷片又は痕跡が、此等の社會に於て先きにトテミズムの存在したことを證明するものと主張して居る。(註)

(註) 此の詳細に付は W. R. Smith, *Kinship & Marriage in Early Arabia* (イブライム人を含む) Joseph Jacobs, "Are there Totem-clans in the Old Testament?" (*In Archaeological Review*, vol. III); A. Lang, *Custom & Myth* (希臘人種に

就) Myth, Ritual, & Religion, I. 266 ff.; II. 266. S. Reinach. Cultes, Mythes et Religions (希臘人とケルト人) Gardner
anc. Jevons, Greek Antiquities, p. 68ff. etc. Fowler, Roman Festivals, p. 84f. G. L. "Gomme, Totemism in Britain" (in
Archaeological Review, Vol. III), N. W. Thomas "La survivance du culte totemique des animaux et les rites agraires
dans le pays de galles" (in Revue de l'histoire des religions, Vol. XXVII).

五一五 事實上野蠻人のトテミズムと關聯して居るやうな觀念や習慣は、古代のセム民族やギリ
シア人ローマ人及びケルト人やチュートン人の國々に夥しく見出される。即ち部族や氏族が動物の名を
取り自ら其の動物と血縁を有し、それから血統を引いたと考へ、此の動物は神聖であつて、儀式の外
此を殺し又は食ふ能はず、其の動物が死んだ場合には嚴肅に之を葬るのである。而して神聖な動物は
人を助けて吉凶の兆を示し、又た危害のないやうに之を守るのであつて、危急の際には(時としては
毎年一回)之を犠牲とするが、或る場合には此の犠牲の動物を殺すことが犯罪として取扱はれる。又
た彼等は動物神を崇拜し、神は動物に權化して居ると考へられる。或は人々が動物に變り動物が人に
變るとも考へられる。或る動物は或る神々に取て神聖であり、之を祭る人は其の動物の皮を着たり、
又は其他の方法を以て動物の形を模擬するやうな服装をなすのである。而して人の部族の特徴は或る
動物の形より來り、神聖な動物の死を神の死と考ふるに至るのである。それで或る古代民族の社會組
織の形式は普通にトテミズムと結合して居る社會組織に類似して居るのである。

五一六 此等の全ての點が盡く夫々の場合に表はれて居るのではないが、併し此等は極めて廣い範
圍に現はれて居るのであつて、此等の痕跡としてトテミズムの在つたことを豫想すれば、それが最

も自然に説明し得られると云はれて居る。又此等は文明人が其の先蹤者たる野蠻人から傳承したとも
云はれて居る。

五一七 茲には原始的トテミズムを暗示するやうに思はれる二三の信念と習俗との例を擧げるに
止めて置くが、(註一)まづ動物又は植物から取られた氏族と部族の名稱は、普通に存在して居つて、
例へばヘブライのラヘル(牝羊)やカレブ(犬)やヤエル(山羊)の如き、(註二)希臘のクナナイ(犬)やミ
ルミドン(蟻)の如き、羅馬のボルシウス(豚)やファビウス(豆)の如き、アイルランドのコネリー
(海豹)の如き、チュートン人のデルフィングの如き氏族の名稱等はこれである。人間と動物との血縁
の信念はセム民族、希臘人、羅馬人の中にあるが、又他方に於ては氏族が動物から血統を引くといふ
信念の現はれて居ることは稀れである。例へばセム民族の範圍に於ては表面上それが明かに現はれて
居ない。小アジアに於けるバリウムのオフィオゼネイスは自ら蛇と同族と考へ、彼等の家族又は氏族
は最初蛇であつた英雄に基いて居ると考へて居た。(註三)或る傳説に依ればミルミドン族は變化した
蟻であり、アイルランドのコネリー族の或者は海豹に變化したものだ云はれて居る。人間が動物に
變化することは希臘の神話には普通であつた。又或る食物のタブーは古代には夥しく行はれて居つて、
エヂプト人(註四)ヘブライ人(註五)希臘人(註六)羅馬人(註七)ケルト人(註八)に存在して居る。種々
の吉凶の兆を現はす動物の中の或者は恐らくトテミズムであつたであらう。犠牲に對する弔ひを伴ふ所
の毎年行はる、嚴肅な供犠の式は、エヂプトに行はれて居つて(註九)其犠牲の動物を殺すことは、希

臘の各都市に於ては虐殺と考へられて居た。(註十)生きて居る動物もエヂプトでは崇拜され、古代に於ては神々は到る所動物の形を取り、或る動物は或る神々に對して神聖であつた。エヂプト、サイプラス及び羅馬では祭をする者は各々犠牲とする動物の皮を着て居つた。(註十一)部族の徽號は屢々動物の形から取られて居つた。(註十二)終りに古代文化民族の古い歴史に野蠻人のトテミズムと結合して居る社會組織の形式の痕跡がある。(註十三)

(註一) 個人又は場所のみ付屬して現はれる名稱は茲には略する。

(註二) G. B. Gray, Hebrew Proper Names, p. 86ff.

(註三) Strabo, Geographica, XIII, 588.

(註四) Herodotus, II, 37, 42; Diodorus Siculus, Bibliotheca Historica, I, 70.

(註五) Lev. XI; Deut. XIV.

(註六) Srenger and Oehmichen, Die griechischen Sakralaltertümer, p. 27.

(註七) Frazer, Golden Bough, 3d ed, I, 241f.

(註八) Caesar, De Bello Gallico, V, 12.

(註九) Herodotus, II, 42.

(註十) Pausanias, I, 24, 4. 神の死に就ては Frazer, The Dying God を参照せよ。

(註十一) Herodotus, II, 39 ff.; W. R. Smith, The Religion of Semites, 2d ed., additional note G; the Roman Imperialis.

(註十二) Diodorus Siculus, I, 86 (Egypt); cf. Pliny, Historia Naturalis, X, 4 f.

(註十三) W. R. Smith, Kinship and Marriage in Early Arabia, chap. XIII. (Semites).

五一八 此の如き事實は恐らく古代の文化社會の原始的トテミズムの段階を示すものであらうと

思はれるが、然し此等の習俗は殆んど凡て動物又は植物の一般的神聖性に關聯し、トテミズムの如き特殊の性質には關聯しないことを注意しなければならぬ。即ち此等はトテミズムが存在しない場合に低級民族の中に起つて居るのである。(註)動物の氏族名及び部族名、動物又は植物との血縁及び其から血統を引いたといふ信念、異族結婚、人間と動物との變形、儀式以外に或動物を食ふことを拒むこと、動物を殺すに當つて謝辭を述べること、動物から吉凶の兆を卜すること、動物神の崇拜、神々が動物に權化すること、神々に對して神聖なる動物、又動物から部族の徽號を得來ること等、凡て此等の事實は種々異つた社會的結合の中に見出されるのであつて、單に甲又は乙の習慣の存在することから嚴密な意味に於ける『トテミズム』といふ名稱を與へられる社會組織の特殊な形式の存在を推定することは出來ないのであらう。これと同様の注意は原始社會の一般的組織からの推定にも當てるのであつて、例へば母系制度の習慣の如きは決してトテミズムと關聯しては居ないのである。

(註) 上掲四四一以下、四六六、及び下掲五二八を見よ。Frazer, Totemism and Exogamy, Index, s. v. Animals and Totems.

五一九 古代の文化民族にトテミズムがあるといふ證據は、現在の處では、トテミズムのない地方にも行はれて居るやうな種々なる習慣を斷片的に擧げるのみであつて、決して決定的なものではない。例へば動物崇拜は宗教史上に重大なる地位を占めて居るが、特に其のトテミズムに關聯したものには餘り誇張されて居つて、動物や植物を神聖視する全ての信念の基礎にはトテミズムがあり、又た上に述べたやうな種々なる習俗は、其の根本にトテミズムを想定しなければ説明できないとい

ふやうに云はれて居る。併しながらかゝる主張は現在知られて居る事實では證明し得ないのであつて、寧ろ動物や植物に對する一般的尊敬の中で、此等を重要視するトテミズをば其の特殊なるものと認められた方が事實を明瞭にするやうである。

五二〇 現今吾人の知る限りではトテミズの社會形式は低級な民族にのみ存するのであつて、然も此等の民族の間には種々の異つた條件がある。己に吾人がトテミズ習俗と稱するものを批評した如く、(註)人間と人間以外の事物や神以外の事物との關係に於ける根本的な一要素は、人間の方から此等の事物を尊敬するといふことであつて、此の兩者の攻守同盟の觀念は、兩者の血縁の感と共にトテミズの附加的特徴として現はれて居る。それで若し此上に社會組織(必ずしも異族結婚的であることを要しない)が、此の同盟に依て決定されねばならぬといふ條件が加はるならば、それで充分にトテミズの定義に必要な全ての要素が具はるのである。併し之はトテミズをば或る一定の制度として他と區別しなければならぬ時にのみ必要なのである。

(註) 上掲四三以下を見よ。

五二一 宗教史の立場から見て或る社會組織の重要な點は、それが宗教的觀念や習慣の形式となる性質に存するのである。それで若し社會の中心的事實が人間と人間以外の自然物との親密なる關係であるとすれば、此の關係に關聯する種々なる觀念が其の社會に生ずるのであつて、それは各部落に依て種々異つたものとなるのであらう。凡そ社會制度や宗教制度の要素は普遍的な人性から發するの

であつて、其の境遇に應じて生じた何等かの生活の形式に結合するのである。故に「トテミズ」といふ語は廣い意味に用ゐて、人間と他の事物との同盟の觀念に伴ふ種々なる習慣の結合を之に依て表はすこともできるのであつて、又此の同盟其者も種々の異つた密度に於ては存在し得るのである。先きに擧げたトテミズの狹義の定義は、多少任意的ではあるが、併し動的の假説ともなり又た人間の個人若くは集團と人間以外の事物との關係に基く種々なる制度や儀禮を考察し規定する規範ともなるのであらう。

七 トテミズ制度に有利なる状態と不利なる状態

五二二 トテミズが人類社會生活の最も原始的な形式であるかどうか、又た確實的なトテミズから現今の如く自由な社會の形式が發生したかどうかといふ問題は、暫らく之を決定せずに置くが、凡そ原始生活の發生に關する事實は充分に之を知ることができないのであつて、何處まで社會制度の退歩を認めるかは、之を個々の場合の事情を考察して決定しなければならない。併し吾人は或種のトテミズが夫れに伴ふて盛んなるやうな社會状態と、又たトテミズが微弱な若くは全く存在しないやうな社會状態とを區別し得るのであつて、之に依て亦たトテミズに有利な一般的现象と然らざる現象とを注意し得るのであるが、此等は大体上經濟的、個人的、政治的、及び宗教的状态と見ることができるのである。

五二三

(A) 經濟的状态 野蠻人や未開民族中で或者は狩獵又は漁業に依て生活し、或者は遊牧

的か又は定住的な牧畜を營み、或者は農業を營んで居る。それで此等の經濟的生活の歴史を精細に考究するまでもなく、彼等が一般に氣候風土の條件に依て決定されることは略々想像し得られる。即ち食物の豊富な處では思想も生活も自由なやうである。一般に野蠻人は物を見出すことに絶えず注意して居り、巧みに經濟的方法を工夫し一方の資源が盡きたときには他を求めするのである。狩獵や漁業を營むものは専ら其の食物を荒い動物に待つのであるから、畏怖を以て彼等に對して居る。然るに此等の動物を馴養するやうになると、人は彼等を單に生活の維持に必要な物質として認めるやうになり、一たび彼等に認められた神祕の感は消失し、彼等動物は人間と同等のもの又は人間以上のものでなくして其の従僕と考へられて來るのである。動物を耕作や運搬に使用する場合にも同様の結果を生ずる。農業民族も亦た一般に或る程度の生活方法の知識を有し、多少安定なる政治的組織を有するのであつて、之が爲めに彼等は下等動物と自己を區別し、彼等との血縁の感を減じ又は無くするに至るのである。

五二四 多くの場合に於て食物の供給が豊富にして、農業の行はれて居る所では、トミズムの規則が稍々寛大であることは事實である。尤も其の部族が如何に孤立して居るか、又た如何なる程度の自然の天職を具へて居るかといふ報告は、正確でないであつて、茲に他の考察が加へられるのであるが、併し經濟的狀態とトミズムの状態との關係は極めて普遍的であつて、偶然とは考へられないのである。

五二五 故に例へば地味の瘠せた中央アウストラリアの社會制度と、比較的肥沃な東南海岸の或

部族の社會制度とは、著しい對照を爲して居るのであつて、クルナイ族は事實上何等氏族トミズムを有て居ない。又トレス・ストリート諸島やニューギニアでは、農業がトミズムの尊崇に基く社會制度の嚴重なものと寛大なものとの分界線を爲して居るのであつて、農業を營んで居るメラネシアやポリネシアの諸部族は、動物保護神を非常に尊敬するが、氏族よりは寧ろ家族や任意的團體を重視して居る。アフリカ半文化民族たるバガンダ人や之に近接する東部の諸民族及び西部のヨルバ、ダホミ、アシャンチ族は、可なり發達した宗教制度を有ては居るが、其の制度ではトミズムは從屬的な地位を有するのみである。南部地方の或る部族の習慣は特に注意に値するのであつて、牧畜を營んで居るヘレロ人は、母系と父系の二重の氏族制度を有し、其の食物に關する禁制は動物及び其の毛色に關して特に詳細であるが、牧畜と農業とを營んで居るバクアナ人は、自ら進んでゐないが、其の氏族の名を有する動物を殺し、それを祖先とは認めて居ないやうである。印度の非アルヤ諸民族は久しくアルヤ人の文明に接觸し、爲めに多くの場合其の固有の習慣が不明瞭になつて居るやうであるが、併し現今でもホス人サントール人及びベンゴールのコンド人の如き農業部族に於ては、トミズムの制度が著しく現はれず、又たトミズム人は其の水牛崇拜を有ては居るが、何等のトミズムの證跡を有しない。

五二六 北アメリカでは風土其他の經濟的狀態の差異が甚だしいから、恐らく此等の經濟狀態とトミズムの發達との關係に就て、明瞭な實例を示すだらうと思はれるが、併し此の制度の原始的形

式に關する知識がない爲めに、此等の實例の價值も大に減るのである。事實が詳細に分て居る時代に就て云へば、イロクワア、アルゴンキン、クリーク、ナツチエズ、シウト、ブエブロー等の東部諸民族に於ては、トートミズムの重要な地位と農業の發達や安定な政治組織とは反比例を爲して居る。即ち動物や其他の事物の名を有する氏族があつて、此等の事物から血統を惹いたといふ神話や、異族結婚の規則はあるけれども、其の政治的及び宗教的生活は、大部分此等の事情とは獨立であつて、又は整頓した政治組織を有する諸部族の大聯があつて、全社會の幸福を目的として居り、氏族の區分は餘り重要なものとはなつて居ない。彼等の生活の様式は氣候の如何に依て定まり、或はこれがために著しい影響を受けるやうであるが、併し氣候が異なるに拘らず、同一な結果を生ずることは往々ある。即ち農業は本來地味の肥沃なために發生するが、併しブエブロー民族は恐らく其の文明の影響ではあらうけれども、其の土地の瘠せて居るが爲めに土地を耕やさざるを得ないやうになつた。東部全體を通じて表はれて居る事實は、非トートミズムの制度がトートミズムに類する要素の表はれて居る其以前の制度に次で起つたことを示すやうである。

五二七 他方北方の太平洋沿岸に於ける興味ある社會組織は農業からは獨立して居るやうであつて人民は狩獵及び漁業に依つて生活し、家族と部落が重要な社會的單位である。トートテムの代りに紋章又は徽號があつて、數個の部族より成る社會の地位に依つて異なる階級に分割されることを特徴として居る。然し凡て此等の部族の歴史は不明であつて、或る部族が他の部族に及ばず影響に依て、其社會組

織に變化があつた。定住せる村落生活や半ば商業的、半ば貴族的な社會組織は、其人種的特徴や其他の事情に關聯して居るに相違ないけれども、それは我々に明瞭でない。東部に於ける如く此地方にも眞のトートミズムに類似せる組織から發して、之と離れた傾向が暗に認められるやうである。西北地方には注意すべき儀式的組織があるが、然し宗教觀念の明確と進歩の點に於ては東部よりも甚だ劣つて居る。

五二八 最も低級なアメリカ民族特にエスキモー及びカリフォルニアの部族がトートテム制度の何等の證據を示さないとはいふ事實は、(註)トートミズムが人類社會の最初の形式であるといふ意見の反證となるのであつて、其歴史的背景は明かでないのである。とにかく農業が野蠻人の社會制度を變化する働きについて上に述べた所は無効ではない。要するに野蠻人の社會の發達の徑路は種々であつて、其發達の一般的法則を定めることは不可能であるから、各社會の歴史は各別に研究し、其實例は其れだけの價值あるものとしなければならぬ。かくの如くしてトートミズムの歴史はとにかく、其形式の概要を示すことが出来るのである。

(註) 東北アジア日本群島(アイヌ人)及びアフリカの低級なる諸氏族にも同様である。

五二九 (B) 個人的制度 一般に社會の進歩に伴ふ個人主義の發達は、トートミズムには有利ではない。何となれば、トートミズムに於ては個人は氏族に從屬するからである。即ち自己を一の個人として主張することは、氏族全體に關係して其の各員を別々に認めないトートテムを、事實上に無視する

こととなるのである。氏族の優越に對する反抗（若しかゝる語を用ゐ得るとすれば）は、原始の社會から已に世界の到る處に表はれて居るのであつて、其の主なる形式は任意的な團體の制度であり、又各個人が夫々の守護者を有することである。

五三〇 (C) 秘密團體 低級民族に於ては男女を隔離し、又は入團者と未入團者とを區別するのが普通の習慣である。それで未婚の青年男子を住まはせる家がある、(註) 婦人や兒童は時として部族の秘密を有する入團式に列することを禁せられて居る。かくて部族の各事件を掌る男子は屢々秘密の團體を作るのであるが、併し此等の團體は全ての入團者が強制的にこれに加入するのであつて、任意的なものではなく、またトーテムの關係から分れては居ないのである、即ち眞の任意的團體は之と全く性質を異にし一般に其の最も發達した形式に於ては年齢男女及び氏族の區別を無視することゝなつて居る。併し任意的と云ひ得る種々の團體の組織は様々であつて、(註二) 其の團員や事業の状態は色々である。

(註一) 結婚前の性交が自由に行はれて居る處では少女が此等の家に入ることを許されて居る。

(註二) H. Webster, Primitive Secret Societies.

五三一 かゝる團體には二種あつて、一は主として政治的であり、他は主として宗教的のものである。前者の好適例はメラネシア、ポリネシア及び西アフリカにあるが、中央オーストラリアにその最も單純な形式があるやうに老人が氏族を支配する權利は、秩序の維持、貢物の徴收、人民に對する娛

樂の供給等を掌る人々の團體に委ねられ、若くはそれに依て代表されて居る。又た著しい例を取ればビスマーク群島のデユクデユク (Dukduk) (註一) オールド・カラバールのエグボ (Egbo) 及びヨルバのオグボニ (Oghoni) (註二) の如きは、警察團體であつて各社會を盡く統御せんとし、從て壓制や奸詐の機關となつて居る。此等の團體は入團式を制定し、婦人や未入團の男子には恐ろしいものとなつて居るのであつて、一般に宗教は主として呪術的儀禮の形式を以て、其の活動に往々從屬して居るに過ぎない。但し此點に就ての除外例はタヒチ族のアヒオイ團體に於て之を見るのであつて、此の團體はポリネシアに於ける最も組織的な團體として、又た最も專制的であり、其の範圍も最も廣いのであるが其の團員は現世の幸福を最も多く享樂するのみならず、來世に於ても最も好い地位を得ることゝなつて居る。(註三)

(註一) G. Brown, Melanesians & Polynesians, p. 60 ff.

(註二) Mary Kingsley, West African Studies, p. 384. & Travels in West Africa, p. 532 ff. Ellis, Yoruba, p. 110.

(註三) H. Webster, Primitive Secret Societies, p. 161 ff.

五三二 又一方に於て北アメリカの任意的團體は多くは神話の劇を行ひ、また團員に何等かの宗教的經驗を要求して、以て宗教的觀念を提示することを職分として居る。それでかゝる團體が東部地方の諸部族にどの範圍まで存在したかは斷言することができないが、此等の民族の間では例へばスキヂイ・パウネー族ナブホー族及び中西部の他の部族に於ける如く、宗教の支配は大部分祭司の手に委ねられ、宗教制度の一進歩を示して居る。而して團體が儀式を行ふ所では、其の團體の會員となるには各

員が夫々自己の保護神を有することが条件となつて居る。

五三三 斯の如く各個人が守護の精霊を有することは、トテミズムの氏族制度から最も確實に分化した始めであつて、其の過度期を代表するものは婦人の獨立の宣言を表はす東南アウストラリアの性に對する守護神である。(註一) 又た此の地方のクルナイ族に於ては巫祝のみならず全く他の人々も其の特殊の『兄弟』や、保護者を有て居る。(註二) それで家族が氏族とは獨立に社會的單位となつて居る處では、亦自ら家族の保護神が生ずるのであつて、東北アジアのコリヤク人は各家族と各個人との守護の精霊を有て居る。(註三) タボミー族の宗教の奇怪なる風習は守護者としての家族の靈を大切にすることがあつて、此靈は即ち昔の家族の一員であり、普通には其の家長であり、其の廟所があつて事實上一の低い神となつて居る、更に之よりも著しいのはゴールド・コーストやスレーヴ・コーストに住で居る西アフリカの土人(可なり發達した國王政治の社會を爲して居る)が自己の内部に住で居る靈を崇拜することであつて(註四) 各人の誕生日は其の靈に對して神聖なる日であり、其の日の始めに犠牲を奉るのである。(註五) 又たサモアでは兒童の爲めに或る動物の權化と考へられた守護の精霊を其の誕生日に選擇するのであるが(註六) 之に類する習慣はアラスカのユーコン地方のエスキモー人にも存すると云はれ、兒童が青年期に達したときに自ら守護の動物を選び、或は其の幼時に父母が之を選ぶのである。(註七)

(註一) Frazer, *Totemism & Exogamy*, I, 405 ff.

(註二) Frazer, *loc. cit.* Cf. A. Lang, *Secret of The Totem*, p. 198.

(註三) Jesup, *North Pacific Expedition*, VI, I, 32 ff., 43 ff.

(註四) 同様にローヤ人はゲニウス(Genius)を崇拜した(Horn, *Cann.*, III, 17; *Epist.*, I, 7, 94).

(註五) A. B. Ellis, *Awe*, p. 105; *Tshi*, p. 156; *Yoruba*, chap. VII.

(註六) Turner, *Samoa*, p. 78f. キタマンのターロノフナヌも同様である。(Farnell, in *Anthropological Essays presented to E. B. Tylor*)

(註七) N. H. Dall, *Alaska & its Resources*, p. 145, cited by Frazer, *Totemism & Exogamy*, III, 442f.

五三四 此等の事例は個人的守護者を認める傾向を示し、又此習慣が現在よりも一層廣く擴がつて居たことを暗示するのであるが、此種の個人主義が社會的に且つ宗教的に最も發展し、又有效であるのは北アメリカの赤色人種に於てである(註)。東部の部族にも此痕跡があるが、其最もよく知られて居るのは西方部族の形式であつて、即ちそれは西方アルゴンキン族とシウ部族及び西北太平洋岸に於て明かである、多數の人々は普通動物に依つて代表されて居る守護神を求めて之を所有して居るが、それは戦争に於ける傷害を防ぎ勇氣を興へ、戀愛を成功せしめ、其他凡ての生活の利益を興へるのである。一般に此靈は氏族トテムからは獨立であつて、トテムのない部族に存し、屢々或る宗教團體の名の原である動物と同一視されて居る。往々それは世襲されることもあるが、然しそれは甚だ稀であつて、此制度の本質は實に守護者を求め之を發見することに在るのである。此を求むるに當つての準備は斷食であつて、其守護神は夢又は幻の中に現はれ、或は他の何等かの強い印象に依つて精神上

に現はれるのである。

(註) 巫祝に依つて超自然者を獲ることは、此習慣と類似しては居るが、然し此れと少しく異つた種類に屬して居る。下の五四〇を見よ。

五三五 シウ印度人の中には動物の名を有し、歌謠から成る儀式を持つて居る所の宗教團體があつて、それは超自然的のものと考へられ、又屢々かく主張されて居た(註)。かゝる團體の一員たらんと欲する青年は、獨り森に行つて、斷食し冥想しつゝ、休徴の現はれるのを待つて居る。此休徴は普通動物の形に現はれ、かくて其青年は此動物を特徴とする團體に加入するのである。然し彼は先づ自分が見た動物に實際相遇するまで歩き廻らねばならぬのであつて、此に相遇した時には必ず之を殺して其動物の全體か又は一部分を保存しなければならぬ。此獲物が即ち彼青年の幻の休徴であつて、又彼の最も神聖な所有物である。而して其を以つて自分に現はれた超自然者に對する人格的關係を現はすのである。

(註) Miss Alice Fretcher, "Indian Ceremonies" (in Report of the Peabody Museum of American Archaeology and Ethnology, Harvard University, 1883).

五三六 此と同様の儀式は西北アメリカのクワキツトル族にもある(註)。即ち新入團者は其團體の保護者たる超自然者と共に暫く一所に居ると考へられ、此會見からして彼は一種の恍惚状態に入り、而して歌や舞踏や巫祝の呪術的行事に依つて、普通の状態になるのである。然し日常の生業を營むことを許される前に、彼は尙一の淨化の儀式を受けなければならぬ。上に述べたやうに此等の部族に於

ては、トーテム集團の代りに氏族が其地位を占めて居り、冬の祭に於ては或る報告に依ると此等の氏族の代りに復た再び祕密團體がその地位を占め、其働きは其各員が一部の貴族制度を成すといふ意味に於てのみ政治的であると見做されて居る。近來婦人の團體も設立されたが、此事實は明かに舊制度から新制度が分化したことを示すのである。

(註) E. Boas, The Kwakiutl, p. 393 f.

五三七 此入團式と守護神の獲得の詳細なる點は、種々異つて居つて、例へば青年が其守護の動物を殺すといふことは必ずしも常に要求されては居ない。然し凡ての場合に於て個人は其感情的獨立を認めるのであつて、此場合近代的意義に於ける宗教的經驗が大に存して居るのである。超自然的な朋友の要求は、恰も神の世界と密接な個人的關係を結ばんとする要求を示して居るのであつて、此觀念に現はれて居る特殊の形態は、其觀念が進化すると共に失はれたけれども、此觀念其物は高等な宗教に於ても守護の聖者を選択することゝなつて残つて居るのである(註)。

(註) Cf. Frazer, Totemism and Exogamy, III, 470 ff.

五三八 (D) 政治的狀態 政治組織は社會を中央權の支配下に統一するため地方の自治團體を消滅させる傾向がある。此の傾向はメラネシアの酋長等の權力の増大することや、ポリネシア、西部及び東部アフリカの國王政治や東北アメリカの不完全な法制的聯盟などに現はれて居るが、全て此等の場合には單純な氏族組織は比較的になくなり、トーテミズムが其の社會的意義を失て居る。それでト

トテミズムの集團の働きが如何にして斯の如く變化するかは、東部アフリカのバガンダ人の政治組織（氏族の首領は王家の役人となつて居る）（註）、またイロクワア人の聯盟（各部族は國民會議即ち國會に於ける代表者を通じて活動して居る）などに明らかに現はれて居る。

（註）此傾向はヨーロッパに於ける獨立の諸侯が漸次に王家の役人の地位に下つたものと同様である。

五三九 宗教的狀態 個人的守護の靈や又かゝる性質を有するに至つたトテミズムは往々崇拜の對象となり、また神として取扱はれるのである。併し此等が神としての働きは極めて低級であつて永續しないのである。それで嚴密なる諸神は擬人的形態を有する者が超人的に世界を支配して居るといふ感じの具體化として現はれるのであつて、それは構想の直接の産物である。（註）又眞の諸神が現はれるとトテミズムの個人的半神が現れるのであつて、有神論的組織が形成さるゝに従て、トテミズムは弱くなり、また個人的守護者が勢力ある所では、確然たる神の觀念はないのである。中央アウストラリアでは神と稱すべき者は漠然たる無力な形を有するに過ぎず、神の一層漠然たる觀念がある東南アウストラリアでは嚴格なトテミズムが弛廢して居る。メラネシアとポリネシアでは神の觀念が益々確然となつて居るが、北アメリカの東北地方は東部に比して此點が發達して居ない。同様なトテミズムと神の觀念との關係は印度及び南アメリカにも現はれて居るが、尙ほ多くの場合に於ける事實はトテミズムの制度が神の觀念の爲めに排除されたことを示すやうである。

（註）六三九を見よ。

五四〇 トテミズム及び個人的守護の靈の崇拜は之に關聯する或る他の崇拜の形式と區別しなければならぬ。例へば西部アフリカに於ける呪物は守護の靈の住所であつて、終には地方神の中に吸收されて居るが、併しそれは無生物の神聖なる性質と力に對する信念から發生したのであつて、北アメリカに特有な精靈との一致の感がないのである。又或る地方で崇拜されて居る家族の神聖なる象徴は（註）それが本來トテミズムに基て居ると否とを問はず恐らくは婆羅門教の影響に依て發達した眞の家族神であらう。又守護の靈の崇拜は往々祖先の崇拜と結合して居るが、之は云ふまでもなく全く異つた二種の崇拜の並存に基くのであつて、或る時代には祖先は當然友人又は保護者と認められたのである。「マナ」と稱する普遍的な力の觀念は特に或る一個の崇拜と結び付けてはならないのであつて、それは恐らく古代の全ての崇拜の基礎となつて居る觀念を現はして居るのである。

（註）例へばボンベール省のマラタス (Marutias) 人に於ける如きこれである (Frazer, Totemism & Exogamy, II, 276ff.)

五四一 要するに社會の或種の進歩はトテミズムに取ても亦た一般にトテミズムが妨害した社會の進歩に對しても不利益であつたやうである。トテミズムが都合よく發達すべき土地は過去に於ても現在に於ても孤立した狩獵生活の社會であつて、農業や社會的交際はトテミズムを亡ぼすものであると同時に、又た人間以外の自然物との親族關係の信念を基礎として居る全ての原始的な社會の形式をも亡ぼすものである。

五四二 尙ほ殘て居る問題はトテミズムの起源に關して、現今主張されて居り、又從來考へられ

た種々の學說を擧げ、且つトテムイズムが宗教史上に於て如何なる働きを爲したかを考究することである。

第二節 トテムイズムの起源に関する諸學說

五四三 此等の學說は便宜上其起源を個人の活動に求めるものと、氏族の活動に求めるものとに大別される。

一 個人的學說

五四四 此點に關する最も古い學說の中には、トテムイズム制度を野蠻人が事物と其名稱を混合する心理に基くと説明したものがあつた。各個人や各家族は動物植物其他の事物の名稱を付せられて居つて、而も其等は人間と親密に結合すると考へられ、又愛情や尊敬を以て之に對し、崇拜されたこともあつた。(註一) 或は又かゝる名稱の起源が忘れられて、祖先に對する尊敬の念が、後に其祖先の名稱を有し、之と同一視された事物に對する尊敬を生ずるに至つたとも考へられて居る。例令ば其祖先が『虎』と呼ばれて居るものがあるとするれば、其人は虎から血統を引き、虎族に屬するものと自ら考へるのである。(註二) 然し現今に於てはトテムイズムの如き普遍的な又有力な制度の起源は、單に綽名の誤解に基くのではないと、一般に認められて居るのであつて、かゝる誤解が原始時代に於て普通に自然に行はれて居つたかどうかは大に疑問である。

(註一) Lord Avebury (Sir John Lubbock), Prehistoric Times, 2d ed., p. 598 & 6th ed., p. 610; id., Origin of Civilization (1902), p. 275 ff. & his Marriage, Totemism, and Religion.

(註二) Herbert Spencer, Fortnightly Review, 1870, & Principles of Sociology, I, § 171.

五四五 時には或る一個人、一般には酋長が、自分の死後何等かの動物又は植物の形を取ることが宣告することがあつて、これがトテム家族を生ずるに至つたとも考へられて居つた。即ち彼の子孫は其祖先の靈魂の住所として、其等の動物植物を崇拜し、其名を取り、又それが若し食はれる物であれば、これを食ふことを禁ずるに至るであらう。(註一) 此信念は野蠻人の間に稀れではないのであつて死者が何等かの自然物の形を取り得ると信せられて居るのであるが、然し從來報告された事實に徴すれば、人間がかゝる事物を崇拜することを其子孫に眞面目に命令して、爲めに何等かのトテム團體を生ずるに至つたといふことは、殆んど無いのであつて、(註二) 此習慣はトテムイズムを説明するには不十分である。

(註一) 此見解はメイラーが Journal of the Anthropological Institute, XXVIII の中に假設として保證して居る。

(註二) 此一の事例は Codrington's Melanesians, p. 33 に在る。

五四六 又た多くの氏族が呪術的儀禮を(食物の供給を増加する爲めに)行ふといふ事實から立てられた一の學說がある。それは或る團體に用ふる呪術の道具が或る動物の一部分であつたとすれば、其動物は神聖視されるに至るのであつて、其呪術を行ふ團體は一人の呪師に依つて作られ、かくしてトテム風⁹に呪術的行爲を行ふ氏族が生ずるといふのである。此假設については、氏族生活内の變化

が屢々老人に依つて行はれるといふ事實以外に、何等の證據もないのであつて、かゝる變化は唯だ現在の習慣の修正に過ぎず、全く新しいものを作るのではないのである。尤も野蠻人に天才的能力があることは認められるけれども、吾々に知られたトーテム團體を説明する爲めには、かゝる天才を有する野蠻人が世界の在る所に多數存在し、凡て同一の方向に働いて、實質上同一の結果に達したと云ふことを想像しなければならぬ。

五四七 又人間が其靈魂を動物植物又は其他の事物の中に置くことが出来るといふ信念は、西アフリカ、北アメリカ其他の地方にあるが、かゝる事物は普通に傷害されてはならないから（従つて團體の各個人も亦かくして尊敬されるのであるが）、若し多くの人々が各自の靈魂を同一の事物に置いたとすれば、茲に一のトーテム團體が生ずると考へられて居る。（註）此見解はトーテムの尊敬と同族の感を説明することは出来るであらうが、然し此に對する難點は、かゝる信念が多數のトーテム制度の中に確認されないといふことである。

（註）Frazer, Golden Bough (1890), II, 532 ff. 此説は其後フレイザーに依つて捨てられて居る。(Totemism & Exogamy, IV, 341.)

五四八 トーテムズムの起源に關する『懐胎』説は、或る民族に行はれて居るやうな、動物植物其他の事物が母の胎内に入つて妊娠し、其の兒童を夫等の事物と同一視するといふ信念がトーテムズムの起源だと云ふのである。（註一）中央アウストラリアでは母の胎内に入るのは、或る事物をトーテムとし

て居る兒童の靈であると考へられて居るが、此の場合には其に先立つてトーテムの存在が豫想されて居る。然るにバンクス諸島（モータ Mota やモトラヴ Motlav 諸島）の或る民族では、兒童は母が懐胎するときや又た妊娠中の或る時期に、何等かの感化を受けた物と同一であつて、彼れは其の事物に似てそれが食はれるものであれば之を食つてはならないと云ふ信念があると云はれて居る。（註二）かく人間と或る事物とを同一視することは、それが多數結合すれば、一の集團的トーテムズムとなり、其の集團の人々は自ら其の事物と同一であると信じ、之を食ふことを慎しむことになるのである。

（註三）全ての兒童に對して其のトーテムたる事物は母親の見る幻影に基いて選定されるのであつて、従つてそれは世襲されないものである。此故に同一トーテムの集團は常に斑族や部族等の大集團の中に分布されて居るのであつて、又た漸次に相結合しては地方的集團となることもあるのである。若し斯くの如く兒童と或る事物とを同一視するやうな出産の根源が、極めて廣く行はれ、且つ一般に原始的社會組織の根柢として有力なものであるとすれば、固よりそれはトーテムズムの起源に關して充分な説明を與へるに違ひないであらう。併しながら事實の上に於てかゝる觀念の完全なる形は僅かにメラネシアの一小部分に存するのみであつて、且つ此地方に於ても其の歴史は明瞭でなく、之に先立て或る他の制度組織が存在したかも知れないのである。加之此の地方に於ては氏族トーテムズムは全く無いか、或は甚だ微弱なのであつて、之をばトーテムズムの起源を解決するものとして認めるには更に多くの證據を要するのである。（註四）

(註一) Frazer, *Fortnightly Review*, July & September, 1905, pp. 154-172 (reprinted in *Totemism & Exogamy*, D; Totemism & Exogamy, II, 89 ff; IV 57 ff.

(註二) Rivers, "Totemism in Polynesia & Melanesia" (in *Journal of the Royal Anthropological Institute*, XXXIX, [1909] 172); Frazer, *Totemism & Exogamy*, IV 59 ff.

(註三) 此はフレイザーが此問題に關する最近の著書に取て居る學說である。

(註四) 異性の交接と獨立に出産するといふ廣く行はれて居る信念は勿論それを以てトテミズムを説明する所以ではない。

五四九 又た死者の靈魂が動物や植物に權化するといふ信念に基いてトテミズムを説明する學說に就ても、前と同様な批評を加へなければならぬ。本來かゝる信念は人間と動物とが其の本性に於て同一であるといふ觀念から自然に發生するのであつて、オセアニア、アフリカ、アメリカ等世界の極めて多くの部分に行はれて居り、従つて現今では此に至る處に見ることはできないけれども嘗ては世界に一般的であつたとも考へられるのである。祖先に對する尊敬は其の祖先の權化と考へられる事物の上に移り得るものであり、又た往々事實上移つて居るのであつて、人はかゝる事物から自ら血統を引いたと考へ、それを食ひ又は傷害することを慎しむのである。(註) かく祖先に對する尊敬と動物に對する尊敬とを結合して考へる見解は、トテミズム制度の二つの方面と一致するのであるが、併しそれがトテミズムの根柢であるといふ證據は缺けて居るのである。それで假令此のことが或る場合には決定的な事實であるにしても、併し此の事實の影響が現はれて居ない多くの場合も存在するのである。尤も氏族トテミズムの起源をば動物の形を有する祖先に歸するやうな神話もあるが、併

し此等の神話は現在の制度の原始的な哲學的説明として比較的後代に生じたものである。

(註) Lippert, *Die Religionen der europaischen Kulturvolker*, p. 12; G. A. Wilken, *Het Animisme bij de Volken van den*

Indischen Archipel, in *De Indische Gids*, 1884 (cf. Tylor, in *Journal of the Anthropological Institute*, XXVIII, 1899);

G. M. Theal, *Records of South-eastern Africa*, VII, & *History & Ethnography of South Africa*, I, 90.

五五〇 個人の保護者や守護神と氏族トテムとの關係は種々に説明されて居るが、夢や幻影から得た此等の保護者は、往々最初にそれを有て居た人から其の兒童等に傳へられると考へられ、又た母系制度の場合には其の人の姉妹の兒童等に傳はると考へられ、かくしてそれが或る家族若くは同族の保護者即ちトテムとなるのである。而して數個の同族が結合してできた更に大なる集族も、同様に其の守護の靈を有することとなるのである。併しそれが母を通じて傳はる場合は、此點に就て困難であつて、即ち其の場合には或る人の守護の靈は傳はらないのである。假令シャマンや普通の人々の個人的守護の靈は傳はるとしても、それは甚だ稀であつて、且つ此が常にトテムの氏族を作るに至るといふ確實な證據はないのである。

五五一 尤も氏族トテムに對する人間の關係と、其個人的守護者に對する人間の關係との間には、類似があつて、其何れの場合に於ても神聖なる事物が崇拜され、又之を亂用してはならない。或はアウストラリアのアルンタ族に於ける如く、トテムは一個人即ち母親を通じて來り、之を他人に移すことが出來ない。而も異族結婚の氏族は同一のトテムを持つ人々の結合に依つて生ずるやうな場合が屢々あるが、然し此場合に於ては上記の如き類似はないのである。即ちアルンタ族の兒童のト

トテムは其出産前にすでに彼の爲めに決定され、而して人間は其守護神を自ら選んで、同様な守護神を有する他人とは秘密團體を成して結合するが、氏族として結合しないのである。又個人的守護神の制度は北アメリカを除く外は甚だ稀れであつて、アメリカに於ては此制度は氏族生活の勢力に反比例して發達して居る。

五五二 母親を通じて系統を引く規則が原始時代に有力であるといふ假定については、此トテムミズムの個人的起源説は之を問題としないのであつて、即ちトテムは最初人間の選ぶ所ではあるが、兒童は父のトテムよりも母のトテムを持つといふに過ぎないのである。但しこゝに一の除外例があつて、それはかの懐胎説である。蓋し此説によればトテムは母に依つて決定され、特にバンクヌ諸島のモタ族の形式では、女が神聖な事物を選ぶには制限がないのである。尤も小團體に於ては若干の婦人が同一の事物を選んで、それからトテム集團が生ずることもある。然し此制度の形式は上に述べた個人説に於ける難點を免れては居るけれども、其範圍が地理上極めて狭いのである。

二 氏族の活動に基く學説

五五三 此學説の出發點は氏族であるが、其氏族が如何にして發生するに至つたかは敢て之を問はないのであつて、とにかく氏族の存在を想定するのである。尤も氏族が如何にして發生したかといふ問題は、此學説を論ずる中に屢々含まれて居るけれども、明確に之を決定することは茲には必要でない。元來氏族はそれと互に援け合ふ關係を有すると信せられる種々の自然物と相對して居り、又兩者

の或る關係は生活上の境遇に依つて氏族の上に強制されて居る。そこで問題は如何にして人類の社會がトテムミズムの關係に入つて來たかといふことである。

五五四 之に對する最も簡單な解答は、次の如くである。即ち原始的の氏族はそれと關係を有する幾多の事物の中から、慎重に或る物を選んで、之を其親友又は特別の仲間となし、(註)かくて自ら此事物を尊重し、若しそれが食はれる物ならば、食ふことを禁じ、其名を取り、又之を祖先と見做すに至り、且つ此等の思想を説明する神話をも生ずるに至るといふのである。此の通説は種々の形を取つて述べられて居るが、然し普通に其根本の想定に向つて與へられた反對は、此の如き慎重なる事物の選擇が、原始社會の普通の方法と一致しないといふことである。勿論或る程度の反省力は原始人にも許さねばならぬが(下等動物もすでに反省を持つて居るから)、然しトテムミズムの如き複雑な制度は、他の制度と同じく、永い時代を経て發達した偶然の經驗の產物であつたに相違ないと考へられて居る。又此制度の詳細を説明する爲めには、更に一層明確に之を考察しなければならぬのであつて、吾々が最も安全に想定し得る事實は、唯だ原始人は絶えず其境遇を改善せんと注意し、敵に對して警戒し、周圍の種々の事物の助けを借つて、自己の力を増進するが爲めに、あらゆる場合を利用するといふことである。

(註) Jevons, Introduction to the History of Religion, 1st ed, p. 101.

五五五 又トテムは本來或る集團が其の附近の各集團に對して自己を區別する徽號又は紋章に過

ぎないとも考へて居る。即ち狩獵や移住にはかゝる徽號が必要であり、少なくとも有用なものであつたに違ひない。(註) 又た更に一般的には氏族の各員や其他の事物に名稱がある以上、各氏族が夫々其の名稱を有することは自然であつて、之をば何等かの關係ある動植物や天體や若くは場所の名稱から取つたのである。かくして一たび或る紋章や名稱を採用すれば、トテムイズムの他の特徴が之に附隨することは勿論である。斯の如き紋章は西北アメリカには一般的であり、又其他の地方にも存在するのであつて、土人は『トテム』といふ語を『紋章』といふ意味に説明して居る。併しながら此の解釋は後世のものであつて、神聖なる事物を紋章に用ふる風俗は餘り廣く分布して居ないのである。固より此等の事物が或る氏族の名となるときには、それが其の氏族の特徴を示す徽章となることは云ふまでもないが、併し此の氏族の特徴を示すことが全ての場合に其徽章の本來の作用であるとは確證されない。且つ紋章は其の名が固定するまでは用ひられないのが普通である。

(註) F. M. Müller, Anthropological Religion, p. 121 ff. Pilsner & Somik, Ursprung des Totemismus, p. 7ff. A. K. Keene, Ethnology, p. 19, et. G. M. Theal, History & Ethnography of South Africa, I, 17.

五五六 又茲に述べた意見は或る特別の名稱が如何にして氏族に附せらるゝかを説明しないのであるが、此の缺點を補ふものは或る氏族の名稱は其の主要食物の種類に基いて附近の人民が附けたのであるといふ説である。(註二) 併し此説に對する反對は、如何なる人類の集團でも唯だ一種の食物のみを取るものはあり得ないのであつて、野蠻人は何でも見つけたものを食ひ、且つ相接近せる各集團は

同種類の食物を食て居るといふことである。それで此の反對を受けない一の見解は、氏族の名稱はそれが外部から與へられた場合に於ても、其の名稱を有する人間と動物其他の事物との想像的な類似や、又は其の人物や言語の特徴を示すものであつて、多くは其の住所の名に淵源するといふに在る。

(註二)

(註一) A. C. Haddon, in Report of the British Association for the Advancement of Science, 1902.

(註二) A. Lang, The Secret of the Totem, chap. VI.

五五七 人類の集團の名稱が何等か特別の關係がある事物に基くことは明らかな事實であつて、オセアニア、アフリカ、インド、アメリカに於ける氏族名の中では、動物名が多數を占めて居るが、又た植物や無生物の名を有するものも多く、(註一) 集團が定住すれば往々其の住所の名を取ることもある。次に此の『名稱説』の第二の想定である氏族名が外部から與へられるといふことは、一層不確實である。外部の人民から或は尊敬を意味し或は嘲笑を意味する綽名を附ける實例はあるけれども、(註二) 併し從來知られて居る事例は、一般的法則を立て得る程多數にはないのであつて、要するに氏族や部族の名稱の起源は多く不明である。(註三) 尤もかゝる名稱を土人が自ら稱へるか或は外部から與へるかといふ兩様の説は共に不合理ではなく、二つの方式が其の地を異にして其に行はれ、且つ同一の集團が時に依つた名を以て呼ばれたこともあるのである。

(註一) 此等の名稱を擧げた表はフレーザーの Totemism & Exogamy に出づる。

(註二) Lang, The Secret of the Totem, loc. cit. Theal, History & Ethnography of South Africa, I, 92.

(註三) Cf. A. W. Howitt, *Native Tribes of South-East Australia*, p. 154.

五五八 又た『協同説』とは多數の集團が經濟上の目的の爲めに結合して、各集團に特種の食物其他の必要品の供給を呪術的手段を以て増加し、全體の物資に對して夫々一部分を獲得すべき義務を負はせるといふことを想定して居る。併しながらかかる協同は、原始人に取ては不可能な偉大なる組織の能力を豫想するのであつて、此等は長年月の社會的發達を示して居る中央アウストラリア地方の外には殆ど見られないのである。(註二)

(註一) Frazer, in *Fortnightly Review*, 1899 (フレーザーは後には此説を棄つて居る) B. Spencer, in *Journal of the Anthropological Institute*, XXVIII, (1898).

(註二) Cf. Durkheim, in *Année sociologique*, V.

五五九 又トテムが氏族に内在し氏族の各員に權化する神或は神的の祖先であつて、氏族の宗教の中心であるといふ説は、(註一) 氏族とトテムとの實際上の關係と矛盾して居る。即ちトテムは同族又は友人として愛せられては居るが、神として崇拜されては居ないのである。(註二)

(註一) Durkheim, in *Année sociologique*, v.

(註二) 下掲五七七を見よ。

三 トテムイズム起源説の總括

五六〇 以上トテムイズムの起源に關して稱へられた學説を簡單に概観したが、これで此問題の如何に複雑であるかを示すに足るであらう。此等の假設は何れも一般には承認されて居ないのであつて

總ての事實を満足に説明することは出来ないやうに思はれる。此等の假設は明かに制限された範圍から取り來つた材料に基いて居るのであつて、アウストラリアの慣習は協同説を暗示し、メラネシアの慣習は懐胎を暗示し、又たトテムイズムを祖先崇拜と同一視することは、南アフリカより來り、これを輪廻の信念と關聯せしめるのは、インドネシアに基いて居る。又これを個人の守護神から派生したと見るのは、北アメリカの制度に基き、北アメリカでは紋章説をも暗示して居る。それで卒直に云へば現在知らるゝ限りでは、總ての學説は皆臆測であるといふことが出来る。

五六一 トテムイズムが嘗て存在しなかつたと思はれる幾多の社會があるやうに、又それが種々の地方に於て種々の方法で發展したとも考へられるのであつて、原始生活に於ける境遇の多様なることを考へるならば、人間の集團が一定の確實な組織を作らんとするに當つて、如何に種々の途を取らなければならなかつたかは、敢て恠しむに足らないであらう。とにかく其出發點は動物其他の自然物に對する尊敬と、人間と此等の事物とが同族であるといふ信念とであつて、これよりして一の集團が或る偶然の經驗に依つて、何等かの人間的でない集團又は事物を其同盟者と見做すに至つたのであらう。又他の場合に於ては一の名稱が或る集團の一致に依つて採用され、又は外部から與へられて、その名がかゝる同盟を導いたこともあるであらう。或は又各個人が其保護者としての動物や植物を其社會の上に負課したこともあらうし、或は便宜上選ばれた紋章がトテム制度の始めであつたかも知れない。要するにかゝる方法を以て人間の集團は、人間的でない集團や其他の事物と親密な關係を結ぶ

トテムの起源に關する諸學説

に至つたのである。

五六二 此根本的關係がかの神聖なる事物を食ひ又は傷害することを忌むこと、關聯して、一度設定せらるゝや、種々の慣習が社會發展の一般法則と一致して自ら此關係に附隨して來るであらう。即ち多くの場合に於て善良な結婚たる異族結婚の規則が採用されるであらうし、又た若干の氏族より成る部族が生ずるに至れば、かの協同的經濟組織が屢々生ずるのである。例へば原始生活に普通な呪術的生産方法の如きは、各氏族に或る種の食物を生産せしめる義務を與へるやうに組織されて居るのである。又た血統的組織に向ふ一般の傾向に伴つて、神聖なる事物に對する同族の信念は、一の氏族が同種の一祖先を有すると想像せしめるやうになり、而して此祖先は動物、或は動物的人間、或は植物、或は岩石とも考へられて、其起源を説明する種々の神話が工夫されたのである。トテミズム其物に屬する慣習や觀念は、他の種々な慣習及び觀念とも密接に結合するのであつて、例へばマナの觀念を含む非人間的事物の超自然力に對する信念の如き、又た生兒は祖先の再現であるといふ信念の如き、或は事物の運動から前兆を卜するが如き、或は名稱の呪力を信するが如き、或は祖先に對する尊敬の如き（此れは自然の感情であるが、其自身はトテミズムの觀念と獨立である）、或はトテミズムを創造者と考へるが如き、或はトテミズム動物を超自然者への使者として用ふるが如き皆これである。かくして凡て此等が相集つて生じた社會組織は種々の信念と習慣との集積であつて、かゝる組織に於てはトテミズムの要素は、それに附隨した要素と區別されねばならぬ。而して此等の附隨せる各要素は夫々

其適當な起源に關聯して之を見なければならぬのである。

四 社會の發達に於けるトテミズムの機能

五六三 トテミズムが社會に對する職分は、それが集團生活を爲す人類の親密な結合を助けた點に存する。元來共同の社會的感情や、食物並びに敵人に對する防禦の爲めに團結することが利益であるといふ感は、集團を構成せしむるものであるが、トテミズムは氏族中の同胞の感を強め、且つ社會進歩の一條件たる共働を容易ならしむることに依つて、此人類の結合を増進したのであつて、此種の職分は原始時代に於ては、人類の社會關係と動物並びに他の自然物との關係とを結合して居るやうな凡ての社會組織が爲して居つたのである。然しトテミズムは特に感情に訴へて團體の全員に全然同一な崇拜の對象を與へたのであつて、此對象を中心として忠誠と同胞の感情が結晶することが出來たのである。而してこれは實に原始的な粗野な一政體であつて、それは後に漸次に一層確定的な政體と換つたのである。

五六四 然しトテミズムは『經濟的』進歩に貢献したとは云はれない。尤も凡ての安定な社會組織は一般の進歩に好都合であるから、其限りに於てトテミズムは此に貢献したとは云はれるだらう。從來トテミズムは動物及び植物の飼養を起したと主張され、此主張を支持する爲めに下の如く論ぜられて居る。即ち此等の事物に對する尊敬を離れては、此等を飼養するに至らしめる觀念や習慣は野蠻人に存在しないと云ふのである。元來原始人は食物を求めて凡ての動植物に接近せんと試みるで

はあらうが、然し何故彼等は動植物を其家庭に引つけて、自ら之を用ふる爲めに此等を増殖せんと欲するのであらうか。彼等の目的は娛樂であるだらうか。否、野蠻人は往々動物を愛育するけれども此習慣は一般的ではなくして、其愛育した動物をも勝手に殺して居る。然らば其動機は實用であつたらうか。これも容易に信ずることは出来ないであつて、野蠻人は食物と勞働の爲めに此等動物の飼養から生ずる所の利益を認めるだけの能力もなく、又毎年收穫を得る爲めに種子を貯へると云ふ知識もなく、又將來の幸福の爲めに現在に節制するといふ自制もなかつたのである。

(註) フレーザーの「トミズム」に此見解があるが、然しそれを彼は現今取つて居ない。E. B. Jevons, Introduction to the History of Religion, Index; S. Reinach, Cultes, mythes et religions, I, 86 ff; Hahn, Die Haustiere, pp. 28 ff; 42, and his Denker und Bardo, p. 19 ff. (家畜の飼養と其乳を食物として用ふることは、月の崇拜と關聯して居る)。CE. H. Lang Koeh, in Journal of the Anthropological Institute XVI, 102 ff.

五六五 又地方に於て動物に對する半ば宗教的な尊敬は、之を傷害しないやうに保護するのであつて、動物は人間に對する怖れを失ひ、家畜となり得る動物は漸次に馴れ、人間に利用されるやうになつたと云はれる。又神聖な植物は儀式的の爲めに、年々に保存されて、其種子は收穫を繼續させると云はれて居る。元來トミズム動物は之を食はないのであつて、牧畜の人民は其家畜を食はずして、唯だ其乳の爲めに彼等を飼育するのである。要するに動物は一定の目的を以て馴養されるのではなく、之を苦しめない爲めに漸次に馴れて來るのであつて、かくて其の食料となり、又は或る役目を爲し得るものが、漸次に飼育されるに至るのである。而してこれと同様に植物を宗教的に用ふる

ことに依つて、或る植物を栽培し得るといふことが知られるやうになつたといふのである。

五六六 此説は原始人の精神能力が一般に不完全であつたと云ふ想定に基いて居るのであるが、これは斷じて不明な問題である。尤も原始人は或る點に於て全く知識と反省に缺けて居るやうに思はれるが然し狩獵に於ては屢々驚くべき熟練を示し、(例へばアフリカのビグミー族の如き)、又注意すべき言語をも造り出して居る。然し又此知的能力の問題を除外しても、飼養がトミズムから起ると云ふ點に疑を挟むことが出来る事實がある。即ち第一にトミズム動物に對する尊敬が、其動物を馴れさせるやうな事情は、トミズム社會に存在したとは思はれないのであつて、かく動物を馴らすには其れを廣い地面の中に置いて充分安全にする必要があるが、人類の集團が種々の氏族から成立つて居る場合には、これは不可能であつて、即ち動物は一氏族に依つては大切にされるけれども、凡て他の氏族に依つては勝手に殺されたり、狩り立てられたりするからである。(註) 而して恐らくかかる状態は一般的であつたであらう。

(註) トミズムは部族に屬しないで、氏族に屬するのである。(Jevons, Introduction to the History of Religion, p. 114ff.)

五六七 加之事實上動物の飼養と、それをトミズムとして尊敬することゝが、何等かの歴史的關係を有するや否やを見出すことは困難である。殊に最も重要なトミズムの中心地たるアウストラリアと北アメリカに於ては本來飼育し得べき動物が極めて稀であつて、僅かにアウストラリアに於て犬の一種と、北アメリカに於て犬と野牛の二種のみであることは此問題を決定するに好都合でない。

然し北アメリカに於ける犬の歴史は注意すべきものであつて、トテムを有する赤色印度人は之を狩獵の爲めに飼育し、トテムを有しないエスキモー人は橇を引かせる爲に之を飼育したのであるから要するに犬の經濟的使用はトテムの觀念とは別であるやうに思はれる。尙ほ動物を飼養することゝ、それをトテムと見做すことゝが無關係であることの實例は、例へばウガンダ (Uganda) にも現はれて居るが、(註) 然しウガンダの文化は比較的進歩して居るのであつて、かゝる場合には現在の慣習から原始の状態を推測することはできないのである。

(註) Frazer, Totemism and Exogamy, IV, 19

五六八 かくして實際上の觀察から動物を馴養するに至るといふことは、明らかに推定し得るのであつて家畜の乳や又た食物としての山羊や牝馬の價値は、此等の動物の生活を熟知するものが自ら氣付くことである。而して此等の家畜を養ふものは其の乳の爲めに其動物を尊重して、饑餓に迫るか又は儀式の爲めにする外は之を食ふことを慎しむに違ひない。それで斯の如き行爲は極めて單純な社會の知能を以てしても不可能ではないやうに思はれる。又た植物の發生に於ける種子の作用の如きも偶然の機會が之を暗示したとも思はれるのであつて、一たび耕作が始まれば漸次に動物の勞力をも利用するに至るのである。又動物を美術的に表現することは到る處に存するのであつて、例へばクキーンシャーロット諸島のハイダ人に於ける如き、之をトテム柱に現はすことも、必ずしもトテムの特殊の産物とは認められない。

五六九 それで動植物の飼養の起源に就ては、此問題が明確でないことを考へるならば、寧ろ之に對して一般的な理論を提出することを避けた方が賢明である。唯だ茲に主張しなければならぬのは、動もすれば此點に就てトテムに餘り多くの役目を認めることが、現在知れて居る事實を以ては證明されないといふことであつて、或は將來の研究が此等の事實と共に原始時代の歴史を改造するに至るかは固より測られないのである。

五 トテムの宗教に對する關係

五七〇 トテムの起源は不明であるから、従つて最も原始時代に於ける人々が其のトテムに對する態度が如何なるものであるかを確言することは不可能である。然しトテムの關係が社會組織の一定の形式となつた時代に於ては、人々がトテムに對する感情は、其のトテムが氏族の人々と同性質であり、人類の集團と同一血統を有して居つて、氏族の人々に對すると同様な尊敬と愛情を受くべきものであると云ふに在る。此の感情は此點に於て同一集團の人々相互の感情に於けると同じ意味に於て神聖であつて、同氏族の人々に對する或る義務の感を含み、人々の權利を尊重し外敵に對して人々を防禦することは一の義務的命令である。

五七一 然しトテム其者の氏族關係は普通の人間相互の氏族關係とは異なるのであつて、人間以外の氏族の各員は特殊の力あるものと認められ、動植物其他の事物が有すると考へられた超人的性質を具へて居ると見做されて居る。かくしてトテムに對する尊敬は一般の人間以外の事物に對する尊

敬の一種であつて、唯だ此感情は人間以外の事物の集團が、或る特別の方法で人間の集團と結合して居るといふ信仰を以て昂奮されて居るのである。故にトテムを傷害することを好まないのみならずかゝる行爲から人が被害を受けるといふ恐れがあるのである。即ちトテムは其報復として害を加へる力があると信せられ、此の信念はトテムに對する感情に驚畏の一要素を加へるのである。

五七二 又た他方に於てトテムは他の人間以外の事物の有する力を具へて、其の友人を助けることができるのである。然しトテムの助けを受けんとする期待は、原始の社會狀態即ちトテムズム其者が確定して居る社會に於ては、却つて漠然たるものであつて、それはトテムを尊敬すれば全てが好都合に行はれるといふ感情に過ぎないやうである。反之トテムから一層確かな助けが得られるやうな場合には、其の助けが特に氏族の一員としての性質を具へたトテムから與へられるのか、若くは單に其の人間以外の力ある事物としての性質から與へられるのかといふことが常に問題になつて居る。例へば吉凶の前兆は全ての自然物から與へられるが、此種の事物がトテムであつた場合には、其前兆を表はす力が單にトテムとして其物に具はつてゐるのかどうかは明らかでない。

五七三 之と同様にクキンスタンドの或る行事に於ても不明瞭なことがある。即ち人々は何時でも寝る時や朝起きる時に、自分の名となつて居る動物の名前や、自己の部族に屬する動物の名前を唱へて人が自己の仕事に成功させると信じて居るのであるが、(註)此の場合に其の動物は氏族のトテムではなく、又た明かにかゝるトテムから來たものとも云はれないけれども、然も之れは人間若く

は人間の集團と特別の關係を有する所の一の神聖な動物であるやうである。勿論此の場合に人間に呪力を與へる個人的護守の靈は考へられてゐない。

(註) W. E. Roth, quoted in Frazer's Totemism and Exogamy, I, 532

五七四 トテムズムと呪術の行事との關係は根本的に社會に並存して居るものゝ一であるやうに思はれる、即ち兩者は同一の文化の階段と同一の觀念の系統に屬するのである。然し又兩者の何れもが他の一方を伴はずして存在するといふ事實は、兩者共に何れも他に依囑しないことを示して居る。固より兩者は時として自然に共存し、例へば北アメリカや特に中央アストラリアに於ける如く、トテムズムの氏族は皆或呪術的儀禮を有して居るやうな場合もあるけれども、然しかゝる密接な結合は極めて稀である。要するに呪術の行事は人間の自然に對する關係の觀念を基礎とするのであつて、此觀念は人間の氏族と人間以外の個々の事物や種屬との血族關係の觀念とは異なるのである。

五七五 又た時として秘密團體が呪術的儀式を行ふことがあるが、かゝる團體はそれがトテムズムの觀念以上に出て居るにしても、又たトテムズム其物とは獨立な觀念や習慣から派生したにしても、トテムズムに屬するものではないのである。(註)

(註) 上掲五二九以下参照。

五七六 眞實のトテムに宗教的崇拜を捧げる明確な事例を見出すことは困難であつて、唯だアウストラリアのワラムンガ (Warumunga) 人が怖しい水蛇ウオルンクワ (Wollungwa) を宥和し、又は

強制する爲めに行ふ儀式はそれであるが、(註)然し此動物はトテムであるけれども、特殊の性質を持つたトテムであつて、現實には見る事の出来ない想像の産物たる無稽の動物に過ぎない。眞のトテムは人間と親密な關係を有する現實な事物であるが、此ウオルンクワは其性質も野蠻であつて又屢々人間に敵對するものである。即ちそれは神の性質を具へて居るやうではあるが、然し人に馴れない一種の魔物であつて、唯だそれがトテムとして採用され又は其以前に存在するトテムと同一視されたに過ぎないのである。然しこれは特別の事例であつて、一般のトテム崇拜の證據と見ることは出来ない。

(註) W. E. Roth, North Queensland Ethnography; Spencer and Gillen, Northern Tribes of Central Australia, p. 225ff.

五七七 トテムが神に發展したかどうかと云ふ問題は、神聖な動物が神となつたかといふ一般的な問題の一部である。(註一) 原始の觀念や習慣が複雑であるのと、原始宗教の構成時代の材料の缺乏とは、かゝる問題の解答を困難ならしめるのであるが、トテムが眞の神の形に進化したといふことに關する證據は確かでない。固より種々の英雄や神々を動物と同一視することや、彼等が動物に變形することや、また彼等が動物の形に權化することは、如何にもかゝる進化を暗示するかも知れない。例へばアウストラリアとニューギニアの間にあるヤム(Yam)の島に於ては、シガイ(Sigai)とマイアウ(Maiaw)と云ふ二人の兄弟が其社を持つて居つて、其社に於ては夫々鱧の形と鰐魚の形で現はされ、人々は彼等に食物を供し、其前で謠ひ踊りまた祈禱を捧げて居る。又他の英雄であるクライ

アム(Kuoiam)即ちトテムを齋らす者や、シダ(Dida)即ち生活上の術を將來した者や、ヤツゼブブ(Yadzebub)即ち戦士や、其他の名もない者等が、トレス・ストリート諸島に於て崇拜されて居る。(註二) 又アイーシー諸島のレワ(Rewa)といふ地方の各村には一の神があつて、それは動物に變する力を有し、従つて之を食ふことは出来ないであつて、此神は即ち發展したトテムであると思像されるかも知れない。(註三) 東南アウストラリアのワケルブラ(Wakelbra)族に於ては其トテム動物は『父』と呼ばれ、此稱呼は屢々氏族神にも與へられて居る。又家庭の神々はカロリン諸島、トング、テイコビア、サモアに於ては、動物や其他の事物に權化すると考へられ、且つサモア以外の上記の諸島では其民族は其等の動物から生じて來たとも想像されて居る。これに類する觀念はアメリカやアフリカには存在しないやうであり、又印度では印度人の儀式の影響が、大いに非アールヤ人の習俗を變化し、又は抹殺した爲めに、其等の習俗の原始的形式を一般に決定することは出来ない。(註四)

(註一) 下六三頁以下を見よ。cf. A. Lang, Myth, Ritual, and Religion, II, 197 etc.; S. Reinach, Orpheus (Eng. tr.), p. 81 ff.; Frazer, Totemism and Exogamy, IV, 30 ff.

(註二) Haddon, in Anthropological Essays presented to E. B. Tylor, 183 ff.

(註三) Rivers, in Man, VIII (1908)

(註四) Cf. Frazer, Totemism and Exogamy, IV, 31 ff. 蠶の形を有つて居るナツメトマンの神カマン(Caman)や、又印度の狼の神ノマンはトテムイズムと何等の關係を有しないのである。

一五七八 上に擧げた事例はトテムから神への進化を説明するよりも、他の説明を附し易いのであ

つて、ヤムやトーレス諸島の英雄崇拜の歴史は、不明瞭ではあるが、既に知られた事實から之を考へると其英雄の形はトーテムの形とは別に生じて、自然にそれと同一視さるゝに至つたことを示して居る。(註一) 又レワの神々の特殊な性質は、彼等が任意に動物の形を取り、而も其等の動物は食はれないから、トーテムと考へられて居るといふに過ぎない。即ち此等の動物はトーテムであらうとないに關らず神聖であつて、彼等と並び存する神々と容易に同一視されたのであらう。それで何故かくの如く兩者を同一視するかといへば、それは明かに神が動物の形を取つたからであると説明されるのである。(註二) これと同様の解釋は神々が動物に權化することにも加へ得るのであつて、其變形は一時の權化に外ならぬのである。サモアのモン(Moos)は六つの異つた事物に權化し、又或る神々は人間に權化する、先の『父』といふ稱呼は勿論氏族がそれから發生したと見做す事物に與へられるのである。

(註一) 上記のハツドンの説明を参照せよ。

(註二) セウスや其他の希臘の神々も同様である。

五七九 トーテムを聖餐として食ふ習慣のある處では、それはトーテムの氏族神との性質の或る一致を豫想して居るのであるが、然も此兩者は區別して考へられて居るのであつて、其區別は實に神を宥和する手段としてトーテムを犠牲にすることの効果を生ずる必要條件であつた。(註)

(註) 下掲一〇四一以下を見よ。

五八〇 かくて以上述ぶる所によれば、トーテムが神になつたといふ見解には充分な根據がないと

いふ結論に到達するやうである。當時の記録のない時代の問題は困難であることは許さなければならぬのであつて、その解決は必然に假設的のものでなければならぬ。然し神々や靈魂の觀念はトーテムの根柢に存するものとは異つた思想の過程から現はれたやうに思はれるのである。(註)

(註) 六三五を見よ。

第三節 タ ブ ー

五八一 以上甚だ簡單な宗教觀念の發達と、半ば宗教的な社會組織がそれと併行して發展する過程とを考察したが、更に倫理的發展はそれと常に密接に結合して居る宗教的並びに政治的發展と等しく重要であつて、倫理的觀念と習慣は其起源に於ては宗教と獨立である。宗教は人間と超自然力との關係であるが、倫理は人と人との關係について認められるのである。(註)

(註) セウスと其他の希臘の諸神との如くである。

五八二 そこで生命財産(妻子をも含めて)の保護の必要は或種の行爲の法則を生じたが、それは最初は口から口へ傳へられ、習慣によつて維持されて、漸次に成文法として固定した。部族的生活の保護は社會の代表者たる部族の首領によつて保證され、個人的利益の保護は初めは其各個人の手に行はれたもので、常に又社會の裁可の下に行はれたのである。殺人や盜賊や姦淫者は一般に承認された規則に従つて、被害者や其氏族又は家族によつて制裁されたが、社會生活が一層複雑となればかゝる

規則も益々多くなり又明細となつて来た。それで凡ての新しい倫理上の法則は又新しい社會的境遇に應ずる必要から起つて来た。かくて凡ての社會に於て此傾向は利益の保護を個人の手から取つて之を社會に委ねるやうになり、社會の利益の爲めに行はれると考へられるに至つた。(註)

(註) 此傾向は國際的關係に於て仲裁々判を要求することにも現はれて居る。

五八三 道德的習慣の發達を説明する爲めには、人類の本性上吾々は社會生活のみを想定しなければならぬのであつて、人類相互の關係について實際上吾々が凡て要求する所は、すでに原始の部族の中に現はれて居る。それで共に生活し且つ或る種の活動を營む人類の團結が、かゝる規則の組織を作り出すに至るといふことは、固より承認されるであらう。而して其規則は最も禁止的又は消極的であつて、又或る程度に於ては積極的でもあつた。例へば自然的な人類の同情感の所産たる親愛の規則の如きものすら、最も劣等なる民族の中に存在して居る。道德的發達を社會的必要に關係せしめることは、必ずしも善と惡との觀念の原本的意義や、又原本的な道德的理想の存在を否定しないのであつて、かゝる觀念と理想とは反省に依つて經驗から生ずるのである。然し茲には唯だ原始社會に求められる人類の現實な行爲についてのみ考へるに止めて置かう。

五八四 社會生活は倫理的組織の根柢であるが、人類の現實な倫理的組織は宗教に依つて影響され、後世に於ては高遠な理想と制裁に依つて影響されるが、原始時代に於ては有害な事物の呪力的規定に依つて影響されたのである。タブーといふ語が示す所のものは、後者の範疇であつて、此語はボ

リネシアの言葉であり、『禁止されたもの』を意味する。自然的な人類關係から生ずる禁制は民法を作るが、人間以外の勢力又は呪術的勢力から生ずる禁制はタブーを成すのである。(註)

(註) N. W. Thomas, article "Taboo" in *Encyclopaedia Britannica*, 11th ed; Goddington, *The Melanesians*; Thomson, *Story of New Zealand*; A. van Gennep, *Tabou et totemisme a Madagascar*; Wallace, *Malay Archipelago*, p. 149 f; Frazer, *Early History of the Kingship*; Marett, "Is Taboo a Negative Magic?" in *Anthropological Essays presented to E. B. Tylor*.

五八五 凡ての事物をば本來力を有するものと考へる原始人は、觀察と經驗に依つて凡ての事物の中から自己の生活に影響を與へる特殊の事物を選び出すのであつて、自己とその事物との關係をば規定せんと欲して居る。此等の事物は凡て神祕的であつて、(註一) 其中の或るものは有益であり、他のものは有害であると考へられた。有益な事物は福運の石や護符等となるが、有害な危険な事物は更にこれよりも多いから、周圍の不安心な世界に於ては人は神祕的なものを恐怖し、逃避し、また規定に據つて之を防ぐのである。(註二)

(註一) 「神祕的」意味を有すると云はれて居るチカサ人 (Chickasaw) のフロ (hullo) を比較せよ。(Speck in *Journal of American Folklore*, XX, 57)

(註二) かゝる事物より生ずる危険は超自然的存在者に關聯して居るのであつて、その物が人類に對する態度は曖昧であるが、唯だ觀察された現象が非自然であると考へられ、又死の場合の如く苦痛である時には、其態度は敵意あるものと判斷される。

五八六 タブーの觀念を含む事物は人生の境遇の異なるに従つて種々であつて、生物や無生物や又全ゆる出來事や經驗をも含むのである。而して時としては其事物に危険が内在して居るやうに考へら

れ、時としては或る人物が危険性を其事物に負課し又は注入するのである。併し全ての場合に於て其處には勢力即ちマナが現はれて居るのであつて、此勢力は原始人の考では人間の運命を左右する一要素たらしむるのである。(註一) 且つ此勢力は普通には接觸に依て(註二)一の事物から他の事物に移し得るのであつて、之が爲めにタブーの感染は無限に擴がり、或は一個人に取て、或は全社會に取て不幸を來たす暗黙の怖るべき根源となるのである。それでタブーに關する儀式は此の破壊的な勢力に對して防禦せんとする企である。

(註一) マナの觀念は往々純粹の經濟的及び其他の社會的考察と關係して居る。

(註二) 接觸から生ずる物質的一致は原始人の哲學では他の方法からも起るのである。

五八七 主なるタブーの風習は概略之を若干の項目に分類し得るが、此等の項目は往々互に重複することもあるやうである。

一 出生の觀念に關するタブー

五八八 原始人に於ては生命は世界の根本の神秘であつて、此神秘と危険は生命の發生や存續や休止に關する一切の現象に屬して居つた。即ち妊娠、出産、死亡、屍體、埋葬、血液等に凡て神秘と危険が認められて居つた。それで此等の現象に對しては種々の注意と警戒とを加へ、それは種々の禁止の形式に現はれて居る。妊娠は屢々超自然的作用に基くと見做され、多くの場合に於ては一の神秘的狀態と考へられ、婦人は特に此場合に於ては有害なる力の影響に襲はれて居るのであつて、婦人は其爲

めに屢々其頭を蔽ひ、或は日光を避け、或は其夫と別居しなければならぬと考へられて居る。(註)

(註) Ploss-Balch, Das Weib, I, 591; Cf. E. S. Hartland, Primitive Paternity; Avesta, Vendidad, XV, 8.

五八九 妊娠中と出産後に婦人に對する注意は、人間自然の深切な愛情に依つて生じたかも知れないが、然し出産に關する或種の習俗は超人的危険を怖れることを示して居る。中央アジア、アフリカ、オセアニア、支那等の多くの地方に於ては、母親は或る時期の間タブーであつて、他人に對して明かに危険の源と考へられ、又母親自身が危険に瀕して居ると見做されて居る。而して嬰兒も亦危険に包まれて居るから、母子は隔離、洗滌、護符、禱告や又た神に文を捧げることによつて保護される。

(註一) 父親と嬰兒間には又親密な關係があるから、父にタブーを課することが必要とされ、従つて彼は屢々床に就き(クレーード即ち男子の産褥臥床)、職業を止め、有害なる食物を禁じ、武器其他の危険な物に觸れることを避けねばならぬ。かくて父親と嬰兒を同一視して、後者は自分を襲ふ所の有害なるマナから保護されるのである。母親の隔離は往々其期間が嬰兒の性によつて異り、多くの場合に於ては男兒の時に長いやうである。(註二) 猶太の儀式は之に反して、女兒の場合の隔離期間が男兒の時の二倍即ち八日であつた。(註三) 此相違は恐らく男性は社會的に女子よりも重要であり又弱者たる女性には危険が多いから、有害なる力を特に拒いだし、又は之を一層重大視するに基くのであらう。(註四)

(註一) Article "Birth" in Hastings, Encycl. R. E.

不潔なもの
おしてなし
得る二つの
能い

- (註二) Ploss-Baldes, Das Weib, II, 346 ff.
- (註三) Lev. XII, 近世のバルミー人の風俗では出産後の婦人は四十日間隔離される。
- (註四) 出産の習俗と父系及び母系組織との關係については、Hastings, Encycl. R. E. II, 636 参照せよ。

二 死に関するタブー

五九〇 生きた人に對する死より生ずる危険は、二様に分かれる。即ち第一に屍體は不思議な事物として危険の根源であり、其中には死を起した悪靈と死者の靈魂との二つの外敵が潜んで居る。故にかゝる危険なものの爲めに屍體を避けることが普通の注意とされ、屍體は觸れてはならず、若し之に觸れたら觸れた者は拂淨を受けねばならぬ。(註) 恐らく屍體を處置する種々の方法である曝露や土葬火葬は、本來は屍體の危険性を免がれんとする企てであつて、後には他の動機も入つて來た。自殺者の屍體は特に怖れられ、其復活を拒がん爲めに公道に杭を以て押さへて置いた。これは恐らくかゝる特殊の恐怖を生じた死の特に變つた性質に依るのであらう。然し屍體の恐怖は野蠻人中に一般的ではなくして、多くの場合に於ては單に食物として之を食ひ、或は死者の性を得んが爲めに、又は其他の理由から之を食ふのである。屍體は有害な力を持つが故に怖がられるのであるが、然し他方に於ては神聖な又た有益なものとして食はれるのである。

(註) Numb XIX, II ff. ヲンダ教の規定については、Fiedler-Gehrich, Geschichte der Religion im Altertum, II, 310 ff. を見よ。

五九一 死亡があつた家は其屍體の有害な力を遺すから、屢々凡ての家財と併せて破壊し、又は委

棄し、或は淨めねばならなかつた。(註二) 死は其有害な力を周圍の大氣を通して傳播し、通常の仕事をすると不適當ならしめるから、従つて屢々仕事を一時休むのである。(註三) 又隔離することが屢々其死者の配偶者に命せられ、(註三) 死者の名を呼ぶことも禁せられる。即ち死者の配偶者や姓名を其死者と同一視することは、彼等に死者の危険性を移すに至るのである。然し他方に於て死者の住居を保護することもあつて、それを侵すものは咀はれた。(註四)

- (註一) 衛生上の目的もかゝる習慣の内に入つて居たかも知れない。
- (註二) Seligmann, The Melanesians of British New Guinea, chap. XXIII, p. 133, etc.; Turner, Samoa, p. 145 f.; Kidd, The Essential Kafir, p. 253.
- (註三) Ellis, The Ewe-speaking Peoples, p. 167.
- (註四) Cicero, De Legibus, II, 26 (Athens); Roman Digests, XLVII, 12; Corpus Inscriptionum Semiticarum, I, 13 (Phoenician). 多くの野蠻人及び半未開人に於てもこれと同様である。

三 婦人及び異性關係のタブー

五九二 多くの民族は婦人其者や彼女が種々の状態にあることを恐れるのであるが、(註) 此の恐怖は婦人の神秘的にして危険なりと認められた種々の生理的特徴に基き、又た兩性の社會的機能や日常の職務の差異から來る兩性の分離のために、其の反感が強くなるのであらう。即ち婦人は男子とは異つた境界に活動して居るやうに思はれるのであつて、男子に取ては奇異なる方法を以て活動するのである。それで此の恐怖の感情は其の原因が何であるにしても、現實な感情であつて、或る男子が其の

妻の毛布に寝たことを語つて、急に病氣になつたといふ實例が報告されて居る。

(註) Crawley, *The Mystic Rose*, chap. III.

五九三 そこで婦人の性的危機には種々の制裁を課するのであつて、發情期に達した少女は常にとは云へないけれども(註一) 一般にこれを閉ち籠めるのであつて、人間又は其以外の邪障から之を保護するために、それは往々數週間又は數ヶ月に亙るのである。月經中の婦人は之を隔離し、日光を見るを禁じ其の夫と別居させ、其の食物をば嚴重に制限するのである。(註二) 婦人に對して或種の食物を永久に禁ずることは如何なる理由であるかは明瞭でないが、それは決して稀ではない。(註三) 妻が其夫と共に食事することを禁ずる規則は、本來は非宗教的な社會的の觀念から來たのであつて、即ち妻は夫に従屬し夫とは異なる社會的集團に屬するといふ考から來たのであらうけれども、之は後には宗教的性質を帯びて來て居る。又た婦人は普通蠻人の社會では森嚴なる儀式例へば男子の成年式や又は部族の會議などには除外されて居るが、(註四) かかる規則は恐らく兩性の社會的機能が自然に異つて居ることや、若くは男子が部族生活の支配權を自己の手に握らんとする欲求から起つたのであらう。併し多くの場合には婦人が此等に列席することは其の行事の力を超自然に強めるものとも想像されて居る。されど狩獵漁業等の經濟的活動には、婦人は往々絶對の邪障であつた。(註五) 又た家族生活に於ては妻の母は其義子との全ゆる社會的交際を禁せられて居る。(註六)

(註一) Seligmann, *The Melanesians of British New Guinea*, p. 140

(註二) Ploss-Bartels, *Das Weib*, I, 296, 302, 374, 618.

(註三) Frazer, article, "Taboo" in *Encyclopaedia Britannica*, 5th ed.

(註四) Seligmann, *The Melanesians of British New Guinea*, p. 466; Crawley, *The Mystic Rose*, p. 52ff.

(註五) G. Brown, *Melanesians & Polynesians*, p. 241; W. H. Furness, ed., *The Island of Stone-Money*, p. 38f.

(註六) Crawley, *The Mystic Rose*, p. 399ff.

五九四 出産が兩性の交接に基くと考へられる所では、交接は生命と密接に關係して居るものとして、一般に氣力に有害なる超自然的な力を有つものと認められて居る。(註一) 故に交接は狩獵戰爭の如き至て重要な公共的事件及び特に宗教上の儀式に關係して廣く禁止されて居る。(註二) かかる習慣の設定に就ては種々の考察が加へられて居るが、併し其の原始的形式に於ては、恐らく貞潔を保たんとする道徳的努力は認められないのであつて、婦人に存する有害なるマナの恐怖を認めねばならぬ。(註三) それで吾々は之を婦人が特に呪術の能力を有すと認められる事實と比較することが出来る。(註四)

(註一) 此考の生理的基礎は野蠻人の觀察の及ばない所であるやうに思はれるが、出産後直ちに交接することを禁止するのは人道的根據を有するのであらう。

(註二) G. Brown, *Melanesians & Polynesians*, pp. 68, 80, 200; Seligmann, *Melanesians of British New Guinea*, p. 232; W.

R. Smith, *Religion of the Semites*, additional note C.

(註三) Cf. Westermarck, *Origin & Development of the Moral Ideas*, II, 406ff; Hobhouse, *Morals in Evolution*, Index, s. v. Chastity.

(註四) 下掲八九五以下を見よ。Westermarck, *op. cit.*, I, 620f.

四 有力な人物に關するタブー

五九五 マナの觀念は特殊の超自然力が呪師、酋長、祭司の如き部族の首領たる人物に存するといふ信念を有つて居るのであつて、従つて彼等の肉體(特に頭、毛、爪)や又彼等の姓名や、或は其食物其他の附屬物には、危険が潜んで居ると信せられて居る。故に此等の事物は避けねばならぬのであつて彼等の食物も普通人には食つてはならぬのである。又彼等の家屋や財産も用ひることは出來ず、彼等の爪の切片も亦之を埋めねばならぬのであつて、かくして其危険を團體一般から避けたのである。彼等の姓名も呼ぶことを禁せられ、彼等自身が本來特に有害なる力に感染し易いのであるから、之を家の内に保護し、又外出する時でも保護しなければならなかつた。それで或る場合には普通の人が酋長の村を通るのを見ても危険と見做されて居つた。

五九六 凡て此等の規則は必ずしも或る一箇の社會に悉く存在するのではないが、然し其原理は到處同様である。酋長に於けるタブーの力の最も發展せるものは、タブーの本據たるポリネシアであつて此地方に於ては酋長は最も勢力があり、彼が觸れる所の物は凡て彼の所有となり、若し彼が一軒の家に入り或は一の獨木船に乗り、或は或る地面に其名を附するならば、其等は凡て彼の所有物となつた。酋長の支配權は唯だ彼の一時偶然な希望に依つて、暫く制限されるやうに見えるに過ぎないのであつて、何人も彼の決定に反對しやうと考へる者はなく、それは實に反對者に取つて致命的の結果を生ずるのである。かゝる社會的事情は政治の更に進んだ形式が行はれるやうになつた時に至つて

無くなるのであるが、然し舊い觀念の或る特徴は後世の高位の人物に遺つて居るのであつて現に最近に至るまで日本皇帝の爪の切片は、若し過つて之に觸れて不幸を生せんことを怖れて、極めて慎重に處置されたのである。

五九七 又祭司は其身にタブーの感染力を持つて居ると信せられる。例へばエゼキエルの律法の組織に於ては、祭司は犠牲を供へて、一般の人々が居る所の外庭に出る時に、その僧服を脱いで之を或る神聖な場所に置き、他の上衣を着ねばならぬことを命じて居る。これ蓋し彼に觸れた人は其仲間と混することを禁せられ、又暫時(一般には夕方)その俗事を爲すことを禁せられたタブーと成り、即ち儀式的に不淨とされることを怖れるからである。(註一)多くの宗教に於ては祭司に關して無数の禁制があつて、或る禁制は祭司自身の爲めに即ち(彼等の儀式的清淨を保つ爲めに)、又他の禁制は他人の爲めに(即ち他人をタブーの感染から防ぐ爲めに)設定されて居つた。(註二)祭司以外の半ば公務に従事する人や神に仕へる者には(例へばヘブライ人の Nazirite の如く)(註三)食物の禁止があつた。又外人は原始時代には往々殺されたが、人道の發達した時代には、彼等に屬するタブーの感染力を除く爲めに淨めの行事を加へられた。(註四)

(註一) Ezek. XLIV, 19. 英語の sanctity と云ふ語は「儀式的に神聖にして」觸れてはならぬことを意味するのである。cf. Shortland, Southern Districts of New Zealand, p. 293 f; Wellhausen, Reste arabischen Heidentums, p. 106 f.
(註二) 猶太の規則に就ては、利未記二十一章を見よ。羅馬の *hannu dialis* と其妻に關する嚴重な禁制は Frazer, Golden Bough (Lucey, s. v. *hannu dialis*) と、彼の引證した原本に擧げてある。

(註三) ナザレ人に葡萄で作った物を禁ずることは (Zumb. VI, 36). 之はカナン人の農業生活と對照して、彼等の舊い牧畜生活を踏襲せんとする一種の企てであつたやうに思はれるが、後に至つて宗教的色彩を取つたのである。而して此禁止は妊娠の時に始めるのである。(Judg. XIII, 4, 14)

(註四) Frazer, Golden Bough, 2d ed., I 299 ff.

五 産業に関するタブー

五九八 上に述べたポリネシアの酋長の習慣は生業を助けるとは云はれたが、然し日常の職業を保護し促進する爲めに設けられたタブーの慣習がある。此等の慣習は明かに非呪術的な自然の基礎を有するのであつて、即ち良き收穫を得、又個人の財産を保護せんとする必要は到る處に認められて、法制を要求するに至るのである、然し或る社會に於ては、かゝる法制は必然にタブーの觀念に依つて表はるゝ如き超自然的制裁を以て強められねばならなかつた。

五九九 かゝる保護の規定はオセアニアとインドネシアに甚だ多いのであつて、サモアに於ては甘蔗畑は其收穫を得る迄タブーであり、(註一) 又布哇の漁場は或る時期の間特殊の魚を取ることを禁ずる簡単な規則で保護されて居る。此場合には明かに經濟的動機があるが、然しタブーの刑罰がこれに加はつて居るのである。(註二) ニュージールランドに於ては栽培季の間其仕事に備はれた者は、凡て他の職業に對してタブーであつて、唯だ凡ての時間を栽培に費さねばならなかつた。而して此と同様の規則は狩獵及び漁撈にもあつた。(註三) ボルネオのカヤン人 (Kayans) は樟腦の栽培、收穫及び搜索の間は普通の業務を営むことを禁じられて居つて、(註四) 同様の禁制は更に複雑にスマトラ (註五) や

アッサムにも強制されて居る。(註六)

(註一) Furber, Samoa,

(註二) Alexander, Short History of the Hawaiian People.

(註三) R. Taylor, New Zealand, chap. VIII.

(註四) Furness, Home Life of the Borneo Head-hunters, p. 160 ff.

(註五) G. S. Hurgonje, The Achinese, p. 262 ff.

(註六) Hodsou, in Journal of the Anthropol. Institute, XXXVI.

六〇〇 個人の財産も亦保護され、普通の人々は彼の土地、穀物、家屋、衣服にタブーを課することが出来るのであつて、かくして此等は強奪を免がれることが出来た。然しニュージールランドに於ては他の地方に於けると等しく、かく課せられたタブーの力は、それを課した人の力に依つて定まるのであつて酋長は政治上及び宗教上の權力を其人格に統一して居るから、其社會に於て最も有力な人物であり、従つて彼の命じたタブーは最も強いものである。メラネシアに於てはタブーは大體上私有財産の保護の爲めに用ひられて居つて、此を犯す者に對しては呪咀を宣し、又タブーを課するもの、權威は地方的の神靈たるティンダローの權威に依つて強められて居る(註)此場合に於てタブーは確かに民法の一要素となつて、其内に吸収されるやうになるのである。

(註) Codrington, The Melanesians, p. 215 ff.

六 其他の重要な社會の事象に関するタブー

六〇一 社會生活に關係するやうな全ての出來事は、從來マナや精靈に宿れる超自然的の影響を伴ふものと考へられ、現今でも屢々さう考へられて居るが、此影響は多く危険であつて、此危険を防ぐために常に種々の注意を拂ふのである。而して前項に擧げた場合に於ける如き最も普通の注意は、日常の業務を休むことであつて、此信念は明らかに其等の業務が周圍に漂ふて居る危険な影響を引寄せるといふに在る。

六〇二 種々の宗教儀式の中で惡靈の穢は必然に危険を伴ふのであつて、それには俗務を禁ずるのである。かゝる習慣はアゼンスでアンテステリア (Anthesteria) やタルゲリア (Thargelia) の六日目に行はれローマではレムリア (Lemuria) の時に行はれた (註一)。又此種の禁止の實例は現存の諸民族の間に多數に存在するのであつて、西アフリカや (註二) インドネシア (カル・ニコバル Kar Nicobar 及び Bali (註三)) にもある。アツサムではこれは其年内に死んだ人の靈魂を休めるための (精靈祭の一種) タブー (Dinnagenia) の形式となつて居る。

(註一) Harrison, Prolegomena to the Study of Greek Religion, pp. 10, 96ff.; Fowler, Roman Festivals, p. 101 ff.
 (註二) Frazer, Golden Bough, 2d ed., III, 76f.
 (註三) Journal of the Anthropological Institute, XXXII, Frazer, op. cit., III, 80

六〇三 一般に神聖な季節や重大な社會的儀式の際には日常の業務を止めることを要するのであつて、かゝる業務は不淨な物や神聖でない物と接觸しなければならぬ爲に、其等の儀式を不成功ならしめるかも知れぬといふ恐れがあるのである。古代ヘブライ人の習慣は此等の季節 (新月安息日其他)

を認め、古代の習慣は其儀式が廣汎になり組織的になると共に、益々タブーの日の數を増したのである (註一)。ギリシヤにはプリンテリア (Plynteria) があつて、其重なる日には職業を止め、(註二) ローマでは定期若くは臨時の神聖な日はフェリエー (feriae) であつた (註三)。初穂を取容れる日は特に神聖な時であつて、此時には神に對する感謝の念と魔障に對する恐とが相混じて居る。げにヘブライ人 (註四) やアゼンス人 (註五) やトンガ人 (註六) に於てもさうであつた。ポリネシア人が儀式の際に種々の禁制を爲すことはエリスが之を述べて居る (註七)。それで此の如く日常の業務を休む日は全て祭日又は民間の娛樂日となるやうに至るのであつて、かゝる祭禮には恰も後代の印度に於ける如く (註八) タブーの要素が加はるものと考へらるゝこともある。且又此等の禁制の日は自然に神々に對する神聖な日ともなるのである。

(註一) Lev. XX III, Num. XXVIII, f.
 (註二) Stengel and Oehmichen, Griechische Sakralaltertümer, p. 170.
 (註三) Wissowa, Religion der Römer, p. 365 ff.
 (註四) Num. XXVIII, 26.
 (註五) The Thargelia; Harrison, op. cit., chap. III.
 (註六) Mariner, Tonga, p. 483.
 (註七) W. Ellis, Polynesian Researches, I V, 388, etc.
 (註八) Cf. Hopkins, Religions of India, 448ff.

六〇四 又非宗教的な部族の重大事件や、特殊の境遇も、種々の禁制の注意を要する。それで武人は

遠征の準備として其妻と隔離し(註二)、夫が不在中の妻は往々閉居して全て他人と交際することを禁せられる。之は夫妻が一體であるために、妻に對する超自然的の危害が夫にも影響するといふのである。又饑饉疫病地震などの災厄は悪意ある超自然力の徴であつて、之を防ぐには日常の業務を止めねばならぬ。此外酋長の勝手な命令が或る特別の日に種々の禁制を附することもあり、時として其起源の分らない禁制の習慣が社會の法制となることもある。それでトダ人の各氏族は一週間の幾日かを(特別の儀式ではなく)日常の業務に従ふことを禁じ、其禁止の中には宴會葬式爪切り髪剃りなどがあり、婦人や搾乳者は村を離れることができず、一般の人々と水牛は移動してはならぬのである。(註二)云ふまでもなく此等の禁止の制度は、數百年間の經驗の結果であつて、種々の地方的習慣を組織したものである。

(註一) (F. W. R. Smith, Religion of the Semites, additio. note C.)

(註二) Rivers, The Todas, p. 408ff.

七月に關するタブー

六〇五 日蝕、月蝕、隕石、流星等の如き異常な天界現象は、常に悪意ある超自然者と關係あるものとして恐怖を惹起し、或特別な宥和や鎮靜の儀式を生ずるに至つた。即ち此等の現象は原始人の物語では種々の神話を以て説明されて居るのであるが、(註一)併し常に重要なタブーは月の種々な現象と關聯したタブーである。それで月の變化は未だ説明されない神秘なものとして、原始人に取ては全て

の地上の生活と痛切な關係を有て居ると考へられたのである、而して月の盈虧は一切の事物に具つた感應力に依て、動植物及び人間の盛衰消長を決定するものと考へられた(註二)之が爲めに全て重要な仕事は上弦の間に始めねばならぬといふ信仰が発生して廣く傳播し、又仕事を爲すに就て無数の規定が設けられたのであつて、此等の規定の可なり多くの者は文明人の俗間信仰及び行事の中に現代まで殘て居るのである。

(註一) Tylor, Primitive Culture, I, 282, 354.

(註二) 詳細は Frazer, Adonis, Arts, Osiris, bk. III, chap. VIII ff.

六〇六 月の變化は往々之を徹細に觀測することがあつて、ナンデー人は一ヶ月中の各日を月形や月形と仕事との關係で表はして居る(註一)或場合には自然的の觀測から陰曆の一ヶ月を四分することがあつて、佛敎の布薩の日は陰曆の月に四度あつて、満月と新月と兩者の中間とである(註二)。布哇では毎月三日から六日、十四日から十五日、二十四日から二十五日、二十七日から二十八日がタブーの期間である。(註三)バビロニア人は或月には此種の期間を五回としたのであつて、其内の一回は他の四回の間に挟まつて居る。尤も陰曆の一月を四分することは吾々には最も自然な區分のやうに思はれるが、併し實際に於ては之は寧ろ稀である(註四)。即ち最も簡單な區分は新月と満月とを以て之を二分することである。(カンボヂヤ、シヤムの如し、メキシコの十二日を一期とすることを比較せよ)埃及、希臘、安南、日本の如き一ヶ月を十日宛の三期に區分することは月の變化を無視して専ら便宜

上の整然たる配置に依つたのであるが、ヨルバ、ジャワ、スマトラ及び恐らくバビロニアの如き、一ヶ月五日宛の六期に區分することは、多分此の十進法と關係がある。羅馬人は稍々不規則に一月の初半を大體上月の變化に相應したカレンヅ、ノーネス、イデスの三期に分つことを公けの法としたが、恐らく之と同じ起源に基くのではあらうけれども、八日宛の (mundine) 商用上の時期にも分けたのである。七日宛の區分はアシャンテイにあり、又恐らくペルーにもあるやうであるが、ジャワには一年を七日宛の三十期に分つ法があると傳へられて居る。

(註一) Hollis, *The Nandi*, p. 95f.

(註二) Rhys Davids, *Buddhism* (in *Non-Christian Religious Systems*), 140f. 故に此著者が云て居るやうに布薩は毎週の祭日であつて、眞の七日を一週間とする法に近き。

(註三) Alexander, *Short History of the Hawaiian People*.

(註四) 週間の詳細な説明は之に關する引照と共に *Hastings, Ency. R. E. "Calendar"* の項にある。

六〇七 それで種々の社會には月の變化に關係なく専ら便宜の爲めに出來た一ヶ月の區分が行はれ多くの場合を一週間とすることが偶然に暗合し、又月の變化の中では新月と満月とが最も多く暦日の上の特徴と認められたやうに思はれる。新月は陰曆の始を示すといふ外に、多くの民族は之を友人がた一び衰滅した後に亦た復活したものととして喚呼して迎へたのである(註)。又満月は人間の感情生活と密接に關係すると同時に、一月を二等分する徴として重要な意味を有て居た。

(註) Hollis, *The Nandi*, p. 79; Frazer, *Adonis Actis Osiris*, pp. 370ff, 376.

八 希伯來の安息日

六〇八 タブーに附せられた日は仕事を禁じ、休息の期間として區別された日である。(註一)これがヘブライ安息日の原本的形式であつて、舊約聖書の古い部分に於てかゝる日に普通の仕事をする事は不法と記されて居る。(註二)然しかゝる規定の眞の起源及び發展は必ずしも明瞭ではなくして、之を或る特殊の神の儀式より生ずと爲し、又之を超自然力(註三)を宥和する爲めの日であると考ふるやうな説は採用し難い。恐らくそれは月と何等かの關係を有する一の原始的制度であらうと思はれるが、其の起源を明確に示すのはバビロニアの刻文に於て *shabattu* (註四)といふ語が満月を示すといふ事實に現はれて居るやうである。ヘブライの安息日と同一視することは、古代の舊約の文書に於て(註五)、新月と安息日が共に商賣を営むことを不法と爲す日として並置されたといふ事實に依つて眞實であるやうに思はれる。此等の日は明かに其月の二つの重なるタブーの日であつて、就中新月の日が最初であるといふ事實は、云ふまでもなく其月の始めに新月があるからである。

(註一) 彼の有名なヨルバ族の休日即ち五日の週間の初日を参考せよ。(A. B. Ellis, *Yoruba*)

(註二) 安息日に關する参考書としては、Herzog-Hauck, *Real-Encyclopaedie*; Jastrow, in *American Journal of Theology* for 1898; Cheyne, *Encyclopaedia Biblica*; Hastings, *Dictionary of the Bible*; Jewish *Encyclopaedia*; F. Baun, *Der Sabbat* in *im Alten Testament*; Benjinger, *Hebräische Archäologie*; Nowack, *Hebräische Archäologie*; C. H. Toy, "The Earliest Form of the Sabbath," in *Journal of Biblical Literature* for 1899 (ヘブライの安息日がタブーの日であるといふ見解はこゝに述べたのが其嚆矢である)を見よ。

(註三) マプーの日は宥和の儀式を行ふ時であることもあるが、然しこれが此日の特徴ではない。

(註四) T. G. Pinches, in Proceedings of the Society of Biblical Archaeology, XXVI, 51ff; Zimmer, in Zeitschrift der deutschen morgenländischen Gesellschaft, LVIII, 199 ff, 458ff; J. Meinhold, Sabbat und Woche in Alten Testament. 此のメロニア語がヘブライの shabat と元來同一であることは疑ふ理由がない。

(註五) 2 Kings, IV, 23; Amos VIII, 5; Isa. I, 13.

六〇九 バビロニアの満月の日が儀式上特に重要な日であつたかどうかは確實でなく、又ヘブライ人が、たとひ其れが彼等の安息日であつたとしても、如何にして此日を特に重要視するに至つたかは明かでない。古代の律法の文書に於ては此日は單に一の禁止の時であつて、即ち人間も動物も勞働を休まねばならなかつたのである。(註一) 後代の法典に於て此日を嚴守すべき宗教的動機が始めて移入されたのであつて、即ち始めには彼の埃及の束縛から國民を救ふたことの爲めに、ヤーエーに感謝し續いてはヤーエーが世界を創造する爲めに六日間働いて第七日目に其仕事を止めたことを尊敬するといふ動機が加つたのである。(註二) 紀元前第六世紀に於ては安息日はヤーエーの國民に對する守護を示す特別の徴として尊重され、更に下つては神の掟に喜んで服従する日と考へらるゝに至つた。(註三) かくて安息日が道徳化する過程は長年月に亘つたのであつた。(註四)

(註一) Exod. XXIII, 6.

(註二) Deut. V, 12 ff; Exod. XX, 8ff. こゝに「神聖」と云ふ言葉は儀式上隔離されること即ちマプーを意味して居る。

(註三) Ezek. XX, 12f, 16, 20f, 24; Isa. LVIII, 13f. cf. article "Sabbath" in Jewish Encyclopedia.

(註四) ヘブライの語根 shabat は「止める」と云ふことを意味し、それはマプーの日の性質とよく一致することを示して居る。

然し此意味はバビロニアの語根には確實に見出されないのであつて、所謂 *shabath* といふ言葉の根源の意味は未だ決定されない。

六一〇 上に述べる如く種々の實驗から一月を區分するに就て、七日を一週間とすることが各地で(バビロニヤ、布哇、ジャワ、アシヤンタイ) 獨立に漸次行はれて來た。それで此區分法の基礎は云ふまでもなく一月を四分するに在るが、恐らくそれはまた便宜上から資けられたのであらう。即ち七は中間數であつて、六日を働き一日を謹慎して休むことは實際上の配置として好都合である。此方法はヘブライ人の間では早く紀元前第八世紀から現れて居つた(註) それはバビロニヤの習慣から來たか又はそれに暗示されたか、或は之に就ての事實は明らかでないけれども、古代のヘブライの習慣であつたかも知れない。何れにしても猶太人の宗教上の組織才能が七日法を取て、之を儀禮の制度の中に取り入れたのである。然も更に重要な變化は猶太人が月の變化を無視して(勿論月の始めである新月は別であるが)、一週間と其第七日目の安息日とを續けて計算したことである。尤も月の變化を無視する場合は上に之を擧げたが、併し猶太人の此計算法は獨特のものであつて、それが簡單で且つ便宜であるために終に世界中に行はるゝに至つたのである。

(註) Exod. XXIII, 12.

九 吉日と凶日

六一一 種々の事物から放射し又空中に漂ふて居る魔障は、何等かの日と結び付くのであつて、何

れの社會でも幾多の經驗からして安全に且つ有利に事を爲し得る日と得ない日との制度が発生するのである。即ち上に述べたやうな經驗上及び天文上の重大な時機があり、又死亡敗北などの如き特別な出来事のために或日が凶日と定まつて来る。かゝる信仰は極めて多いのであつて、其起源は殆ど遼遠にして明かでない。古代の文明國民は運勢の法則を有て居つて、埃及には凶日を擧げた長い表があつた(註二)。バビロニアでは六月と八月其他の月の或日(七日、十四日、十九日、二十一日、二十八日)には國王卜者醫者に種々の煩はしい禁制を課したのである(註三)。ヘシオドには仕事に好都合の日と然らざる日との簡単な表が出て居るが(註三)、羅馬人のヂェス・ネファステイ(dies nefasti)は本來の意味は『非宗教的の日』であつて、不吉な凶日であつた(註四)。

之と同様な吉日凶日の表は現存の諸民族の間にもあり(註五)、基督教國で俗に行はれて居る運勢の掟は非常に夥しく且つ精細である。(註六)併し此等は皆合理的な行爲の規則を斥けて不合理を與へる爲めに、昔も今も大なる害毒を流して居る。

(註一) Chabas, Le calendrier des jours fastes et néfastes; Maspero, Études égyptiennes, I, 28ff.; Wiedemann, Religion of the ancient Egyptians, chap. X.

(註二) IV Rawlinson, plates, 32f.; Jastrow, Religion of Babylonia and Assyria, p. 373 ff.

(註三) Hesiod, Works and Days, 763ff.

(註四) Wissowa, Religion der Römer, p. 365ff.

Fowler, Roman Festivals, index 羅馬人は其公けの宗教に關して徹底的に一年中の日を、Dies ferri(禮拜すべき祭日) Dies profesti(普通の仕事の日)と、Dies interdicti(宗教と普通の仕事との相半ばして混合する日)とに區分した。

(註五) Hastings, Ency. R. E. III, 29 (Burma)

(註六) J. H. King, The Supernatural, index, s. v. Luck.

六二二 上に擧ぐる如き多くの場合や又多くのトーテムズムの規則の中には、特殊の食物の禁止があつて此等の禁條は甚だ多く、種々の階段が文明に現はれて居る(註一)此等は種々の原因から生じたのであつて、風土や衛生上の信念や(宗教的觀念や例へば或動物に神聖な性質を認めたり、或食物を超自然者や儀式と結付けることなど(註二)、又恐らくは偶然の經驗から生じ、特殊の習慣の多數は吾々に其歴史が明らかでないものである。併しそれに含まれて居る原理は食物とそれを食ふ人とを同一視することであつて、其食物に超自然力のあるときには、(夫自身の神聖な性質のために、又それと神聖な人物との關係のために、或は又教規の命令のために)それを食ふに無資格の者に取つては有害なものとなるのである。

(註一) Westermarck, Origin and Development of the Moral Ideas, chap. XXXVIIIに多數の實例が出て居る。尙ほ本書上

掲二〇四以下断食に關する説明を見よ。

(註二) Howitt, Native Tribes of South-East Australia, p. 630 ff

六一三 食物の禁條の或特別な形式は、法律的規則に固定して居る社會的宗教的傳承に依て、社會が互に隔離した若干の集團に分れて居るやうな場合に現はれて來るのであつて、此の如き場合には各集團の食事は動もすれば法律を以て規定され、下賤な者が觸れたものを尊貴な者が食ふのは、危険な恐ろしいこととなるのである。此種の制度の適例は印度の種姓の制度であつて、之は國民の生活に著

しい悪影響を與へて居る。(註) 全てかゝる人爲的な會社の區別は教育と人權の自由とに依て漸次に衰へるのであつて、それは現代の印度に現れて居る傾向である。

(註) E. A. Gait, article "Caste" in Hastings, Encyc. R. E.

一〇 タブー侵犯の刑罰

六一四 若し有害なる力が或る事物の中に存する場合には、刑罰が之を侵す時に自然に伴ふと想像されて居る。即ち此事物に接觸することに依つて、其有害なる力が之を侵す者の身體の中に入り、彼を破滅せしめるのである。多くの經驗はかゝる結果が確實に生ずることを野蠻人に示したやうであつて、之に加ふるに長年月の傳説に依つて生じた熱狂的の信念が、彼等の想像の上に強く働き、且つタブーの行はれる社會に於ては、かくして肉體の上にも害悪を屢々生じたのである。例へば路傍に在る食物を食つた者が、後にそれが會長に屬して居たことを知つた時には、僅かの時間の中に病を得て斃れたのである。(註一) かゝるタブーの制度が法律となつた時には、(註二) 其侵犯に對する刑罰は當然政治上の權威者から課せられたのである。タブーを法律の一部分とし、且つ前者を後者に從屬せしめる傾向は、政治的組織と知識の進歩すると共に發達し、此趨勢の一結果として或偉大なる人物は屢々下級者によつて規定されたタブーを侵しても罪を得ないやうになつたのである。かゝる場合に於て其偉大なる人物のmanaがタブーの感染に打勝つことが出來ると云ふのが野蠻人の考へであるが、然し此場合に於ても根本的には政治的權威の勝れて居るといふ感があつたのであらうと思はれる。

(註一) Frazer, Golden Bough, 2d ed, p. 321

(註二) かくしてタブーは罪科を集積して法律特に刑法の發達を助けたが、然しこれはタブーが其固有の領域から離れた場合に於つてのみである。 Cf. Frazer, Psyche's Task, p. 17 ff.

六一五 然し會長のmanaは屢々刑罰解除の手段としても働くのであつて、即ち若し或者が不注意より、又或る場合には故意に、タブーを侵した時には、其者は會長の身體の一部分に觸れることに依つて刑罰を免がれることが出來たのである、此場合に於ては優者に固有な力が、身分の低い者に入つたタブーの力を斥け又は破壊するのであつて、これは原始的なタブーの觀念が社會的階級と權威の觀念に依つて、如何に變化したかを示す他の例である。

一一 タブーの解除

六一六 一般に呪術的儀式は或る事物又は行爲の中に存する有害なる力に反抗し、又はタブーの規定を侵すより生ずる有害なる結果を破る爲めに行はれて居る。此目的の爲めに瀧水や沐浴や呪物が有効であると考へられるのである。即ち古ヘブライの法典に於ては、疫病に感染したと考へられた家に存するタブーは、其家に水を注ぎ、且つ鳥を殺して其血を濺ぎ、又他の鳥を放つことに依つて解除されたのであつて、此放鳥が其疫病の力を自ら擔ふて去つたものと見做されたのである。(註一) 又婦人は男子を生んだ場合には四十日間、女子を生んだ時には八十日間タブーであつて、此タブーは燔祭と罪祭によつて解除されたのである。(註二)

(註一) Lev. XIV, 48-53.

(註二) Lev. XII.

六一七 一般に行はれるタブーの制度は便宜上又は快樂の爲めに、其種類の合意に依つて廢止することが出来るのであつて、或る場合に於ては性交の禁止が暫くの間解除されるのであるが、其期間が終つた時には、再び之を禁止するのである。(註一) 世界の各地に於ける多くの特殊な儀式は結婚の規定の更改に關係して居る。(註二)

(註一) 多くの民間の祭禮に於ても同様である。Spencer and Gillen, Native Tribes of Central Australia; Hopkins, Religions of India, p. 453 ff.; Westermarck, Origin and Development of the Moral Ideas, chap. XLII.

(註二) 此例證は Crawley's Mystic Rose, pp. 223, 480 ff., chap. X ff. に出づる。

ニータブーと呪術

六一八 タブーの習慣に關聯する呪術的行事に就ては、既に之に觸れて説明したが、タブーと呪術とは全ての事物に寓する秘密の力(便宜上之をマナと稱しても差支ない)の觀念を共通の根底として居る。併し兩者は此力の相異つた方面を見て居るのであつて、其社會上の發達は大に異て居る。即ちタブーは經驗上から想像した力に固有な害惡の方面を認め、之を避けんとするのであつて、呪術は單獨の人力では如何ともし難い種々の結果を得んがために、マナの力を利用するのである。それでタブーに於ては人は自ら秘密の法則の支配下に在ると考へ、盲目的に之に服従するのを本分とし、呪術に於ては人は自ら偉大なる力の支配者であると考へ、専ら知識を必要とするのである。又タブーは日常

生活の指針として多數の非合理的規則を作つたが、呪術は之に熟達する人々の組織的團體と共に、科學に類似するものとなつて發達し、一方では宗教と接觸しつゝ、他方では現實の科學と接觸したのである。

六一九 呪術とタブーとの間に更に密接な關係の存することは、兩者が共に或程度まで聯想の法則に基き又類似の方法は類似の結果を生ずるといふ原理に基くことから想定されて居る。云ふまでもなく或タブーの規定が此觀念に基くことは事實であつて、(註一) 怯懦な動物の肉を嫌ひ勇猛な動物の肉を食ふのは人が自己の食物の性質を享有するといふ信念に基き、又婦人と交際すれば男は往々女らしくなると想像されて居るのである。それでタブーの多くの禁條や警戒の中で、聯想を其決定的要素とするものがあることは略々想像されるのである。併しながらタブーの規定の多數には此説明は適合しないのであつて、上に述べたやうな經濟上性慾上のタブーや死體を恐れること、又は會長に屬する事物に觸れることを恐れるなどの場合に於ても、單に或事物に宿る有害な力の信念のみには歸することのできない習慣が存するのである(註二) 而して事實上野蠻民族はタブーと呪術とを區別して居るのである。

(註一) Tylor, Early History of Mankind, 3d ed., p. 127 ff.; Hubert et Mauss, in Année sociologique, VII; Frazer, Early History of Kinship, lecture II, especially p. 52 ff. (フレイザーは「消極的呪術」即ち有害なる力を避けるために行ふ呪術と定義して居る)。男女の性的特徴の轉移に就ては Crawley, The Mystic Rose, chap. IX を參照せよ。

(註二) Cf. R. B. Marett, "Is Taboo a Negative Magic?" (Reply to Frazer) in Anthropological Essays presented to E.

B. Taylor.

六二〇 習慣の混合は原始時代に於ても後代に於ても亦野蠻時代でも文明時代にても全て人類社會に常に行はれるのである。それで嚴密なるタブーの規則と一般の法律とが混合して居ることは既に之を考察したが、更に之を詳言すれば、タブーの規則は個人の創意呪術の觀念及び任意の規定等と共に、社會生活の一單位を爲すのであつて、事實上の社會の組織は僅かに發達した部族に於てすら複合的であり、永い間の經驗と實驗の産物として社會的思想や感情の全ゆる方面が此中に含まれて居り、多少共統一ある一體と爲て居るのである。而して社會的要素の此等の方面が互に相影響するものであると同時に、又或程度まで其各方面を區別することもできるのである。故に多くの場合に於ては一般の法律がタブーの規則を採用し變化し若くは廢止することがあるのであつて、總じて嚴密なるタブーと聯想の觀念との間には分界線を認め得るのである。さうして又或場合にはタブーの習慣に對する説明は後に附加した思想であつて、即ち既に存在するものを説明せんとして想定した假定に過ぎなかつたのである。(註)

(註) Cf. Marett, op. cit.

六二一 タブーの制度が或るポリネシア人の社會に行つた専制主義は歴史上異常な事實であつて、ニュージーランドやハワイに於て行爲の制限は頗る多く、且つ吾人には殆どかゝる生活が堪え難いと思れる程に冷酷に實行されたのである(註)。ニュージーランドに於ては多數の禁條があり、又酋長等

の人格の神聖を侵し彼等の特權を蹂躪することを絶えず怖れて居る上に、例へば火災の如き非常な災厄の場合に罹災者は其所有物を奪はれるといふ恐るべき規則があつて、彼に加へられた笞杖は其所有物の全てに罪を印すると考へられたのである。又傳承的なタブーの外に酋長等の任意規定もあつて、之がまた絶えず新なる苦痛の原因を生じた。併しそれでも尙ほ人民は或程度まで安樂な生活を送り、地震疫病洪水や法律の不正有力者の横暴などがあるにも拘はらず、略々文明社會に於けると同様な生活が出来たのである。

(註) R. Taylor, New Zealand, chap. VIII; Alexander, Short History of the Hawaiian People.

六二二 タブーの續く期間は時代に依り國民に依て著しく異て居る。食物酋長性交に關するタブーは普通に永續する日常の習慣であつて、經濟的行爲に關するタブーは種々の生産に要する時期の間有効に働いて居る。ハワイでは或魚を捕へることを半年間禁止し、ボルネオでは他の仕事の禁止を伴ふ收穫のタブーは往々數週間繼續するのである。マヲリの傳説の中には三ヶ年のタブーのことが現れて居る(註一)。稍々後代のヘブライの法律では七年毎に全ての農耕の仕事を止めた(註二)。又或る凶兆は恰もローマに於ける九日祭(Novendiales feriae)の場合の如く、長期の禁止を要することもある(註三)上に述ぶるやうに經濟上のタブーは屢々便宜上から規定されるのであつて、此等は超自然的制裁を負課した要慎の規則に外ならない。

(註一) Shortland, Maori Religion.

- (註二) Exod. XXIII, 10 f.
(註三) Levy, I, 31.

一三 タブーの分布

六二三 ボリネシア特にニュージールランド及びハワイはタブーの本據であつて、此制度が最もよく總括され包容された唯一の地方である。タブーはメラネシアにも存在して居るが、然し比較的單純であつて(註一)、英領ニューギニアに於ても同様である。(註二) ボルネオの或る部分に於ては少しく變化して居つて、即ちタブーにマリ(Mali)と稱するものと、ペンテイ(Penti)と稱するものとの二種類がある。前者は或る機會に於て絶対に仕事を禁ずることであつて、後者は仕事がペンテイでない人々に依つて始められたならば之を許すものである。兒童の出産前には此後者の形式が兩親の上に存するのである。(註三) ランド・ディアク人にはラリ(Lali)の日と云ふものがあり、又シー・ディアク人にはペマーテ(Pemate)と稱するものがあつて、(註四) 此等の語は何れもタブーと同義である。

- (註一) Codrington, The Melanesians, p. 215 ff; George Brown, Melanesians and Polynesians, p. 273 ff.
(註二) Seligmann, The Melanesians of British New Guinea, Index, s.v. Taboo.
(註三) H. Ling Kool, The Natives of Sarawak and British North Borneo, I, 98.
(註四) ヲン・ノントム(Permentong)に就ては W. H. Furness, 3d, Home Life of the Borneo Head-hunters, p. 10 ff. を見よ。

六二四 アジア及びアメリカの各民族の中にはタブーの普遍的制度が存在した證據はないけれど

も、個々の場合に於ては、タブーの規定を示すものがある。例へば出産の際に印度人の父は母と共に或る禁條に従ひ、其タブーは沐浴によつて解除される。(註一) 又兒童の死亡した際にシウ印度人の父は六ヶ月間又は一年間タブーであつた。(註二) 西アフリカのカラバールに於ては各個人に對してイベツト(Ibet)と稱するタブーがあつて、これは兒童の保護者たる精靈と結合して居つた。(註三) アツサムに於ては經濟上及び其他のタブーが甚だ複雑に組織されて居る。(註四) 又カフィール人(註五)及びエスキモー人(註六)の中には死亡に際してかくの如き規定がある。

- (註一) Mann, V, 62.
(註二) Miss Alice Fletcher, Indian Ceremonies, p. 297 f.
(註三) Miss Mary Kingsley, Travels, Index.
(註四) T. C. Hodson, "Genna amongst the Tribes of Assam," in Journal of the Anthropological Institute, XXXVI, (1906).
(註五) Kidd, The Essential Kafir, Index.
(註六) Boas, in Sixth Annual Report of the Bureau of American Ethnology, and Bulletin XV, American Museum of Natural History.

六二五 古代の文化民族には一般にタブー制度が存在した證據はないが、或る事物に危険を減ずる種々の禁示があつたことは先に述べた通りである。即ちそれは主として屍體、疫病の家屋、月経時及び出産時の婦人(註一)、及び或種の公人(例へばローマのフラトメン・ディアリスの如き)に對するものである。又埃及、バビロニア、希臘、羅馬には不吉の日の表がある。ヘブライやピタゴラス派に

行はれた食物の禁止の起源は明瞭でないが(註二) 其等は上にも述べたやうに神聖な動植物に對する一般的尊敬又はトーテムの關係、其他我々には知らない種々の條件から起つたのであらう。ヘブライに於て禁せられた動物の表は、ヤーゼーを崇拜しない周圍の地方の儀禮に反對する爲めに漸次擴張したやうである。古代のタブーの習慣が尙其以前の廣い制度の遺習であるか、又其社會に於て行はれたタブー制度の極點を現はすものであるか、何れにしても其材料たる事實を決定することは我々には不能である。

(註一) Lev. XII-XV.

(註二) Dent. XIV; Lev. XI; Diogenes, Laertius, Pythagoras, XVII.

六二六 ポリネシア地方以外の各地に於てもタブーの意味に多少類似する語がある。(註一) 例へばメラネシアのタムブー(tambu)は神聖な性質を有するものであり、(註二)ボルネオのラリ、ベマテ、マリ、ペンテイ等の語は先に述べた通りであり、又マレイ群島に於けるタイモールにはボマリ(Pomali)といふ語がある。又マラガシーのファデイ(fadi)は「危険な」禁せられた」ことを意味し、(註三)西アフリカのガブン(gabun)に於けるオルンダ(ornnda)といふ語は人間に禁せられたことを意味して居る。(註四)ヘブライのタメー(tame)は危険な觸るべからざるものに用ひられ、儀式的に汚されないものに用ひられて居る。(註五)而して此意味は屢々カドシユ(Qadosh)と云ふ語に付屬し、此語は英語では「神聖」(Holy)と譯されて居つて、超自然的な従つて危険な性質の存在するを意味して居る。(註六)

(註一) タブー或はタブーに就ては E. Tregear, Maori-Polynesian Comparative Dictionary; W. Ellis, Polynesian Researches, IV, 385 を見よ。

(註二) Codrington, The Melanesians, p. 215.

(註三) A. van Gennep, Tabou et Totémisme à Madagascar.

(註四) R. H. Nassau, Fetishism in West Africa, p. 211.

(註五) タブー本来の意味は希臘語の *εἱσός* (*ēios*), *εὐαγγέλιον* 及びラテン語の *sacer* には存しないのであつて、此等二語はむしろ悪行の爲めに用はれ忌まれることを意味して居る。

(註六) 聖典は「手を汚す」と云はれて居る。

六二七 從來知られて居る全ての事實から歸納すると、タブーの觀念は其發達は地方に依て非常な差異があるけれども、何等かの形に於て世界の大部分に存在し、又は嘗て存在したと云ふことができ(註一)總じてタブーの分布はトーテムズムの分布と反比例を爲して居るやうに見えるのであつて、トーテムズムの重なる中心地たるオーストラリア及び北アメリカにはタブーは微弱であり又は全く缺て居り、トーテムズムが殆ど認められないポリネシアでは最も著しく表はれてゐるのである。それでトーテムズムは狩獵社會に生じた社會的生活の中に表れて居るに反して、(註二)タブーは農業が重要な部分を占て居る稍々定住的な社會の産物であるといふことができやう。尤も之は一般的の事實であつて、トーテムズムとタブーの發達を決定する種々な影響を穿鑿することは不可能である。蓋し此等の影響の幾分は既に悠遠なる過去に葬られ、且つ研究者に収つて不便なことには、現在行はれて居るタブーやトーテムズムは共に衰退しつゝあるからである。例へば何故にタブーが漁業と伴つてハワイに盛に

行はれ、反つて未開の半農業的な北アメリカの諸部族に榮えなかつたかは、精密に之を説明することができないのである。故に吾人は唯各社會が其資質に適合する制度を完成したと漠然云ひ得るに過ぎないのであつて、何故に或民族の資質が或特殊に適合したかといふことは到底説明し得ないのである。

(註一) Cf. articles "Taboo" in *Encyclopaedia Britannica*, 9th ed. (by Frazar) & 11th ed (by Thomas).

(註二) トーテミズムと動植物に對する人間の態度との關係は五二四以下及び五六四以下に述べて置いた。

六二八 文明諸國に於ける「タブー制度の消滅」は要するに智識と道徳との一般的進歩に基くのである。而して此制度は常に漸次暗黙の裡に消滅するのであつて、習慣が不必要となり又煩累となつたが爲めに漸次に亡び去るのは著しいことである。尤も時として或個人が定まつた習慣に大膽に反抗して新時代を實現することに成功することもあるのであつて、例へばヨルバ族の古來の習慣では國王が死ぬば其長男は自殺しなければならぬことになつて居たが、此習慣は一八六〇年にアデル (Adeln) 某の攻撃する所なり爾來行はれないやうになつて居る(註)。至て思想を擴大するやうな傾向はタブーは排斥せんとするのであつて、民族が部族となつたり、トーテミズムの舊團體を排斥するやうな任意的の團體や秘密團體が盛になつたり、又農業や商業が發達したり、至て個人の權力を増し家族生活を促進するやうな事柄は、自然に窮屈なタブーを廢するやうになるのである。

(註) A. B. Ellis, *Yomba*, p. 167.

六二九 又未開民族の間に於て文化の高等な社會との交通が同様な結果を生ずることは云ふまでも

ない。タブーの歴史に於て最も顯著な出來事の一は一八一九年ハワイ諸島に於て民衆の運動の結果全然之を徹廢したことである(註)。此運動は最初王族特に女王の一人が之を始めて全國民が熱心に之を後援し、其結果遂にタブー制度を顛覆するに至つたのである。之は基督教の宣教師が此島に來る以前であつたが、併し其より數年前に外人が此島に來て居たから(カピテン・クツクは一七七八年初に此島に來て居る)、此改革は其人々がタブーを無視しながら何等の害を受けなかつたといふ事實を目撃してかと思ひ付いたことであらう。何れにしても革命的運動を生ずるのは國民が一層高等な觀念を受容れるから起るのである。

(註) Alexander, *Short History of the Hawaiian People*, chap. XXII.

一四 宗教史上に於けるタブーの職分

六三〇 タブーと道徳宗教及び一般の社會組織との關係は上に述べた事實に依て明らかであるが、タブーは義務感を産出するものでもなく、又如何なる行爲が正しいか正しくないかを決定するものもない。義務の觀念は人類社會と共に始まるものであつて、人間は人間となつた瞬間に既に潜在的に道徳的存在であり、又同様に宗教的存在であつた(註)。それで人間の生活の經驗は自ら生活の規則を導き出し、此規則が或漠然たる本能と結合して人間に對する命法となり、『當爲』といふ語の示す觀念が漸次に形造られるのである。而して此觀念の實際的内容は種々の經驗に依て決定されるのであつて、決意とは或事物が有利なりや否やを考へることである。かくて或有害なる事物が人間以外の勢力

に基き、而もかゝる事物は之を避けねばならぬといふ信念が生ずるならば、此信念が即ちタブーの制を生ずるのである。

(註) 道德的義務感の萌芽が下等動物に有りや否やの問題に就いては「二」を見よ。

六三一 道德の禁止は人間に對する社會的關係より生じ、タブーの禁止は超人者の社會關係より生ずるが、此二個の存在に對する義務は何れも經驗によつて規定されるのである。「汝の同族を殺す勿れ」といふ規則は人類社會の一個の必然であるが、「屍體に觸るゝ勿れ」といふ規則は、超人的な惡意を有する死を與へる威力に對する恐怖から生じたのである。毒草を避けることは共同の經驗に基く義務であるが、酋長の食物や其他の食物を避けることは、精靈又は或る秘密の威力を怒らすことを怖れるから生じたのである。かくの如く凡てのタブーの規定は行爲に關する他の規定と相對して異つて居るのである。(註)

(註) 勿論凡ての個々のタブーの起源如何は我々には不明であつて、それは多くの場合に於て未知の條件から生ずるのである。

六三二 タブーは本質上宗教的であつて道德的ではない。それが本來の道德的行爲に一の超自然的裁可を與へ、かつ合理的な社會關係を維持する限りは(妻や財産は他人には凡てタブーとされて居る場合の如き)、其タブーは屢々有益なものであるが、然し他方に於て若しそれが人類の關係に基礎を有せず、或は何等かの方法に於て健全な人間の正當なる本能に反對するやうな行爲を進んで義務たらしめる場合には、其タブーは不道德である。而してこれは屢々實際に起つたのであつて、此場合には其タ

ブーと道德との間に當然衝突が起つた。此衝突は其民族の倫理の歴史に於て實に些からざる部分を占めて居つて、又反響は尙現代に至るまで残つて居る、凡ての宗教に於て道德と儀式との間に合理的な調和を齎すことは困難であつて、タブーは本來非合理的ではなく、原始時代に於ては合理的な超自然者の存在に對する信念から生じたのである。而して此信念は原始の經驗によつて支持され、此經驗に依ればタブーの侵犯は疾病や死亡其他の不幸を伴うたやうである。然し此信念は知識と反省の進歩すると共に不合理と考へられるに至つた。

六三三 タブーは一の宗教的觀念であるから、凡ての民間宗教に依つて採用され且つ培養された。而してそれは宗教其物に依つて排斥されずして、宗教を合理化せんとするあらゆる力に依つて、終に斥けられたのである。それで宗教上の指導者は輿論が之を要求する限りに於てタブーを修正したのであつて、使徒パウロの如き聰明な靈的な人は宜しきに適はずして聖餐に與かる者は病と死とを招くと云つたのである。(註) かくして多數のタブーは暗黙の中に忘れらるゝに至つたのである。

(註) I Cor. XI, 27-30.

六三四 そこでタブーは本來の道德と時には反對し、又時にはこれと交錯して、人間の道德生活と共に存在したものである。而して廣く弘まつた凡ての制度と同様にタブーは一面に於ては人間を結合し、又他面に於ては凡ての不合理な禁止と等しく人間を分離せしむるに至つた。且つタブーは凡ての積極的な法則と同じく道德的義務感を養ふたが、然し又凡ての不合理な法則と同様に合理的な道德的